

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)進捗状況

令和5年3月末時点

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
1	<p>就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活する上で必要となる日本語教育を行うため、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促し、地域における日本語教育の促進及び水準の向上を図る。</p> <p>また、都道府県等が、日本語教育機関、企業、民間支援団体等の関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援する。</p> <p>さらに、都道府県等の「日本語教育の参照枠」を参照したカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成、研修の実施を支援するほか、先進的な取組を行うNPO等への支援を実施する。 〔文部科学省〕《施策番号1》【ロードマップ1、2】</p>	文部科学省	<p>地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、都道府県・政令指定都市等が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、生活者としての外国人の日本語学習機会の確保を図っている。</p> <p>日本語教育の推進に関する法律に基づく国の基本方針が令和2年6月に閣議決定されたことを踏まえ、地方公共団体に対して、国の基本方針の策定の周知及び本方針を踏まえた取組の実施に努めるよう通知で依頼した。都道府県の基本方針の作成状況については、令和2年以降、年度ごとに作成状況の調査を行い、把握に務めている。また、先進的な作成事例についても紹介し、作成を推進している。さらに、令和4年11月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について(報告)」を踏まえ、令和5年3月に、各地方公共団体の基本的な方針の策定事例や各地方公共団体の実情に応じた対応について、地方公共団体への周知を行った。</p> <p>また、都道府県・市区町村等の日本語教育の担当者を対象とし、各域内における日本語教育施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的として、令和4年12月に研修を行い、令和4年11月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について(報告)」を説明するとともに、都道府県等による地域日本語教育の総合的な体制づくりや基本方針策定についても事例を紹介し、さらに取組を推進した。</p> <p>加えて、地域日本語教育の優良事例等の情報共有と意見交換、地方公共団体の基本的な方針の作成の周知と依頼を行うため、都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者等を対象とする連絡会議(令和5年3月)等を開催した。</p> <p>「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムとして、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、NPO法人等が行う各地域における日本語教育に関する優れた取組を支援している。</p>	<p>地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、引き続き、生活者としての外国人の日本語教育環境の強化をするための都道府県等の総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施を着実に推進し、日本語学習機会の確保を図る。</p> <p>また、令和4年11月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について(報告)」を踏まえ、日本語教育の機会の提供だけでなく質の向上を図る取組についても推進する。</p> <p>「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムとして、引き続き、生活者としての外国人を対象とした、NPO法人等が行う「特定のニーズ」に着目した先進的な日本語教育に関する取組を支援する。</p>
2	<p>国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、専門性を有する日本語教育人材の確保と日本語教育全体の質の向上を図る必要がある。このため、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月文化審議会国語分科会)を踏まえ、地域日本語教育コーディネーターや、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及を一層推進するとともに、同報告で示された日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のために、共通に活用できるICT教材の開発・普及を進める。 〔文部科学省〕《施策番号2》【ロードマップ2】</p>	文部科学省	<p>文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成31年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」改定版で示す日本語教育人材の教育内容、モデルカリキュラムの普及を図るため、報告に基づくカリキュラムを開発している。</p> <p>また、開発されたカリキュラムを活用して、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの実施を令和2年度より開始している。</p>	<p>引き続き、日本語教育を担う人材の養成・研修のカリキュラムの開発とともに、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの実施・普及を行い、日本語教育の質の向上を図る。</p>
3	<p>国内外における日本語教育の水準の向上のため、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法に関する共通の指標として作成された「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文:Can doという。)やレベル尺度等に対応した各分野別の教育モデルを開発する。また、日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関により、「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。 〔文部科学省〕《施策番号3》【ロードマップ2、3(再掲:12)】</p>	文部科学省	<p>令和3年10月に文化審議会国語分科会で取りまとめられた「日本語教育の参照枠(報告)」を活用した教育モデル開発事業を開始し、「生活」「留学」「就労」の各分野1団体ずつ採択を行い、モデルカリキュラム及び評価手法の開発に着手している。</p>	<p>令和4年度から開始した「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業を令和5年度も継続実施し、引き続きモデルカリキュラム及び評価手法の開発を行うとともにその成果の普及を図る。</p>
4	<p>日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の市区町村に対する教室開設のためのアドバイザー派遣とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、日本語教室開設に向けたセミナーや研究協議会を開催する。さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人等が、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材(日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称:つながひろ))を現在14言語開発して提供しているが、本サイトを17言語に増やすとともに、外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を着実に身に付けられるよう「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の追加等を行う。 〔文部科学省〕《施策番号4》【ロードマップ2、5、8】</p>	文部科学省	<p>「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に居住している外国人への日本語学習機会提供を目的とし、日本語教室の開設を促進している。</p> <p>また、日本語教室の設置が困難な地域に住み、日本語教室に通うことができない外国人のために、ICTを活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発を行い、令和2年6月に日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」を6言語で公開している。さらに、本サイトの普及のため、11月に宣伝動画や使い方ガイドブック等を作成し公開した。令和4年度は、ウクライナ情勢の影響を受け、我が国にウクライナからの避難民が徐々に入国しつつあることを考慮して、6月時点でウクライナ語及びロシア語を追加している。令和4年12月をもって、17言語対応が完了した。また、日本語教育関係者を対象に活用セミナーをオンデマンド配信(令和5年3月)し普及の促進を図った。</p> <p>加えて、日本語教室の開設に向けて取り組んでいる地方公共団体を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する空白地域解消推進セミナーを令和4年12月に開催した。</p> <p>なお、令和5年1月にはこれから日本語教室開催に取り組もうとする地方公共団体を対象に意見交換の場としての研究協議会も開催した。</p>	<p>引き続き、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。</p> <p>日本語学習サイトについては、令和5年度には新規1言語を追加し、「日本語教育の参照枠」に対応した内容検討及びコンテンツ作成を行う予定である。</p>
5	<p>日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度を整備することにより、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上と日本語教師の能力及び資質の向上を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与する仕組みを構築するための新たな法律の法案提出を含めた検討(制度化に向けた有識者会議を実施)を進めるとともに、日本語教育機関における日本語教育に対する支援等について検討を進め、必要な措置を講ずる。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号5》【ロードマップ2、11】</p>	<p>文部科学省</p> <p>法務省</p>	<p>【文部科学省、法務省】</p> <p>文部科学省において、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の新たな資格制度の詳細等について検討を行うため、令和3年度に引き続き、有識者会議を設置して議論を行い、令和5年1月に報告を取りまとめた。その後、同年2月に、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度に関する法案を令和5年通常国会に提出した。引き続き、制度化に向けて、法務省をはじめとする関係省庁等との調整など検討を進めている。</p>	<p>日本語教師の資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて、引き続き、法務省をはじめとする関係省庁や関係機関等との調整を進め、法案成立を目指す。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
6	生活上の困り事を抱える外国人を適切な支援(例:解雇等された場合の就労・生活等のための支援、ニーズやレベルに応じた日本語の学習のための支援等)につなげることのできる人材(「外国人総合支援コーディネーター(仮称)」)の役割、資質・能力等について、有識者等の意見を踏まえ、検討し、結論を得る。 〔法務省〕《施策番号6》【ロードマップ4(再掲:30、65、86)】	法務省	令和4年度においては、有識者等と、コーディネーターの役割、資質等について、検討、結論とされているところ、令和4年10月から、有識者6名と出入国在留庁職員を構成員とする(ほかに、総務省、文部科学省、厚生労働省の職員がオブザーバー参加)総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会を開催しており、令和4年度末に報告書を取りまとめた。	総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会において取りまとめられた検討結果報告書に基づき、有識者等の意見を踏まえ、令和6年度以降に研修を実施するべく、令和5年度には、コーディネーターの研修の内容及び研修修了者の配置促進等並びに専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について、検討する予定。
7	有識者等の意見を踏まえ、生活オリエンテーション(生活ルールやマナー等日本で生活するために必要な基本的な情報の提供、初歩的な日本語学習)動画の内容及び動画以外の社会制度等の知識習得のための仕組み(来日前を含む。)について検討する。 〔法務省〕《施策番号7》【ロードマップ6(再掲:72、89)】	法務省	令和4年度においては、有識者等の意見を踏まえ、社会制度等の知識習得のための仕組み(動画等)について、検討することとされているところ、令和4年7月から有識者等(地方公共団体職員、有識者等)からのヒアリングを22回実施し、出入国在留管理庁において製作を予定している生活オリエンテーションの動画に盛り込む内容等の方針を決定した。	今後は、当該方針に基づき、生活オリエンテーション動画を作成するとともに、地方公共団体及び受入れ機関等における当該動画の活用を促進するための取組を実施する。 また、外国人が継続的に社会制度等の知識を習得できるよう、当該動画の中で生活・就労ガイドブックを案内する。
8	地方公共団体に対し、生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知を行い、外国人の社会へのスムーズな定着を支援する。 〔総務省〕《施策番号8》【ロードマップ7(再掲:73)】	総務省	会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体に対して周知を行った。(計10回)	引き続き、左記により、外国人の社会へのスムーズな定着の支援に向けた取組を行う。
9	日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、独立行政法人国際交流基金において、日本語能力試験(JLPT)の開発・実施で培った知見を活用して新たに開発したCBT(Computer Based Testing)形式による「国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)」を、技能試験の実施状況や人材受入れのニーズ等を踏まえ実施を推進する。 〔外務省〕《施策番号9》【ロードマップ9】	外務省	「特定技能1号」で在留する外国人に求める日本語能力として法務省が示した水準に達しているか否かを判定するCBT方式の国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)を開発し、平成31年4月から継続して実施している。令和5年3月末までに、モンゴル、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ネパール、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ及び日本国内で実施した。(令和5年3月末時点の受験者数累計は10万2,781人、合格者数累計は4万2,666人)	JFT-Basicについては、今後も、既実施国に加え、試験実施環境が整った国において順次実施する。JLPTについても、引き続き対応を行う。
10	「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、独立行政法人国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「JF日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材「いろいろ 生活の日本語」の開発及び普及を進める。 〔外務省〕《施策番号10》【ロードマップ9】	外務省	国際交流基金においては、日本での生活場面で求められる基礎的な日本語コミュニケーション力をCan-do Statements(「～できる」という課題遂行力を表す形)で記述した、「JF生活日本語Can-do」を開発し、令和元年8月末に公開した。また、「特定技能」を始めとして就労のために来日する外国人が、来日後の当面の生活に支障を来さない程度の日本語能力を習得できる教材として、「JF生活日本語Can-do」に基づく『いろいろ 生活の日本語』(日英併記)を作成、入門・初級1・2をインターネット公開済み。その後、日本語試験実施対象国等の言語版の作成を進め、令和5年3月末までに15言語を公開したほか、利用者に役立つ付属教材・資料も制作・公開した。さらに、『いろいろ』をもとにしたeラーニングコース「いろいろ 日本語オンラインコース」について、初級1・2(日英版)に続き、入門(日英版)および初級2(他言語版)を令和4年10月に公開した。	『いろいろ 生活の日本語』について、引き続き日本語試験実施対象国等の言語版や利用者に資するコンテンツの作成と、各国においてオンラインセミナー等の普及活動を実施する。さらに、「いろいろ 日本語オンラインコース」について、日本語試験実施対象国等の言語版の作成を進める。
11	現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本から日本語教育の専門家を派遣し、開発したカリキュラムと教材を活用しつつ、効率的・効果的な日本語教育活動が可能な現地教師の育成を進める。 〔外務省〕《施策番号11》【ロードマップ9】	外務省	国際交流基金では、人材受入れのニーズが高い国に日本語教育専門家を長期派遣し、現地教師を対象に、新教材『いろいろ 生活の日本語』やeラーニングコース「いろいろ日本語オンラインコース」を活用した教授方法や各地の状況を踏まえた助言・指導等を、令和元年度から継続して行っている。また、現地日本語教師の訪日研修について、新型コロナウイルス感染症の影響により招へいを中断していたが、令和4年度より招へいを再開するとともに、来日が困難な者を対象とするオンライン実施も取り入れて、現地教師に対する集中的な研修を実施した。	日本語教育専門家を派遣しての現地教師への助言・指導等の活動と、現地日本語教師の訪日研修は、招へいによる対面研修に加えて、オンライン研修も活用しながら引き続き実施する。
12	各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対して支援(教材調達、教師の確保等)するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成・派遣し教育機関への巡回指導・支援を進める。 〔外務省〕《施策番号12》【ロードマップ9】	外務省	国際交流基金では、人材受入れのニーズが高い国の日本語教育機関の活動に対する支援を、令和元年度から継続して行っている。また、人材受入れのニーズが高い国に日本人支援要員(生活日本語コーディネーター)を長期派遣し、JFT-Basicや日本語教材等の普及、現地日本語教育機関の訪問調査・指導を、令和元年度から継続して行っている。	引き続き日本語教育機関の支援事業及び日本人支援要員による普及・支援活動を実施する。
13	日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、独立行政法人国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図るほか、我が国の文化及び社会の魅力発信や交流のための取組を推進する。 〔外務省〕《施策番号13》【ロードマップ9】	外務省	国際交流基金は、東南アジア以外の国々においても、これまでの事業成果を踏まえ、各国の日本語教育基盤に資する事業の実施、世界中の日本語学習者が利用可能な学習教材や信頼性の高い総合的な能力評価のための試験の提供等を、継続して実施している。また、日本語パートナーズ派遣事業、海外における日本映画祭、日本のテレビ番組の提供事業等その他の文化交流事業により、対日関心の喚起と日本理解の推進に取り組んでいる。	日本語教育専門家の派遣や訪日研修による各国の日本語教師育成を進めるとともに、102か国(地域)357の日本語教育機関とのネットワークを通じて各国の日本語教育基盤強化を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、オンラインも活用しながら、引き続き、日本語パートナーズ派遣事業、公演や展示、映画祭等の多様な文化交流事業の実施を通じ、日本の魅力を発信する。
14	現行の日本語教育の環境整備に関する施策の実施状況を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討する。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号14》【ロードマップ10】	法務省	関係省庁と連携しながら、現行の施策の実施状況、日本語教育の実施状況の現状把握に努めている。	引き続き、関係省庁と連携しながら、日本語教育の実施状況の現状把握に努めるとともに、「日本語教育の更なる充実の新たな日本語教育法案における関係省庁との連携促進について」(令和4年12月8日日本語教育推進会議)における対応策の検討・実施状況を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討を進める。
15	放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。 〔文部科学省〕《施策番号15》	文部科学省	過去に放送大学で開講していた授業科目「日本語基礎A」を再編集し、BS231chにてアーカイブ放送を令和元年度より開始した。令和4年度においても継続している。 また、新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめた「新型コロナウイルス流行の中で～放送大学教員からのメッセージ(総集編)」の英語・ベトナム語字幕版を作成し、令和2年度よりYouTubeに掲載している。 さらに、外国人留学生の視聴も念頭にJICAと共同で制作した日本の近代史を解説する「日本の近代化を知る」及び「続・日本の近代化を知る」をBS231chで放送した。	放送大学において、制作した講座・番組を活用し、引き続き日本語学習の機会を提供する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
16	我が国を訪れる外国人が日常生活、職場等で使用できる日本語を学習できるよう、日本放送協会(NHK)が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関(在外公館、地方公共団体、教育機関、関係省庁等)において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けて、我が国を訪れる外国人等に対し周知を実施する。 〔総務省等関係省庁〕《施策番号16》	総務省	NHKにおいて、引き続き、ラジオ・テレビ・インターネットを通じて、日本語会話の初級講座「やさしい日本語」や職場で使える「Easy Japanese for Work」等を複数言語で放送・配信するとともに、漢字にふりがなを振るなど、分かりやすい日本語のみを使用したニュースサイト「NEWS WEB EASY」等を提供した。	NHKにおいて、引き続き日本語教育コンテンツの充実に向けて取組を推進。
17	関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。 〔文部科学省〕《施策番号17》	文部科学省	日本語教育機関が持っている日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等を共有し、活用してもらうために、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである「NEWS」(日本語教育コンテンツ共有システム)の運用及び新規コンテンツの登録を都度行っている。	引き続き、日本語教育に関するコンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を公開・運用していく。
18	学校における日本語指導の基本的な指導内容・指導方法を示した手引について周知・活用を図るとともに、同手引の内容を踏まえて作成した教師・支援者向け研修動画や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図る。 〔文部科学省〕《施策番号18》【ロードマップ13】	文部科学省	「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。また、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を自治体に派遣し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図っている。	引き続き、「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行う。また、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を自治体に派遣し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図る。
19	令和5年度(2023年度)から高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けて行う制度を導入することに向けて、令和4年度(2022年度)中に、高等学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の作成、日本語能力把握方法の検討等を実施する。 〔文部科学省〕《施策番号19》【ロードマップ14(再掲:49)】	文部科学省	「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮について、各自治体の実施状況の把握を行うとともに、都道府県教育委員会に対し取組の推進を要請している。また、各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援している。「高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策に関する有識者会議」における議論を踏まえ、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けて行う制度の導入に向けて、必要な法令改正を令和3年度中に実施し、令和5年度より制度化した。また、令和4年に、カリキュラム作成・指導方法等のガイドラインの作成、日本語能力把握方法の検討を進めた。	引き続き、公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮について、各自治体の実施状況の把握を行うとともに、都道府県教育委員会に対し取組の推進を要請するとともに、引き続き、各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援する。また、カリキュラム作成・指導方法等のガイドラインの周知、日本語能力把握方法の検討を進める。
20	出入国在留管理庁が実施している関係者ヒアリング、各地方出入国在留管理局が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、外国人に対する共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。また、出入国在留管理庁ホームページに設置した共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」等を通じ、外国人個人からも意見を聴取する。これらの取組により得られた意見について、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていくこと及び地方公共団体等への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入れ環境整備に向け、人的体制の整備を図ることで、出入国在留管理庁の外国人材の受入れ環境整備に係る総合調整機能を強化し、引き続き、十全に発揮していく。 〔法務省〕《施策番号20》【ロードマップ15(再掲:66、76)】	法務省	<p><関係者ヒアリング> 出入国在留管理庁においては、総合的な支援をコーディネートする人材の役割等の検討のため、「関係者ヒアリング」を20回(浜松市・浜松国際交流協会、栃木県国際交流協会、愛知県・愛知県国際交流協会、大泉町、仙台観光国際協会、横浜市・横浜市国際交流協会、神奈川県教育委員会、自治体国際化協会、国際移住機関、日本行政書士会連合会、日本商工会議所、日本弁護士連合会、日本語教育機関団体連絡協議会、日本経済団体連合会、日本社会福祉士会、外国人個人、日本人個人)を実施し(令和5年3月31日現在)、ヒアリング結果を踏まえて検討するとともに、総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会にヒアリング結果を共有した。</p> <p><出入国在留管理行政懇談会> 地方出入国在留管理局において、出入国在留管理行政懇談会を26回実施し(令和5年3月31日現在)、その結果を踏まえて検討している。</p> <p><御意見箱> 「御意見箱」を通じて国民及び外国人から聴取した意見について、毎月、その結果を取りまとめ、共生施策の企画・立案・実施に反映させるため、関係省庁に共有した。</p> <p><外国人の受入れ環境整備のための体制整備> 外国人の受入れ環境整備として、令和4年度において、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に統括審査官(相談業務調整担当)を増設し、地方局11官署に入国審査官23人を増員した。</p>	<p><関係者ヒアリング等> 引き続き、「関係者ヒアリング」、「出入国在留管理行政懇談会」等を開催し、地方公共団体、企業、外国人支援団体等から広く意見を聴取する取組を実施し、得られた意見・要望については、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていく。</p> <p><御意見箱> 引き続き、聴取した意見を関係省庁に共有するとともに、共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。</p>
21	「在留外国人に対する基礎調査」を実施し、在留外国人の国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人の置かれている状況及び外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握する。また、諸外国における外国人との共生のための施策について、我が国における施策の充実のため、調査を実施する。さらに、外国人に関する共生施策についての日本人の意識や考えを把握するため、外国人との共生に関する意識調査を実施することを検討する。これらの調査によって得られた結果について、関係省庁に共有し、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていく。 〔法務省〕《施策番号21》【ロードマップ15(再掲:66、76)】	法務省	<p><在留外国人に対する基礎調査> これまでの「在留外国人に対する基礎調査」を通じて明らかとなった、外国人が抱える生活上の問題点の要因等について、国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、更に詳細に調査し、外国人が抱える問題点をより的確に把握することを目的とした「令和4年度在留外国人に対する基礎調査」を令和5年2月に実施した。その調査結果を令和5年度上半期に取りまとめ、それを共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。</p> <p><諸外国における共生施策に係る調査> 令和4年12月、受託業者から諸外国における外国人との共生施策に係る調査結果を受領した。</p> <p><日本人を対象とした外国人との共生に関する意識調査> 実施に向け調査項目等について準備を行っているところである。</p>	<p><在留外国人に対する基礎調査> 「令和4年度在留外国人に対する基礎調査」の調査結果を令和5年度上半期に取りまとめ、それを共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。</p> <p><諸外国における共生施策に係る調査> 得られた調査結果について、関係省庁に共有するとともに、共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。</p> <p><日本人を対象とした外国人との共生に関する意識調査> 調査を実施し、得られた調査結果について、関係省庁に共有するとともに、共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。</p>
22	地域において外国人の支援に携わる人材・団体(外国人支援者)の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイドランスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。また、外国人支援者等の活動の現状・課題を把握するとともに、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築するとともに、地方出入国在留管理局において、民間支援団体等に対する情報提供・相談対応を行う。加えて、外国人支援者のネットワークの構築を促進するために、ネットワーク構築に係る事例を収集し、併せて外国人が抱える問題についても情報収集する。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号22》【ロードマップ16(再掲:28、78、87)】	法務省	<p>・令和4年6月に、地方出入国在留管理局に対して、外国人支援者等との意見交換等の強化やネットワーク構築の推進等を行うことにより、外国人支援者等との連携・協力の推進に努めるよう指示した。</p> <p>・現時点の地方出入国在留管理局におけるネットワーク構築状況としては、名古屋出入国在留管理局における「外国人支援・多文化共生ネット」へのオブザーバー参加(令和元年7月～)、東京出入国在留管理局及び横浜支局における「在日外国人サポートネットワーク」へのオブザーバー参加(令和3年7月～)、大阪出入国在留管理局神戸支局における「外国人相談窓口担当者連絡会(GONGO)」へのオブザーバー参加(令和2年1月～)、大阪出入国在留管理局における「京都北部・兵庫北部連絡会」への主催者(構成員)としての参加(令和3年12月～)、福岡出入国在留管理局における「外国人支援専門家連携ネットワーク」へのオブザーバー参加(令和4年11月～)が挙げられる。</p> <p>・地方出入国在留管理局において、民間支援団体等に対する情報提供・相談対応を行い、また、外国人支援者等と連携し、外国人に対する情報伝達の推進を行っている。</p>	<p>・引き続き、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官を通じて外国人や外国人支援者等の抱える課題等を把握するとともに、外国人支援者等に対する情報提供を行う。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
23	入国・在留手続、住民登録、労働雇用等、外国人が安全・安心に生活・就労するために必要な情報を掲載した「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討に資するため、在留外国人に対する情報の伝え方等に係る現状把握及び課題の整理をするとともに、地方公共団体等の在留外国人向けの情報発信に係る好事例を収集する。 〔法務省〕《施策番号23》【ロードマップ17】	法務省	情報の伝え方等に係る現状把握及び課題の整理のため、地方公共団体が作成している多言語等による情報発信のガイドライン等好事例を収集し、地方公共団体が在留外国人に情報を発信する際に、どのように情報発信しているのか等について傾向を分析している。	引き続き、現状の課題の把握・整理を進めるため、地方公共団体が作成している多言語による情報発信のガイドライン等の好事例を収集し、分析を行う。
24	在留外国人がマイナポータル等を通じて必要とする情報を迅速に入手すること及び在留手続や災害等に係る外国人の状況に応じた情報発信の在り方について検討を行い、結論を得た上で、マイナポータル等との連携等について、関係省庁と検討する。 〔法務省〕《施策番号24》【ロードマップ18(再掲:84)】	法務省	マイナポータルを活用した情報発信の在り方について関係省庁等と検討を行い、令和5年1月に出入国在留管理庁「外国人生活支援ポータルサイト」のリンクをマイナポータルに掲載した。	マイナポータルから出入国在留管理庁「外国人生活支援ポータルサイト」にリンクできることについて、SNS等を通じて外国人に周知するとともに、マイナポータル等との更なる連携等について、関係省庁と検討、結論を得る。
25	法律トラブルについては、日本司法支援センター(法テラス)における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う「多言語情報提供サービス」(10言語)について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、多国籍化に対応した言語数の確保等更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、外国人支援機関等と連携を強化し、適切な実施と積極的な周知・広報を行う。 〔法務省〕《施策番号25》【ロードマップ19、29】	法務省	法テラスにおいて実施している多言語情報提供サービスについて、利用者の認知媒体等に関する調査を実施した上で、周知・広報の方策を検討した。 また、民事法律扶助を含む法テラスの多言語による法的支援について、各地の外国人支援機関等を対象に業務説明を行ったり、外国人支援をテーマに含む地方協議会を開催したりしたほか、同機関等を指定相談場所に指定するなど様々な形で連携の強化を図った。 さらに、ホームページに「やさしい日本語」による業務説明等を掲載したり、Twitterで複数言語による発信を増やすなど、多言語での周知・広報を行ったほか、外国人支援者向けのセミナーを開催し、外国人の法テラス利用の促進を図った。	令和5年度においては、利用者の認知媒体等に関する調査結果を踏まえ、多言語情報提供サービスの周知・広報の在り方を見直し、より効果的な方策を実施するよう努める。 また、引き続き各地の外国人支援機関等に対する業務説明等を実施したり、外国人向け法律相談の実施体制の整備を進めるなどし、同機関等との連携の強化を図る。 さらに、多言語による情報発信をより一層充実させることで、法テラスによる外国人への法的支援の適切な実施及び積極的な周知・広報に努める。 加えて、引き続き外国人支援者向けセミナーを開催しつつ、その内容を充実させることにより、支援者等を介在した外国人の法テラス利用の拡大につなげる。
26	安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を掲載した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版(14言語版及びやさしい日本語版)をポータルサイトに掲載しているところ、今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。 〔法務省(外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁)〕《施策番号26》	法務省	生活・就労ガイドブックについて、トルコ語及びウクライナ語版を追加し、合計16言語での公表としたほか、内閣官房の協力の下、政府広報オンラインでやさしい日本語版ガイドブックの周知用動画を作成し、更なる周知に努めた。また、関係府省庁との連携の下に、情報を最新の内容に更新するため、改訂作業を行っている。	今年度新規作成したトルコ語版・ウクライナ語版について、他の言語版に合わせて分かりやすいデザインに変更するとともに、改訂した生活・就労ガイドブックを、外国人生活支援ポータルサイトに掲載し、周知に努める。
		外務省	令和4年11月、入管庁からの依頼により、在外公館のHPに「生活・就労ガイドブック」へのリンクを掲載し、周知を図っている。	引き続き、在外公館を通じ、「生活・就労ガイドブック」の周知・広報を行う。
		厚生労働省	「生活・就労ガイドブック」の作成・改訂に協力している。	引き続き、内容の拡充や、外国人本人にとっても理解しやすい内容となるよう、協力する。
		警察庁	「生活・就労ガイドブック」の作成・改訂に当たり、出入国在留管理庁に協力した。	引き続き、本施策について出入国在留管理庁に協力する。
27	外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める。 〔全省庁〕《施策番号27》	全省庁	【法務省】 出入国在留管理庁ホームページにおいて、外国人に向けた行政情報・生活情報の掲載を継続しているほか、多言語及びやさしい日本語で掲載するよう進めている。 【総務省】 やさしい日本語及び多言語(12か国語)で行政相談を案内するリーフレットを作成し、全国の行政相談窓口などに備え置き、配布を行った。 また、総務省ホームページにおいて、行政相談の仕組みやその利用の仕方について、やさしい日本語及び英語により紹介するとともに、上記リーフレットを掲載した。 【財務省】 確定申告関係書類について、【英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語】版を作成し、令和4年12月から令和5年1月にかけて国税庁ホームページに掲載した。 年末調整関係書類について、【英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語】版を作成し、令和4年9月に国税庁ホームページに掲載した。また、源泉徴収制度及び国外居住親族に関するパンフレットを改訂し、令和4年11月から12月にかけて国税庁ホームページに掲載した。	【法務省】 引き続き、ホームページの多言語化及びやさしい日本語での情報提供を進めていく。 【総務省】 左記のリーフレットについて、「生活・就労ガイドブック」が整備されている16言語で整備することを検討する。 【財務省】 令和5年度においても、外国人納税者のニーズを見極めつつ、確定申告関係書類、年末調整関係書類及び源泉徴収制度等に関するパンフレットを多言語で作成し、国税庁ホームページに掲載することに取り組む。
28	外国人向けに、外国人支援や共生社会で目指す社会の在り方等の情報発信を映像メディア等を活用し、引き続き実施する。 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、SNS等の情報発信ツールやメール配信サービスを利用し、各外国人が情報サービスの享受を確実に実感できる環境づくりを進める。 〔法務省〕《施策番号28》	法務省	出入国在留管理庁ホームページ及びYouTubeにおいて、外国人の受入れ及び共生に関する取組や外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)の案内動画等を継続して掲載している。また、ツイッター及びフェイスブック、メール配信サービスを利用し、外国人に対する行政・生活情報のほか、出入国及び在留手続に関する情報や在留支援に関する情報等を、日本語・やさしい日本語・英語等多言語で随時発信している。	引き続き、SNS等の情報発信ツールやメール配信サービスを利用し、行政・生活情報を随時発信していく予定。
29	外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、SNSを利用することも想定した対応を推進する。 〔全省庁〕《施策番号29》	全省庁	【法務省】 ツイッターやフェイスブックを利用し、外国人へ向けた行政・生活情報の発信を随時行っている。 【総務省】 行政相談Twitterにおいて、英語及びやさしい日本語による相談窓口に関する外国人向けの情報を発信した。	【法務省】 引き続き、外国人に対し、TwitterやFacebookを利用した行政・生活情報の発信を行う。 【総務省】 引き続き、英語及びやさしい日本語による行政相談に関する外国人向けの情報をTwitter上で発信する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
30	条約難民及び第三国定住難民の地域における共生が進むよう、これらの外国人やその関係機関等に総合的対応策の各施策を周知・啓発する。 〔法務省〕《施策番号30》	法務省	条約難民等の地域における共生の促進に向けて関係機関との意見交換を行っている。 また、条約難民等に対する周知・啓発の実施に関し、各地方出入国在留管理官署の受入環境調整担当官に対して本施策について改めて周知するとともに、第三国定住難民の受入れの最新状況に関する資料を送付した。	引き続き、関係機関等との連携を図りながら、総合的対応策に掲げられた施策の周知・啓発を行っていく。
31	外国人が容易に我が国の警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的にを行い、情報発信を強化する。 〔警察庁〕《施策番号31》	警察庁	警察庁ウェブサイト(英語版)に掲載するコンテンツを拡充したほか、より伝わりやすい外国語表現の使用に努めるなど、外国語による情報発信の強化を図った。	ウェブサイトに掲載するコンテンツや表現について、ユーザー目線での見直しを継続的にを行い、引き続き、情報発信の強化を図る。
32	15言語で作成した防災・気象情報に関する多言語辞書について民間事業者のウェブサイトやアプリ等における活用を促すとともに、15言語に対応した「Safety tips」や気象庁ホームページについて、関係機関のホームページやポスター等を活用して、周知することにより防災・気象情報の多言語化を推進する。 また、こうした対応等について、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにおいて日本語を解さない人でも理解できるような案内を掲載するとともに、地方出入国在留管理官署等を通じて、周知・普及促進を図る。 さらに、これまで作成したポスターやリーフレットに加え、周知に資する新たなツールを検討・作成し、指定公共機関等これまでよりも広いチャネルを活用した周知・普及促進を図る。 〔内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号32》	内閣府(防災担当) 法務省 総務省 国土交通省	【内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省】 15言語で作成した防災・気象情報に関する多言語辞書について民間事業者のウェブサイトやアプリ等における活用を促すとともに、15言語に対応した「Safety tips」や気象庁ホームページについて、関係機関のホームページやポスター等を活用して、周知を行った。 また、こうした対応等について、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにおいて日本語を解さない人でも理解できるような案内を掲載するとともに、地方出入国在留管理官署等を通じて、周知・普及促進を行った。 さらに、外国人向けに関係省庁が進めてきた一連の取組について詳細に説明することができる資料を作成し、地方公共団体等関係機関へ周知を行った。	引き続き、これまで作成したポスターやリーフレット等について、より広いチャネルを活用した周知・普及促進を図る。
33	災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和4年度(2022年度)を目標に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、平成30年度(2018年度)から実施している養成研修を引き続き実施する。 〔総務省〕《施策番号33》	総務省	令和4年度に「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」を実施しており、現在、147名となっている。	今後も、引き続き、同研修を実施する。
34	災害発生時の在京大使館等との連携強化を図るため、在京大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。 〔外務省〕《施策番号34》	外務省	令和5年1月31日に東京都との共催で防災施策説明会を実施した。なお、参加者は98名であった。	今後も防災施策説明会を実施し、説明会の中では特に、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。
35	在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体(複数の地方公共団体が広域連携により実施する場合を含む。)が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備・運営するための支援を実施している。 引き続き、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応(11言語以上)等の相談体制の整備・拡充の取組を外国人受入環境整備交付金により財政的に支援するとともに、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、一元的相談窓口の事業内容の実態把握、分析・検証を行い、交付金の見直し等、一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討する。 また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を行い、その知識の更なる涵養を図る。さらに、地方出入国在留管理官署職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じる。 加えて、地方公共団体等への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入環境整備に向け、既存体制の見直しを含め、必要な人的体制の整備を図るとともに、地方公共団体の担当者をはじめ、一元的相談窓口の相談員同士の意見交換等の場を設けるなどすることにより、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化する。 さらに、地方公共団体の利便性向上に資するため、収集した相談事例等について、データとして提供することを含め、有効な活用方法について検討する。 〔法務省〕《施策番号35》【ロードマップ20、21】	法務省	・地方公共団体による一元的相談窓口の設置・拡充又は運営の取組を支援するために外国人受入環境整備交付金を交付している。更に令和4年度からは、外国人受入環境整備交付金取扱要領に交付金事業の条件の一つとして定める、交付金事業を行う者等が相談を受けたことを契機として、自らが運営等する機関の収入を得ることに結びつけるための勧誘は行わない旨の規定を、当該勧誘が相談者の利益になると認められることを条件として緩和している。 ・また、同窓口の設置促進の観点から作成し、一元的相談窓口の取組事例等を紹介している「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」について、地方公共団体にアンケートを実施し、その結果を踏まえた改訂を令和4年11月に行い、特徴的な取組事例を新たに追加するなどしており、一元的相談窓口の効果的な活用等についての情報提供の取組を進めている。 ・地方出入国在留管理局において、地方公共団体等への講師派遣や相談業務に関する研修等を実施するとともに、相談対応のために職員を派遣した。また、地方出入国在留管理局に受入環境調整担当官を配置し、地方公共団体の担当者をはじめ、一元的相談窓口の相談員同士の意見交換等を行い、地域における情報収集等を行っている。加えて、令和4年11月及び令和5年1月に、地方公共団体の共生施策に係る取組事例を地方公共団体に共有し、また、令和5年1月に、一元的相談窓口等における相談対応事例を同様に共有した。	・引き続き、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援する。 ・また、同窓口の設置促進の観点から、地方公共団体における交付金を活用した取組など、効果的な活用方法等について、「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」等を活かした周知に努めるとともに、引き続き、地方公共団体の要望等を聞きながら、交付金の見直し等、一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討していく。 ・引き続き、地方公共団体の要望を踏まえ、地方公共団体が運営する外国人向けの相談窓口に入管職員を研修講師や相談員として派遣する。 ・地方公共団体の共生施策に係る取組事例及び一元的相談窓口等における相談対応事例を定期的に地方公共団体に情報提供する。 ・受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等と相談対応における事例研究を含む意見交換会を少なくとも年1回開催する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
36	<p>「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、留学生の受入れ促進・就職、高度外国人材の受入れ促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人の在留支援に関する拠点として外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)を令和2年(2020年)7月に開所したところである。同センターにおいて、引き続き、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修を行うとともに、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の試行を実施し、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について引き続き検討する。</p> <p>また、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を開催する。さらに、同センターでの取組によって得られた経験や有益と考えられる事例等を地方機関に情報提供するとともに、同取組を各地域に展開していく観点から、関係省庁間で、国の地方支分部局同士の効果的な連携・協力の在り方を検討する。加えて、出入国在留管理庁が、地域における関係機関による合同相談会等の実施内容を検討・実施する。あわせて、同センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図る。</p> <p>〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号36》【ロードマップ22、27】</p>	法務省	<p>・複数機関が連携・協力して相談等に対応する外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)の取組を参考に、関係省庁等の地方支分部局等間においても連携・協力体制を強化するとともに、一体的かつ効果的な支援を実施できるように連携して業務を行うため、FRESCの関係省庁間で「外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)の取組の地域への展開について」(令和4年8月8日)の申合せを行った。加えて、令和5年3月末までに、関係省庁から所管の各地方支分部局等に対し、当該申合せ並びに各地方支分部局等の窓口連絡先及び所管事項説明資料の共有を行った。また、地方出入国在留管理局と、地域における関係機関が連携・協力して、合同相談会等を実施しており、出入国在留管理庁のホームページ、公式SNSなどで開催の周知を行っている。</p> <p>・国際交流基金では、外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)内にて、日本語事業に関するチラシの設置や、出入国在留管理庁ウェブサイトに対する日本語学習教材に関する情報リンクの提供等を通じた連携を行った。</p> <p>・外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)においては、引き続き、一元的相談窓口からの問合せへの対応を行うとともに、令和2年9月に設置したFRESCヘルプデスクにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困っている外国人からの相談に多言語かつ無料で対応する取組を実施している。また、令和3年度から、一部の地方公共団体の行政窓口を対象に通訳支援事業を試行実施していたところ、令和4年7月から、より実証的な試行のため、試行実施の対象を全国の地方公共団体の行政窓口に拡大した上で、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について検討している。</p>	<p>・関係省庁の各地方支分部局等間の連携・協力体制を図っていくために同じ地域の地方支分部局等同士で、可能なところから連携を進める。また、合同相談会の実施、周知を引き続き行っていく。</p> <p>・通訳支援試行事業の実施状況等を踏まえ、今後の通訳支援の実施について検討する。</p>
		外務省	<p>国際交流基金においては、日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を確認できるテスト「国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)」や、国際交流基金が開発した日本語教材の広報用資料を外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)に提供し、同センターを利用する外国人向けに情報提供を行うことで連携を図っている。</p>	<p>引き続き、外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)と外国人向けの情報提供等を通じた連携を行う。</p>
		厚生労働省	<p>東京外国人雇用サービスセンター(ハローワーク新宿の一部門)においては、高度外国人材や留学生等の個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うとともに、入居機関と連携し就職面接会や求職者向け就職支援セミナー等を開催している。また、大学とハローワークが締結している「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」に基づき、留学早期からその後の就職・定着まで一貫してサポートする取組を引き続き実施している。</p> <p>また、令和4年8月8日付けで関係省庁間での申合せ(「外国人在留支援センター(FRESC)の取組の地域への展開について」)を行い、地方支分部局等間の連携・協力体制の強化を図るための取組を進めている。</p> <p>外国人特別相談・支援室においては、高度外国人材等を雇用する事業主、外国人労働者を対象に、法令や労務管理に関する相談対応、事業場への訪問による支援、事業主を対象とした説明会を実施している。</p> <p>安全衛生班においては、外国人労働者や外国人を雇用する事業主からの安全衛生に関する相談に対応するとともに、外国人を雇用する事業主に対し、個別支援や集団指導、「外国人労働者安全衛生管理の手引き」の周知等を行っている。</p>	<p>東京外国人雇用サービスセンターにおいては、引き続き入居機関と連携し就職面接会や求職者向け就職支援セミナー等を開催する。また、大学とハローワークの留学生就職支援協定に基づき、留学生の国内就職・定着に向けた支援を引き続き促進していく。</p> <p>併せて、令和4年8月8日付け「外国人在留支援センター(FRESC)の取組の地域への展開について」(関係省庁等申合せ)に基づき、地方支分部局等間の連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>外国人特別相談・支援室においては、外国人高度人材等を雇用する事業主、外国人労働者を対象に、法令や労務管理に関する相談対応、事業場への訪問による支援、事業主を対象とした説明会を引き続き実施する。</p> <p>安全衛生班においては、引き続き、外国人労働者や外国人を雇用する事業主からの労働安全衛生に関する相談に対応するとともに、外国人を雇用する事業主に対し、個別支援や集団指導、「外国人労働者安全衛生管理の手引き」の周知等を行っている。</p>
		経済産業省	<p>複数機関が連携・協力して相談等に対応する外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)の取組を参考に、関係省庁等の地方支分部局等間においても連携・協力体制を強化するとともに、一体的かつ効果的な支援を実施できるように連携して業務を行うため、外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)の関係省庁間で「外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)の取組の地域への展開について」(令和4年8月8日)の申合せを行った。また、地方出入国在留管理局と、地域における関係機関が連携・協力して、合同相談会等を実施した。日本貿易振興機構(JETRO)においては、外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)にて高度外国人材の採用、育成、定着などに関する個別企業への相談対応を行うと共に、伴走型支援を活用する企業向けに、同センター入居各機関と連携し、「在留資格」や「やさしい日本語」に関するオンラインセミナーを開催している。また、東京外国人雇用サービスセンターなど入居機関との連携の下、国内の留学生や国外の外国人材向けに令和4年8月1日～5日、11月14日～18日及び令和5年2月6日、7日にかけて、合計3回の合同企業説明会をオンラインで開催した。</p>	<p>関係省庁の各地方支分部局等間の連携・協力体制を図っていくために前記申合せを共有し、同じ地域の地方支分部局等同士で、可能なところから連携を進める。また、合同相談会の実施、周知を引き続き行っていく。併せて令和4年8月8日付け「外国人 в留支援センター(FRESC/フレスク)の取組の地域への展開について」(関係省庁等申合せ)に基づき、JETROの主要都市窓口を登録の上、連携強化を進める。</p>
37	<p>多言語翻訳技術については、令和7年(2025年)大阪・関西万博も見据え、日常生活・行政手続・観光等の場面に加え、ビジネスや国際会議等での議論の場面も含め、日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、AIによる同時通訳の実現に取り組むとともに、平成31年(2019年)4月の出入国管理及び難民認定法の改正も踏まえ、特定技能外国人を含め、在留外国人に対応する観点から重点対応言語を15言語に拡大し、併せて翻訳精度の向上を図る。</p> <p>〔総務省〕《施策番号37》【ロードマップ23】</p>	総務省	<p>2025年大阪・関西万博を見据え、ビジネスや国際会議等での議論にも対応可能なAIによる同時通訳を実現するとともに、特定技能外国人を含む在留外国人やウクライナ避難民に対応する観点等から、重点対応言語を21言語に拡大するため、令和4年度予算等において多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発を実施中である。</p>	<p>AIによる同時通訳の実現や重点対応言語の拡大に向け、引き続き研究開発を実施する。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
38	電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。 〔厚生労働省〕《施策番号38》【ロードマップ24】	厚生労働省	令和4年度も予算事業を通じて、医療機関に対する電話通訳の利用促進、都道府県における対策協議会等の設置支援を行っている。 既に作成済みの「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」及び「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」について周知を行った。	引き続き、医療機関に対する電話通訳の利用促進や都道府県における対策協議会等の設置を進める。 「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」及び「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」について、必要に応じ改訂を行っていく。
39	地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進める。 〔厚生労働省〕《施策番号39》【ロードマップ24】	厚生労働省	令和4年度も予算事業を通じて、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関への医療通訳者や医療コーディネーターの配置等を支援している。 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関のリストについて、令和4年6月及び12月にそれぞれ最新版を公表した。	引き続き、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心として外国人患者受入れ環境の整備を進める。 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関については、引き続きリストの公表と更新を行っていく。
40	医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを引き続き周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号40》【ロードマップ24】	厚生労働省	令和4年度も予算事業を通じて、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進している。 既に作成済みの「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」を活用し、各費用の請求について引き続き周知を行っている。	引き続き、医療機関の外国語対応を推進していく。 通訳・翻訳に係る費用については医療機関における実態を調査し、引き続き周知を行っていく。
41	「医療通訳認証の実用化に関する研究」の成果も踏まえ、既に作成済みの「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を必要に応じて改訂し、医療通訳の養成の促進及び質の向上を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号41》【ロードマップ24】	厚生労働省	令和元年度から開始された医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施状況をフォローしている。	必要に応じて「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」の改訂を検討する。 引き続き、令和元年度から開始された医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施状況等をフォローしていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
42	過去に医療費の不払い等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いの発生を抑制する。高額な医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、特定技能外国人の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能1号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。 〔厚生労働省(経済産業省)、法務省〕《施策番号42》【ロードマップ24】	厚生労働省	出入国在留管理庁と連携し、過去に医療費の不払い等の経歴がある外国人観光客に対し厳格な審査を実施するために必要な情報の収集の仕組みを令和3年5月10日より運用している。	引き続き、出入国在留管理庁と連携し左記の取組の周知を進めることで、新たな医療費の不払いの発生抑制に努めていく。
		経済産業省	更なるキャッシュレス決済の普及促進に向け、日本のキャッシュレス化の現状を確認するとともに、足元の動向や今後想定される技術・ビジネス環境の変化等を見据えたキャッシュレスの将来像等について検討を行った。	引き続き、キャッシュレス決済の更なる普及促進を行う。
		法務省	医療費の不払い等の経歴がある外国人が日本に入国する際に厳格な審査を実施するための仕組みを構築し、運用を行っている。	左記の取組を継続して実施する。
43	消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等をすることができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン188を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において多言語対応を推進し、8言語を目標に対応の拡大を目指す。 〔消費者庁〕《施策番号43》【ロードマップ25】	消費者庁	・「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口の整備等に積極的に取り組む地方公共団体を支援した。 ・独立行政法人国民生活センターにおいて、訪日観光客消費者ホットライン(平成30年12月開設)を運営し、訪日外国人の相談対応を実施しており、令和2年4月に対応言語にフランス語を追加した(計7か国語対応)。令和3年7月に同相談窓口の専用ホームページ及びチャットボットをリリースし、継続的にFAQ等のコンテンツの充実を図っている。また、インバウンド回復傾向を踏まえ、令和4年10月より、窓口周知のための周知動画を街広告メディアやネット広告、成田空港デジタルサイネージで放映した。また周知グッズ(窓口電話番号記載のカード)を作成し、観光案内所、宿泊施設に設置するとともに、成田空港到着ロビーで配布を行った。	引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備等を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。また、専用サイト上でのFAQコンテンツ等による情報提供を継続するとともに、ホットラインの利用動向を踏まえて、8カ国語の対応についてその要否も含めて引き続き検討していく。
44	多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会が多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進めるとともに、相談体制の整備・充実について検討し、検討結果を踏まえて順次整備等を図る。 〔全省庁〕《施策番号44》【ロードマップ26】	全省庁	【法務省】 一元的相談窓口における多言語対応を進めるため、自動翻訳アプリの活用による相談対応も外国人受入環境整備交付金の交付対象としている。 【総務省】 全国50か所の総務省行政相談センターの相談窓口「きくみみ」に、多言語自動音声翻訳機器及び翻訳アプリを導入したタブレット端末を配備し、外国人からの相談の初期対応や広報活動に活用している。 また、行政相談センター職員及び行政相談委員を対象に、やさしい日本語や翻訳アプリ等の活用方法について研修を実施し、外国人相談体制の充実を図った。	【法務省】 引き続き、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援する。 【総務省】 引き続き、左記の研修を実施するなどにより、外国人相談体制の充実に努める。
45	失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号45》	厚生労働省	生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等を紹介する外国語パンフレットの作成・配布や、令和4年度補正予算を活用した多言語対応のための機器購入、通訳配置等を進めている。	引き続き、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行えるよう、体制整備に取り組んでいく。
46	我が国で暮らす外国人が希望すればワクチン接種を受けられるよう、ウェブサイト、SNSなどを利用して積極的な周知活動を展開するほか、出入国在留管理庁は、ワクチン接種を希望する在留外国人にワクチン接種に関する案内が確実に届くよう、厚生労働省とも連携し、居住地に関する情報を整備する。また、外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)において、地方公共団体等と連携・協力して多言語による相談対応を積極的に行い、ワクチン接種券の見方や地方公共団体への連絡等に苦慮している外国人の個別相談に応じることにより、外国人の自発的なワクチン接種を推進する。 さらに、厚生労働省の電話相談窓口において多言語による対応を行う等により、引き続き外国人のワクチン接種に関する相談体制を確保する。 〔法務省、厚生労働省等関係省庁〕《施策番号46》	法務省	【法務省、厚生労働省】 (周知活動の展開について) 在留外国人がワクチン接種に係る情報を入手できるように厚生労働省のウェブサイトでの多言語での案内を掲載したほか、各ワクチンについて多言語版の説明書等を作成・掲載した。 (厚生労働省の電話相談窓口について) 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンターについて、令和3年4月より多言語対応(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語)を開始した。 (FRESCにおける相談対応について) 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)において、令和2年9月、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を失うなど、生活に困っている外国人等からの電話相談に多言語かつ無料で対応するFRESCヘルプデスクを設置し、必要に応じてFRESCの入居機関と連携しながら、外国人等からの相談に対応している。 (居住地に関する情報の整備) 令和3年7月1日に発出した事務連絡(「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券の送付に際して宛先不明で返戻された外国人の住所等の情報提供について(依頼)」)に基づき、令和4年9月末までに同接種券が未達となった在留外国人に係る情報提供を地方公共団体から受けた上で、当該外国人に連絡を取り、居住地の届出を適切に行うよう指導した。さらに、当該外国人に同接種券が確実に送付されるよう、地方公共団体に対し、現居住先の情報を提供した。	引き続き、我が国で暮らす外国人が希望すればワクチン接種を受けられるよう、必要な相談対応を行う。
		厚生労働省		
47	外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進める。 外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。 〔総務省〕《施策番号47》	総務省	外国人のいる救急現場での活動等を支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入状況は、令和5年1月1日現在で723本部中683本部(94.5%)となっており、平成29年4月から提供を開始し年々増加している。	外国人のいる救急現場での活動等を支援する多言語音声翻訳アプリについて、引き続き、導入・活用状況等を把握し、全国の消防本部へ導入することを推進する。
48	共生社会実現に向けてやさしい日本語の普及を図るため、令和2年(2020年)8月に策定した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を踏まえつつ、十分に日本語を活用できない外国人に対し、やさしい日本語によって必要な生活・行政情報等を迅速かつ的確に提供し、相談に対応できるように、関係省庁と連携して、有識者会議を開催し、話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめを行う。また、やさしい日本語の普及に向けた研修用教材の開発に関する検討を行い、やさしい日本語の普及を促進する。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号48》【ロードマップ31、32】	法務省	【法務省、文部科学省】 ・「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を開催し、第3回会議を終え、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」を取りまとめた。	今年度開催した検討会議の結果を踏まえ、出入国在留管理庁職員向けにやさしい日本語の研修教材の開発を検討する予定である。
		文部科学省	・同会議を終えて、国や地方公共団体の行政職員及び地域住民に対する、やさしい日本語の研修・企画に役立てるため、研修の効果的な手法及び研修教材等について、分かりやすくまとめた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン・別冊『やさしい日本語の研修のための手引』」も取りまとめた。	第4回会議を開催し、やさしい日本語の研修の在り方について議論し、地方公共団体等が効果的な研修を実施する方法等について取りまとめる。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
49	外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入口である母子健康手帳を多言語化したところ、引き続き、それを活用した効果的な支援方法等について、自治体へ周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号49》	厚生省	母子健康手帳の多言語化および効果的な支援方法に関する調査研究結果について、自治体への周知を行った。	全国会議等を活用し、引き続き周知を行う。
50	外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市区町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。 〔内閣府(子ども・子育て)〕、厚生労働省〕《施策番号50》	内閣府 (子ども・子育て)	令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設し、令和4年度においても引き続き外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進している。 (参考) 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算する。 ・平成31年3月29日付けで多言語対応加算を反映させた実施要綱を発出した。 ・地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、多言語対応加算について周知した。 家庭支援推進保育事業において、外国人子育て家庭など、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数受け入れている保育所に対して保育士の加配を支援している。	引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。 家庭支援推進保育事業について、要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員(非常勤可)を1名配置することができるよう拡充する予定。
51	国籍を問わず、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の親子同士の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助等を行う地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援する。 〔厚生労働省〕《施策番号51》【ロードマップ33】	厚生省	・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて数値目標を設定。(※令和3年度以降は、重層的支援体制整備事業にかかる実施箇所数を含む)令和2年度実績値は10,432か所。 ・地方公共団体に対し、地域子育て支援拠点事業の実施に要する費用の補助を行うとともに、令和4年度第2次補正予算において、外国人の子育て家庭が地域子育て支援拠点をより円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を計上している。	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて設定された地域子育て支援拠点事業の令和6年度の数値目標(10,200か所)の達成に向けて、引き続き地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援する。
52	保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)等を踏まえ保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援が行われるよう引き続き取り組む。また、放課後児童クラブにおいて、平成30年(2018年)9月14日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方等に基づき、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう引き続き取り組む。 〔厚生労働省〕《施策番号52》	厚生省	保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)等を踏まえ保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援が行われるよう引き続き取り組む。 放課後児童クラブにおいて、平成30年(2018年)9月14日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方等に基づき、外国籍の子どもに対する適切な対応がなされるよう引き続き取り組む。放課後児童クラブについては、令和元年6月に、地方公共団体に対し、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう事務連絡により要請した。	引き続き、外国籍の子どもに対する適切な対応がなされるよう取り組む。
53	外国籍等の子どもの日本語学習機会の提供を促進するため、幼児教育・保育の無償化について、引き続き、広報、周知する取組を推進する。また、高校及び大学の修学支援制度についても、引き続き、広報、周知する取組を推進する。 〔内閣府(子ども・子育て)、法務省、文部科学省〕《施策番号53》	内閣府 (子ども・子育て)	出入国在留管理庁による幼児教育・保育の無償化に関する外国人向けのリーフレット(令和4年度からは英語版リーフレット)の作成に、内閣府としても協力し、出入国在留管理庁HPの外国人生活支援ポータルサイトに掲載の上、広報、周知が行われている。	引き続き、本施策について、出入国在留管理庁に協力する。
		法務省	内閣府と協力して作成した幼児教育・保育の無償化に係るリーフレット並びに文部科学省と協力して作成した高校及び大学の修学支援制度に係るリーフレットについては、令和4年度からは英語版も作成した上で、引き続き、外国人生活支援ポータルサイトに掲載しているほか、SNS及び出入国在留管理庁メール配信サービスによる情報発信、受入環境調整担当官による関係機関等への情報提供など、広報、周知を行っている。	引き続き、外国人生活支援ポータルサイト、SNS、関係機関等を通じ、広報、周知する取組を行っていく。
		文部科学省	広報資料の作成にあたり、出入国在留管理庁に協力した。	引き続き、本施策について出入国在留管理庁に協力する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
54	<p>外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、多言語化にも対応した、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組の促進を図る。また、地方公共団体が講ずべき事項に関し、令和2年(2020年)7月に文部科学省が定めた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等に基づく学齢簿の編製の際に、外国人の子どもの就学状況についても一体的に管理・把握することをはじめ、就学状況も含めた外国人児童生徒の就学実態の把握、学校への円滑な受入れ等を推進する。さらに、「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、地方公共団体における取組の有無、就学状況に係る課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を行うことで、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進するとともに、国内の各国大使館・総領事館にも情報提供を行う。学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書1.0版を令和3年(2021年)8月に作成したところ、当該仕様書に外国人の子どもの就学に関する事項を盛り込むこととしている。令和7年度(2025年度)末までに地方公共団体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を図る。</p> <p>また、就学案内や初期の適応指導に活用できる多言語・やさしい日本語の動画コンテンツ及び外国人幼児のための就園ガイドを周知するとともに、多言語による就学案内文書・動画コンテンツ等を掲載した情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化・活用促進を図る等、就学促進の取組を支援する。加えて、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子どもの学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。</p> <p>さらに、文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設している一元的相談窓口等において就学に関する情報提供を行うほか、在留資格審査に当たって子どもの就学状況の確認に努めるなど、外国人保護者に対し子どもの就学を促す取組を推進する。</p> <p>【文部科学省、法務省】《施策番号54》【ロードマップ34、35、36、37、38、39、40、41、44】</p>	<p>文部科学省</p> <p>法務省</p>	<p>多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示している。</p> <p>令和元年度に続く第2回目の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例の収集・整理を進めている。</p> <p>「外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援している。</p> <p>学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書2.0版を令和4年(2022年)に作成し、当該仕様書に外国人の子どもの就学に関する事項を盛り込んだ(令和4年8月)。令和7年度(2025年度)末までに地方公共団体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子どもの就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の支援を行っている。</p> <p>また、来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう令和2年度に作成した多言語での動画コンテンツについて、8言語追加するとともに、先進地域での実践(教材、文書等)を情報検索サイト「かすたねっと」に集約し、普及を図っている。</p> <p>・在留資格審査において、子供の就学状況を確認する仕組みについての検討を進めた。</p> <p>・幼児教育・保育の無償化及び高等教育の就学支援新制度に係るリーフレットについて、受入環境調整担当官による関係機関への情報提供を通じて、地方公共団体宛てに在留外国人に対する周知依頼を行っている。</p>	<p>引き続き、多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努める。</p> <p>今後も、外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例の収集・整理をする。また、「外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援する。</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」にて、来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められる多言語での動画コンテンツや先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行う。</p> <p>・引き続き、在留資格審査において、子供の就学状況を確認するための仕組みについて検討を進める。</p> <p>・引き続き、就学促進につながる支援制度等について、地方公共団体等の関係機関への周知を行っていく。</p>
55	<p>公立学校において、令和8年度(2026年度)には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法、昭和33年法律第116号)の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といったICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を拡充する。その際、母語・母文化の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体におけるNPOや企業・大学等を含む幅広い主体との連携も促進する。</p> <p>また、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を隔年で実施し、受入状況に係る実態や課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を図るとともに、日本語指導等の教材や多言語化された学校文書・動画資料等の普及を図るため、文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化に取り組む。さらに、外国人児童生徒等の学びにも資すると考えられる、音声読上げやルビ振り等の機能を持つ学習者用デジタル教科書について、必要とする外国人児童生徒が活用しやすくなるための取組を引き続き検討する。</p> <p>加えて、集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方について実践的な研究を実施し、日本人児童生徒と外国人児童生徒が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施や散在地域での指導体制構築などのモデル的な取組を全国に普及する。また、外国人幼児等に対する指導上の留意事項等を整理した資料を用いて周知を図る。</p> <p>さらに、令和3年(2021年)1月の中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」において、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について提言が行われていることを受け、上記の各施策の充実を図る。</p> <p>【文部科学省、法務省】《施策番号55》【ロードマップ42、43、46、71】</p>	<p>文部科学省</p> <p>法務省</p>	<p>「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備(日本語指導補助者・母語支援員の学校への派遣、ICTの活用、自治体がNPO等と連携して実施する日本語指導の充実・プレスクール等の実施など)に対する取組を支援している。</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。【再掲】施策番号18で記載</p> <p>集住地域・散在地域それぞれの課題解決のための方策について先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図るため、多文化共生に向けた調査研究を集住地域・散在地域において行っている。</p> <p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、情報検索サイト「かすたねっと」の充実を図るほか、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に関する取組を支援している。</p> <p>教員定数については、平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、引き続き、基礎定数化を着実に実施している。</p> <p>学習者用デジタル教科書の導入状況等を踏まえ、外国人児童生徒が学習者用デジタル教科書を活用しやすくなるための取組の検討を行っている。</p>	<p>引き続き、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備(日本語指導補助者・母語支援員の学校への派遣、ICTの活用、自治体がNPO等と連携して実施する日本語指導の充実・プレスクール等の実施など)に対する取組を支援する。</p> <p>今後も、「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行い、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に関する取組を支援する。</p> <p>散在地域それぞれの課題解決のための方策について先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図るため、調査研究を散在地域において行う。</p> <p>教員定数については、平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、引き続き、基礎定数化を着実に実施する。</p> <p>引き続き、学習者用デジタル教科書の導入状況等を踏まえつつ、外国人児童生徒が学習者用デジタル教科書を活用しやすくなるための取組を検討する。</p>
56	<p>外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策として、「専ら外国人の子供の教育を目的とした施設(いわゆる「外国人学校」)における保健衛生環境に係る有識者会議」における検討結果を踏まえ、専門的な窓口により外国人学校への保健衛生に関する情報発信・相談対応を行うとともに、地方公共団体における外国人学校の保健衛生に係る支援の在り方についての調査研究を実施する。</p> <p>【文部科学省】《施策番号56》【ロードマップ45】</p>	<p>文部科学省</p>	<p>外国人学校向けのホームページやメールマガジンにおいて、外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する多言語での情報発信を行った。さらに、令和4年12月からは新たに「外国人学校の保健衛生環境整備事業」を開始し、外国人学校、地方自治体等を対象とした保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応を行う専門的な窓口の運用を開始した。</p>	<p>引き続き、「外国人学校における保健衛生環境整備事業」における取組等を通じ、新型コロナウイルス感染症対策を含めた外国人学校における保健衛生に関する情報発信・相談対応等を行う。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
57	<p>教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の普及を通じて、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラムによる日本語と教科の統合指導、外国人児童生徒のための日本語能力測定方法による評価結果の活用等の系統的な日本語指導を実践するための研修体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成等を推進する。また、外国人児童生徒等の指導を担当する教師が効率的に必要な知識や技能を得られるよう作成した「研修用動画コンテンツ」を文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」等において配信するとともに広く周知し、その活用を促すことにより、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。さらに、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」による研修指導者の養成、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。また、文部科学省が派遣する「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を増員し、各地方公共団体が実施する研修の充実を図る。さらに、幼稚園等では幼児期の特性を踏まえた対応が求められることから、研修プログラムの開発等の調査研究を行う。</p> <p>あわせて、外国人児童生徒等に対して指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、多様な人材の確保や全国的な研修機会の提供という観点も踏まえつつ、有効な方策について検討を行う。</p> <p>〔文部科学省〕《施策番号57》【ロードマップ13、46】</p>	文部科学省	<p>「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」(委託事業)にて教育委員会・大学等が実施すべき養成・研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」を開発し、教育委員会・学校等への普及を図った。「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、引き続き、「モデル・プログラム」の普及を図るとともに、研修用動画コンテンツの周知を図るほか、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣により、各地方公共団体における教員等の研修の実施を促進している。</p> <p>また、外国人幼児等への指導の充実に関して調査研究を実施し、研修プログラムを開発した。</p>	<p>今後も、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により、地域における研修指導者の養成を実施するほか、地方公共団体等からの要請に応じて、地方公共団体が行う研修の講師や助言指導として「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を行う。また、引き続き、「モデル・プログラム」の普及を図るとともに、研修用動画コンテンツの周知を図るほか、各地方公共団体における教員等の研修の実施を促進する。</p> <p>また、外国人幼児等への指導の充実に関して、令和4年度に調査研究を通して開発された研修プログラムの活用について、全国への周知を実施する。</p>
58	<p>言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子どもの就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって母語支援員や多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。</p> <p>特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。</p> <p>あわせて、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」により、特別支援学級における日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況を把握するとともに、外国につながるのある子どもの特別支援教育に関する研究を行う。</p> <p>〔文部科学省〕《施策番号58》</p>	文部科学省	<p>「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて、日本語指導補助員・母語支援員の配置、ICTの活用など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。【再掲】施策番号55で記載</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」において、特別支援学級における日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況について調査している。</p> <p>また、独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」において、障害のある外国人児童生徒への対応等について、講義の中で取り扱っている。</p> <p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」及び中央教育審議会における増加する外国人児童生徒等への教育の在り方に関する答申も踏まえ、引き続き、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。【再掲】施策番号55で記載</p> <p>さらに、令和4年度、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、特別支援教育の担当教師が日本語指導について学ぶことのできる研修の機会を提供するとともに、令和3年度までに収集した情報を基に、外国につながるのある子供に対する支援体制等の実態調査等を実施している。</p>	<p>今後も、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて、日本語指導補助員・母語支援員の配置、ICTの活用など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において、特別支援学級における日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況について引き続き調査する。</p> <p>また、独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」において、障害のある外国人児童生徒への対応等について、講義の中で取り扱う。</p> <p>さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、特別支援教育の担当教師が日本語指導が必要な子どもへの支援等について学ぶことのできる研修の機会を提供するとともに、引き続き外国につながるのある子供の特別支援教育に関する研究を行う。</p>
59	<p>外国人生徒等の進学状況、中退率、進路状況等に関する実態を踏まえ、中学校・高等学校において将来を見通した進路選択の機会が提供されるよう、教育委員会・学校と関係機関が連携し、日本語指導やキャリア教育の充実、生活相談の実施等の包括的な支援を進めるとともに、外国人生徒を含めた高校中退者に向けた学習支援等を行う。</p> <p>また、全ての都道府県で公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮(ルビ、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等)が講じられることを目指し、実施状況を把握するとともに、先進的な取組事例について教育委員会への情報提供等を行う。</p> <p>さらに、令和5年度(2023年度)から高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けて行う制度を導入することに向けて、令和4年度(2022年度)中に、高等学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の作成、日本語能力把握方法の検討等を実施する。また、多文化共生やグローバル人材育成の在り方について、集住地域・散在地域において実践的な研究を実施する。</p> <p>〔文部科学省〕《施策番号59》【ロードマップ13、14(再掲:49)、47、48、50、51】</p>	文部科学省	<p>「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」にて日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況について実態を把握するとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援した。</p> <p>課題を抱える生徒に対する学校における教育相談体制の充実へ向けて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実を図っている。また、「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」を通じて、高校中退者等への学習支援・学習相談等を行う6自治体の取組を支援している。さらに、高等学校等で学び直す者に対する修学支援を実施している。</p> <p>外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会による公立高等学校入学選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)の取組を推進するよう示している。</p> <p>「高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策に関する有識者会議」における議論を踏まえ、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けて行う制度の導入に向けた検討を行うとともに、学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の作成、日本語能力把握方法の検討等を進めている。</p>	<p>今後も、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」にて日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況について実態を把握するとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援する。</p> <p>引き続き、学校における教育相談体制の充実を図る。また、令和5年度以降も引き続き事業を実施し、地方公共団体における高校中退者等を対象とした学習相談・学習支援等への支援を継続する。さらに、高等学校等で学び直す者に対する修学支援を実施する。</p> <p>外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会による公立高等学校入学選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)の取組を推進するよう示しているところであり、受検に際しての配慮等の取組を地方公共団体に求めているところであり、引き続き状況の把握及び対応に努める。</p> <p>「高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策に関する有識者会議」における議論を踏まえ、高等学校における日本語のための特別の教育の制度化に伴い、学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の周知、日本語能力把握方法の検討等を進める。</p>
60	<p>夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受けられる機会を実質的に保障する公立学校であり、令和4年(2022年)4月現在、全国15都道府県34市区に40校が設置されている。生徒の約8割は外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。</p> <p>このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法、平成28年法律第105号)や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図る。</p> <p>〔文部科学省〕《施策番号60》【ロードマップ52】</p>	文部科学省	<p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)や第3期教育振興基本計画等に基づき、夜間中学の設置促進や教育活動の充実、受け入れる生徒の拡大を推進し、現在は15都道府県に40校の夜間中学が設置されている。令和元年6月に開催された夜間中学設置推進・充実協議会における教育機会確保法の施行状況に関する議論の取りまとめでは、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが示されたが、令和2年度より夜間中学新設の更なる促進のための新たな補助事業の経費を計上し、教育支援体制整備事業費補助金(夜間中学の設置促進・充実事業)を開始し、現在、令和5年4月開校予定の仙台市、千葉市、静岡県、兵庫県姫路市も含め、夜間中学設置に向けて準備を行っている自治体への支援を行っている。</p>	<p>教育機会確保法及び各種閣議決定等を踏まえ、義務教育の機会を実質的に保障するため、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、広報活動等の充実を通じてその促進を図る。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
61	外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るため、高等学校・ハローワーク・関係機関が連携して、子どものキャリア形成支援を行う取組を試行的に実施する。その際、親の参画を含めた子どものキャリア形成支援について理解を進められるよう具体的な方法を検討する。 〔厚生労働省〕《施策番号61》【ロードマップ53】	厚生労働省	令和4年度においては、外国人の子どものキャリアアップに向けた試行的な取組の実施内容について検討を行った。令和3年12月に、外国人の子どものキャリアアップに向けた試行的な取組として、ハローワークと行政書士会の共同で高等学校の教員向けセミナーを実施した。令和4年度においては、外国人の子どものキャリアアップに向けた試行的な取組の実施内容について検討を行った。	引き続き、子どものキャリア形成支援に関する取組について、関係者の理解を進めるための具体的な方法を検討し、試行的に実施する。
62	日本の高等学校卒業後に就労を希望する外国人の日本社会への定着が円滑に行われるよう、在留資格の取扱いについて周知する。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号62》	文部科学省	「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について(依頼)」(令和2年3月26日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長通知)にて各都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会等に、在留資格「家族滞在」で滞在する外国籍を有する生徒が、高等学校等卒業後に本邦において就職を希望する場合における「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更に係る取扱いに関する通知を発出した。 今後とも必要に応じて各都道府県教育委員会等関係機関に周知を図る。	今後とも必要に応じて各都道府県教育委員会等関係機関に周知を図る。
		法務省	出入国在留管理庁ホームページにおいて、6か国語及びやさしい日本語にて案内を掲載の上、本件取扱いの概要、必要書類について公開しているほか、同ホームページに本制度をわかりやすく解説した広報用資料及び広報用動画を掲載した。	引き続き、ホームページの掲載箇所、案内方法の見直しも含めて、よりわかりやすく広報することに努める。
63	補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため、日本人と同様、必要に応じて、保護者等の同意の下、継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。 〔警察庁〕《施策番号63》	警察庁	少年の非行を防止するため、必要に応じて継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、少年の健全育成を図っている。	引き続き、大学生ボランティア等と連携して少年の健全育成を図る。
64	関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により策定した、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、関係省庁の各種制度や施策と連携し、周知・活用促進を図るとともに、自治体や、企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対しても横展開していく。また、同ハンドブックに基づく留学生向けの取組について、企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁から経済団体や大学等への周知を徹底していく。 〔経済産業省(厚生労働省、文部科学省等関係省庁)〕《施策番号64》【ロードマップ54】	経済産業省	留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、セミナーなどを通じて周知・活用促進を図っている。	引き続き、セミナーなどを通じた各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。
		厚生労働省	「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、ハローワーク等において、事業主向けセミナー等の機会を活用し、外国人留学生の採用を検討している事業主等への周知を行った。	引き続き、ハローワーク等において、周知を行う。
		文部科学省	関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により策定した、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、大学等に対して周知・活用促進を図っている。	引き続き、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」が活用されるよう、各国公私立大学に対して周知する。
65	日本貿易振興機構(JETRO)内に設置した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、関係省庁連携の下、高度外国人材の採用・活躍のため、企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報を発信する。高度外国人材に関心を持つ企業に対しては、高度外国人材の採用から入社後の活躍までの様々な段階をサポートする伴走型支援を実施し、中堅・中小企業や支援機関向けに作成したe-learning教材等を活用したセミナーやワークショップの開催に取り組む等、高度外国人材の就職後の活躍に関する支援を拡充する。 さらに、オンラインジョブフェアや日本の就労環境等を紹介するセミナー等のイベントの開催を通じ、日本企業への就職意欲を有する高度外国人材に対するPR・就職機会の提供を行う。 〔経済産業省(法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省等関係省庁)〕《施策番号65》【ロードマップ56】	経済産業省	高度外国人材活躍推進プラットフォームのポータルサイトにおいて、高度外国人材の日本企業での就職や活躍促進に向けた関連施策の情報発信を実施している。また、各地方貿易情報センターに配置されたコーディネーターによる、個別企業の高度外国人材の採用や社内での定着・活躍に関する悩みへの伴走型支援についても継続的に実施している。加えて、ポータルサイトへは高度外国人材の日本企業における採用から社内での定着・活躍まで、それぞれの段階で支援施策を参照できる施策一覧や、日本で活躍する高度外国人材の紹介動画「Enhance Your Career in Japan」を追加掲載しており、より企業や外国人材にとって有用な情報を発信できるよう、内容の拡充を図っている。更には、令和2年度に作成した高度外国人材の社内での活躍支援のための企業向け教材や指導者向けカリキュラムをe-learningコンテンツとして再編集した。令和4年度には、国内外の高度外国人材へ就業機会を提供するため、120社規模のオンラインジョブフェアを2回開催した。	国内外の高度外国人材へ就業機会を提供するため、特に英語人材に対してのオンラインジョブフェアを開催するとともに、引き続き、セミナー等を通じて高度外国人材の受け入れ促進をサポートする。
		法務省	日本貿易振興機構(JETRO)内に設置した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、高度外国人材の採用・活躍のため、企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報発信の充実に向けた協力を行っている。	引き続き、関係省庁との連携の下、各種情報発信の充実を図っていく。
		外務省	「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じて国際交流基金の日本語教育に関する情報発信を行っている。	引き続き、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」と情報提供等を通じた連携を行う。
		文部科学省	「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」上に、外国人留学生の受入れ及び国内での就職状況等に関する情報を参照できるよう「日本留学情報サイト(Study in JAPAN)」内の関連ページを掲載し、適切に情報提供を行っている。	引き続き、本施策について経済産業省と連携し、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じて、留学生の就職に係る情報の広報・周知を適切に行う。
		厚生労働省	JETRO主催の外国人留学生向けジェトロオンライン合同企業説明会に共催として参加し、企業への事前説明会で講演したほか、ハローワーク等を通じ留学生等に対し、当該説明会の周知等を行う等の協力を行った。	引き続き、説明会の講演や情報の周知等、必要な協力を実施していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
66	ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。 〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号66》【ロードマップ58】	経済産業省	中小企業・小規模事業者に対し、外国人留学生を含む多様な人材の確保・定着のためのノウハウやマッチング機会の提供等を行い、同事業者のニーズに応じた人材確保の推進を図った。	引き続き、地域の中小企業・小規模事業者のニーズに応じて外国人留学生を含む多様な人材の確保・定着を支援する。
		厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する就職支援や留学生と企業とのマッチングを行っているほか、JETROと連携したセミナーを開催するなど、関係機関とも連携を図り対応している。	引き続き、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、各労働局における取組の好事例の収集・共有等を行い、留学生に対する就職支援を推進する。
67	大学と労働局（ハローワーク）の間で、協力協定の締結等を通じて連携を強化し、留学早期の就活セミナーから、インターンシップ、就職活動期の個別相談、就職面接会等に至るまでの外国人留学生に対する一貫した就職支援を実施する。また、そこで得られた好事例やノウハウ等を、全国の大学及び関係機関等に共有する。 〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号67》【ロードマップ58】	厚生労働省	令和3年4月までに全国4箇所にある外国人雇用サービスセンターが設置されている公共職業安定所と5大学が各地域で初となる連携協定を締結し、留学早期からその後の就職・定着まで一貫してサポートする取組を行っている。	各連携協定の実績を把握し、そこで得られた好事例等を大学や関係機関等に共有し、引き続き留学生の国内就職・定着を促進していく。
		文部科学省	令和2年11月以降、複数の大学及びハローワーク（外国人雇用サービスセンター）間において「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」が締結されていることを受け、各国公私立大学に対して、本取組の促進を目的に情報提供している。	引き続き、本取組が促進されるよう、各国公私立大学に情報提供していく。
68	「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」等を活用して、外国人留学生等を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する。さらに、「外国人社員と働く職場の労務管理」に使えるポイント・例文集」や「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」等を活用して、事業主向けセミナー等を通じ、事業主や人事・労務担当、職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号68》【ロードマップ59】	厚生労働省	職場定着のためのモデルカリキュラムを活用して、外国人留学生を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施した。さらに、事業主向けセミナー等において、「外国人社員と働く職場の労務管理」に使えるポイント・例文集」や「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」等を活用し、事業主や人事・労務担当、職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知した。	引き続き、外国人留学生を対象とした職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する。さらに、事業主や人事・労務担当、職場の上司等に対して職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知する。
69	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示（第46号）の周知を引き続き行う。 〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号69》	法務省	法務省ホームページに掲載している当該施策の概要及びガイドラインにおいて周知を行っている。	引き続き、当該施策の周知に努める。
		厚生労働省	ハローワーク等において、留学生の採用を検討している企業や日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生からの求人・求職相談の機会を捉えて、本制度について、適切に情報提供を行った。	引き続き、ハローワーク等において、適切に情報提供を行う。
		経済産業省	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示（第46号）について、企業等を対象としたセミナーなどにおいて、本在留資格の周知を行っている。	引き続き、セミナーなどを通じて周知活動に努める。
70	大学等の秋卒業者の国内就職を促進するため企業等の通年採用が促進されるように取り組むとともに、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の在留資格の企業等への周知を引き続き行う。 〔法務省、経済産業省〕《施策番号70》	法務省	法務省ホームページにおいて周知を行っている。	引き続き、当該施策の周知に努める。
		経済産業省	大学等の秋卒業者の国内就職を促進するため企業等の通年採用が促進されるように取り組むとともに、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の在留資格の企業等への周知を行っている。	引き続き、セミナーなどを通じて、周知活動に努める。
71	日本の食文化海外普及人材育成事業は、日本の食・食文化の海外普及の促進を行うため、調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が引き続き国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度である。本事業の適正な運用を行いつつ、農林水産省ホームページにおける情報掲載等を通じて普及を図る。 〔法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号71》	法務省	日本の食・食文化の海外普及の促進を行うために、調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が引き続き国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度である日本の食文化海外普及人材育成事業について、本事業の適正な運用を行っている。	引き続き、日本の食文化海外普及人材育成事業の適正な運用を図っていく。
		厚生労働省	調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅の拡大を図るため、農林水産省の「日本の食文化海外普及人材育成事業」の適正な運用及びその普及に協力できる体制を保持した。	「日本の食文化海外普及人材育成事業」の適正な運用及びその普及に引き続き協力する。
		農林水産省	日本の食文化海外普及人材育成事業について、申請者である調理又は製菓の専門学校に対して事業の適切な運用方法について、訪問・面談等を通して意見交換を行った。 また、実際に事業を活用している外国人調理師のインタビュー記事を政府広報へ掲載するなど、事業の周知を図った。	引き続き、当該施策の周知に努める。
72	「外国人起業活動促進事業」及び本邦の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動に係る在留資格「特定活動」（令和2年（2020年）11月措置）につき、広報・周知を図る。 〔法務省、経済産業省〕《施策番号72》	法務省	「外国人起業活動促進事業」及び本邦の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動に係る在留資格「特定活動」（令和2年11月措置）について、適正な運用を行うとともに、出入国在留管理庁ホームページにおいて情報提供を行っている。	引き続き、当該制度の適正な運用及び周知・広報を図っていく。
		経済産業省	制度に関心を持つ自治体に向けて個別に説明を行い、周知・広報に努めている。	引き続き、制度実施に関心を持つ自治体中心に周知を図り、制度の促進に努める。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
73	一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、厚生労働省のユースエール認定制度の認定企業等を対象として、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ったところ、引き続き在留諸申請手続における提出書類について情報提供を実施する。 〔法務省〕《施策番号73》	法務省	在留諸申請手続における提出書類について、出入国在留管理庁ホームページにおいて情報提供を行っている。	引き続き、必要な情報提供を実施する。
74	大学が企業等との連携により策定する、留学生の国内企業等への就職に資する質の高い教育プログラムを文部科学省が認定する「留学生就職促進教育プログラム認定制度」について、引き続き制度の普及・促進に取り組む。認定大学には、奨学金の優先配分等を行いつつ、認定期間内で留学生の就職率について設定した目標を達成することを求める。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。 〔文部科学省〕《施策番号74》	文部科学省	留学生の国内企業等への就職に資する優れた教育プログラムを展開する16大学について、留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づく認定を行っている(令和5年3月現在)。	今後も、我が国企業等への就職に資する質の高い教育プログラムを提供する大学等に対し、当該プログラム内容の認定を進めるとともに、外国人留学生の国内企業等への就職が促進されるよう制度周知を行っていく。
75	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や新たな危機に備える観点から、専修学校において留学生が母国で主にオンラインを通じて学習するためのコンテンツ開発や学修サポート体制を構築するとともに、現地の教育機関などとも連携し、母国での学修を評価し、来日以後の残りの学修、就職支援までをトータルパッケージで支援するモデルを構築する。 〔文部科学省〕《施策番号75》	文部科学省	令和3年度から「専修学校留学生の学びの支援推進事業」を開始し、引き続き全国6団体に委託し専修学校におけるモデル構築に取り組んでいる。 取組2年目にあたる令和4年度においては、留学希望者等向けの情報提供の充実、留学前後に受講する教育プログラムの開発、留学生のための就職支援講座の実施といった取組を通じ、モデルの充実・改善に取り組んでいる。	受託団体において引き続き事業に取り組み、取組最終年度となる令和5年度末までに専修学校におけるモデル構築を行う。 また、その取組や成果を体系的にとりまとめ、普及・定着を図る。
76	大学等における就職率等の情報開示等の取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構の特設サイトにおいて、大学等の情報の掲載を進めるとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。 〔文部科学省〕《施策番号76》	文部科学省	日本学生支援機構に特設サイトを開設し、留学生の受入れや就職支援に熱心に取り組んでいる大学における留学生の在籍状況や就職率などに関する情報を集約し、公表した。 外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果: https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/shinro-and-gakui/data/2021.html 外国人留学生のための就活ガイド: https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/job/guide.html	引き続き、当該サイトを通じて、大学等における就職率等の情報開示などの取組を集約し効果的な情報発信を行っていく。
77	留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が連携し、研修会(意見交換)を引き続き行う。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号77》	法務省	各種研修会等に参加し、特定活動告示46号(施策番号69)や就職が内定した秋卒業の留学生に対し採用までの間本邦に滞在することを認める「特定活動」(施策番号70)を含む留学生の就職支援に係る情報提供を行った。	引き続き、研修会等に対応していく。
		文部科学省	日本学生支援機構、就職問題懇談会、文部科学省が共同で開催する令和4年度 全国キャリア教育・就職ガイダンス中の、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」と題するプログラム内において、出入国在留管理庁からも「大学・専門学校等卒業後の在留申請等について」の情報提供を受けつつ、高等教育機関に求められる外国人留学生就職支援の在り方についての講演・体験談の録画配信等を実施した。	引き続き、各大学の要望等も踏まえ、出入国在留管理庁からの協力も得つつ研修会等における情報提供等を行う。
78	入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。 〔文部科学省〕《施策番号78》	文部科学省	「日本留学海外拠点連携推進事業」により、海外に拠点をもつ各大学に事業を委託し、6地域の海外拠点(ASEAN、サブサハラ、南西アジア、南米、CIS、中東・北アフリカ)にて日本留学に関する情報収集・発信、優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進、帰国留学生とのネットワーク構築を行った。コロナ禍により活動が制限されたが、情報発信やリクルーティング活動をオンラインに切り替える等して事業を行っている。	引き続き、令和5年度は5地域の海外拠点(ASEAN、サブサハラ、南西アジア、南米、中東・北アフリカ)にて事業を行う。
79	アジアの優秀な理系分野の人材の環流促進を目指すイノベティブ・アジア事業では、関係機関との連携強化を図り、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の活用、インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供を実施する。 〔外務省、法務省、経済産業省、文部科学省〕《施策番号79》	外務省	イノベティブ・アジア事業のパートナー大学として指定したアジアのトップ大学60校を対象に、留学生(JICA研修員)を日本の理系分野の大学院に受け入れると共に、日本企業等にてインターンシップを実施している。本事業の新規受入は平成29年度から令和3年度であり、令和3年度までに908名を受け入れた。	新規受入れは令和3年度に終了しているが、引き続き、国内における留学生(JICA研修員)を対象とした日本企業とのネットワーキングフェアやインターンシップを実施する予定。
		法務省	イノベティブ・アジア事業においてパートナー校として指定を受けている大学を卒業等した者及び同事業の一定の研修を修了した者が日本での就職を希望する場合、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算や在留諸申請に係る提出書類の簡素化の措置を講じている。	引き続き、当該事業の適正な運用を図っていく。
		経済産業省	高度外国人材活躍推進ポータルサイトにおいて、イノベティブ・アジア事業の取組など、日本企業への就職に関心を持つ外国人材を対象とした各種イベントや施策の情報発信を一元的に実施している。	引き続き高度外国人材活躍推進ポータルサイトにおいて、関連事業や支援施策の情報掲載を行い、関係省庁連携の下、一元的な情報発信を行っていく。
		文部科学省	平成30年度に国費外国人留学生制度において、イノベティブアジア事業に関連するプログラムを採択した。国費外国人留学生として採用され、イノベティブアジア事業の対象とされた学生に対し令和4年度も引き続き支援を行っている。	引き続き、支援を実施する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
80	介護施設等が行う外国人介護人材の技能向上のための研修や、外国人を対象に行う研修の講師養成等を行うほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を更に推進する。 また、我が国の大学等に在籍する留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学継続が困難な学生等を対象とした給付型の奨学金事業において、今後の介護分野における推薦状況を踏まえつつ、支援を推進する。 〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号80》	厚生労働省	令和元年度から、都道府県等において、外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修の実施や、研修講師の養成研修等を実施した場合における必要な経費を補助する制度を創設している。また、令和4年度補正予算において介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続の支援を実施した。	引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。
		文部科学省	介護分野も含めた外国人留学生を対象として、支援を実施している。 留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)について https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/about.html	引き続き、介護分野も含めた外国人留学生を対象として支援を実施する。
81	留学生と企業が接触する機会となるインターンシップの促進に向けて、活動内容や在留資格手続について大学や企業等への周知を図るとともに、留学生の卒業後の日本での就労に必要な手続についても大学や企業等に引き続き広く周知する。 〔法務省、文部科学省、経済産業省〕《施策番号81》	法務省	国内留学生向けのインターンシップや留学生の日本での就労に必要な手続等について、主に教育機関等の留学生受入れ担当者向け講演会等の際に、モデルケースやフロー図(令和2年12月に出入国在留管理庁ホームページに掲載したもの)等の資料を用いて広く周知している。	引き続き、主に教育機関等の留学生受入れ担当者向け講演会等の機会において、国内留学生向けのインターンシップや留学生の日本での就労に必要な手続等について広く周知を行う。
		文部科学省	外国人留学生向けのインターンシップや日本での就労に必要な手続等について、日本学生支援機構発行の「外国人留学生のための就活ガイド」等により留学生及び大学等に対し周知を実施している。	出入国在留管理庁等と連携して、出入国在留管理庁が作成するHP等の内容について大学への周知徹底を図る。
		経済産業省	出入国在留管理庁が策定した「外国の大学の学生が行うインターンシップに係るガイドライン」について企業等に周知を実施している。	引き続き、セミナーなどを通じた、各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。
82	外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)を拠点にインターンシップに係る説明会やセミナー等を通じ、企業における留学生や海外からのインターンシップの受入れ促進を図る。ただし、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ対応する。 〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号82》	法務省	【経済産業省、法務省】 国際化促進インターンシップ事業を通じた日本企業における高度外国人材の受入促進に向けて、参加企業やインターンの応募を広く募るため外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)の運営協議会の場等を活用し、各関係機関への事業周知を実施した。なお、令和4年度事業は、コロナウィルス感染症状況を踏まえて、対面・オンライン形式にて8月～12月に事業を実施した。	インターンシップ事業に関しては、引き続き外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)を活用した情報提供や入居機関との連携を行っていく。
		経済産業省		
		厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する就職支援や留学生と企業とのマッチングを行っているほか、JETROと連携したセミナーを開催するなど、関係機関とも連携を図り対応している。	引き続き、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。
83	令和2年度(2020年度)に策定した「特定活動」(告示第9号)の在留資格に係るインターンシップガイドラインについての周知を図り、より一層適正な制度の利用を促進する。 〔法務省〕《施策番号83》	法務省	法務省ホームページに掲載しているガイドラインにおいて周知を行っている。	引き続き、当該施策の周知に努める。
84	総合的対応策による取組を踏まえ、留学生の国内就職関連情報について在外公館を通じ情報発信を行う。 〔外務省〕《施策番号84》	外務省	在外公館に対し日本国内の就職関連情報などを現地で発信するよう指示した。	引き続き、在外公館で情報発信に努める。
85	キャリアコンサルタント向け講習等を通じ、留学生や企業実務(ダイバーシティ経営等)等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号85》	厚生労働省	キャリアコンサルタント向けのオンラインによる研修コンテンツとして、外国人支援に特化した研修プログラムを提供。本研修等を通じて留学生や企業実務等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行っている。	引き続き、留学生や企業実務等に精通したキャリアコンサルタントの育成に取り組むため、当該研修等のオンライン実施や周知に取り組む。
86	元留学生等の外国人社員を含め企業内におけるキャリアコンサルティングを積極的に実施することにより、外国人材の活躍や定着につなげる企業の事例を取りまとめ、周知を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号86》	厚生労働省	外国人労働者を含め、企業内におけるキャリアコンサルティングを積極的に実施することにより、外国人労働者に対するキャリア形成支援を行っている企業の好事例を収集し、文章のほか、画像を用いてホームページ等を通じて企業に周知した。	引き続き、積極的に企業内におけるキャリアコンサルティングを実施することにより、外国人労働者に対するキャリア形成支援を行っている企業の好事例を取りまとめ、周知に取り組んでいく。
87	独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)や経済団体、地方公共団体等から構成される「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」を形成し、外国人留学生の当該地域内日本企業等への就職・定着を支援する。 〔経済産業省、文部科学省〕《施策番号87》	経済産業省	令和4年度に2地域で産・官・学からなる「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」の立ち上げを行った。	令和5年度中に新たに4地域で「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」を立ち上げ、留学生等の就職・定着支援を促進するための支援を実施する。
		文部科学省	「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」の前身である「『かがやき・つなぐ』北陸・信州留学生就職促進プログラム」及び「留学生就職促進プログラム SUCCESS-Osaka」の2つの取組から継続して、留学生就職促進教育プログラムに参加する留学生に対し、奨学金枠の優先配分を行うことを通じて日本企業等への就職・定着の支援を実施している。	経済産業省と連携し、留学生の就職・定着支援を促進するための支援を継続する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
88	日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や学び方の手引きを企業等に周知するとともに、地方公共団体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図る。 〔経済産業省〕《施策番号88》【ロードマップ55】	経済産業省	日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や学び方の手引きを企業等に周知するとともに、自治体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、セミナーなどを通じて活用促進を図っている。	引き続き、セミナーなどを通じた、各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。
89	通訳員の配置や14言語に対応した多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器、求人票の自動英訳、職員による外国人雇用事業所データベースの活用等により、引き続き外国人求職者に対する丁寧な相談対応を実施する。 〔厚生労働省〕《施策番号89》【ロードマップ57】	厚生労働省	通訳員の配置や14言語に対応した多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器、求人票の自動英訳、職員による外国人雇用事業所データベースの活用等により、外国人求職者に対する多言語による職業相談を実施している。	引き続き、ハローワークにおける多言語相談支援体制の整備等に努め、外国人求職者に対するきめ細やかな相談支援を実施していく。
90	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業(外国人就労・定着支援事業)について、引き続き着実に実施する。 〔厚生労働省〕《施策番号90》【ロードマップ57】	厚生労働省	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等により、安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を行った。また、外国人就労・定着支援事業についても着実に実施するとともに、更なる安定的な就労及び職場定着の促進を図ることを目的として、企業における外国人労働者とのコミュニケーション円滑化のためのツールを作成した。	引き続き、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に、外国人求職者の安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を実施していく。
91	外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。 〔厚生労働省〕《施策番号91》	厚生労働省	令和2年度委託事業で、企業などで外国人従業員とその上司・同僚などが円滑にコミュニケーションを図れるように、外国人従業員の日本語能力を確認し、目標設定を行うことのできるツール「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」とその使い方の手引きを開発し、厚生労働省ホームページに掲載している。	厚生労働省ホームページに掲載することで、引き続き「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」とその使い方の手引きの周知・普及に努める。
92	技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、実際の現場で使用する語彙や表現を学ぶためのe-learning教材を開発、提供する。 〔厚生労働省〕《施策番号92》	厚生労働省	8言語(※)のテキスト教材を開発し、外国人技能実習機構ホームページで公表するとともに、日本語学習アプリの開発を順次進めている。 ※英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語 (注)令和4年度までに5職種(機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係)のテキスト教材及び4職種(機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係)の日本語学習アプリを開発済。	今後、現場でニーズの高い他の職種について、引き続きテキスト教材及び日本語学習アプリの開発を行う。
93	定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を行うことで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。 〔厚生労働省〕《施策番号93》【ロードマップ61】	厚生労働省	定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練について、令和4年度は、9都県で実施した。定住外国人職業訓練コーディネーターについて、令和4年度は、3か所に配置した。	定住外国人の日本語能力に配慮した職業訓練については、都道府県等が地域の訓練ニーズに応じて、委託により実施することを可能としており、今後も引き続き実施するほか、都道府県等の必要に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターを引き続き配置する。また、好事例の収集及びその周知等に取り組む。
94	人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。 〔厚生労働省〕《施策番号94》【ロードマップ62】	厚生労働省	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等により、事業主等に対して人材開発支援助成金制度の周知・広報を実施している。	今後もホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等を活用し、周知・広報を図る。
95	事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。 ・労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生を予防し、日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場作りを促進するため、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」をはじめ、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文をやさしい日本語及び外国語に翻訳した「雇用管理に役立つ多言語用語集」やモデル就業規則のやさしい日本語版について、事業主や外国人、ハローワークなどの関係機関に周知する。 ・外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成金の活用を図るため、周知等を行っていく。 ・外国人就労・定着支援事業の知見を基に作成した「できることリスト」等を、外国人を雇用する企業等へ周知する。 ・多言語はもとより、事業主と外国人労働者双方が理解可能な言語としてのやさしい日本語による労働条件や支援策等に関する情報発信(ホームページ、SNS、パンフレット等)を強化する。取り分け、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた場合等のきめ細かな再就職支援のため、雇用保険など離職時に必要な手続等の情報をまとめたリーフレット等をやさしい日本語を含む多言語で周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号95》【ロードマップ59、60】	厚生労働省	・「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」や「雇用管理に役立つ多言語用語集」、モデル就業規則のやさしい日本語版について、ハローワーク等において、事業主等への周知を行った。 ・作成した「できることリスト」等について、外国人を雇用する企業等に対する周知を行った。 ・外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置である「人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)」について、活用促進のためホームページ等により周知等を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている方への支援策をまとめたパンフレットについて、やさしい日本語を含む15言語による翻訳を実施し、ホームページに掲載・公表した。また、雇用保険など離職時に必要な手続等の情報をまとめたリーフレット等についても、引き続き周知を実施した。	・引き続き、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」や「雇用管理に役立つ多言語用語集」、モデル就業規則のやさしい日本語版について、事業主等への周知を行っていく。 ・引き続き「できることリスト」等の周知を行っていく。 ・引き続き、同助成金の活用が図られるよう周知等を行っていく。 ・引き続き、やさしい日本語を含む多言語による情報発信に努める。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
96	<p>労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。</p> <p>さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号96》</p>	厚生労働省	<p>令和4年度においては労働基準監督官を増員し、引き続き外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組んでいる。</p> <p>また、更なる体制整備に向けて労働基準監督官の増員の検討を進めた。</p> <p>事業所訪問や雇用管理セミナーの開催を通じ、外国人雇用管理指針の周知・啓発や雇用管理改善等に関する相談・支援を実施する等、ハローワークにおいて外国人の職場定着支援に取り組んでいる。</p>	<p>引き続き、労働基準監督官による外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組むとともに、必要な体制整備を図る。</p> <p>引き続き、雇用管理改善等に向けた相談・指導等の充実を図り外国人の職場定着を支援していくとともに、必要な体制整備を図る。</p>
97	<p>技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあることから、技能実習生の出入国・在留状況及び実習実施者等の現況等に関して、出入国在留管理庁と外国人技能実習機構間の情報連携を強化し、実習実施者に所属する技能実習生の現況の把握をより適時・確実に行うことで、地方出入国在留管理局及び外国人技能実習機構による迅速かつ効果的な実地検査を実施する体制を強化する。また、外国人技能実習機構において問題事案に迅速に対応できるよう、援助業務と指導業務を一体的に行う体制を整備する。</p> <p>また、外国人技能実習機構の業務システムについては、技能実習適正化法施行後の業務実施状況等を踏まえ、出入国在留管理庁と円滑かつ確かな情報連携を行うことができる構成とすることで、更なる制度適正化及び技能実習生の保護を図る。あわせて各種手続の申請等のオンライン化を検討する。</p> <p>さらに、地方出入国在留管理局が必要に応じ外国人技能実習機構と連携して行う監理団体・実習実施者に対する調査を強化するとともに、迅速かつ厳正な行政処分等を実施し、制度の更なる適正化に取り組む。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号97》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【法務省、厚生労働省】</p> <p>令和5年3月に出入国在留管理庁の外国人出入国情報システムと機構データベースシステムの連携改修を実施したほか、技能実習計画の認定申請手続等について、令和7年末までにオンラインで実施できるようにするべく検討を行っている。</p> <p>また、令和3年4月から地方出入国在留管理局の体制の強化を行い、技能実習関係調査案件を集中的に処理し、機動的かつ効率的に調査を行う取組を開始したことに加え、令和4年4月からは、援助業務と指導業務を一体的に実施することにより問題事案に迅速に対応できるよう、外国人技能実習機構全体の組織改編を行うとともに、複数の地方事務所に援助課を新設した。</p>	<p>令和5年3月に実施した両システム改修による相互の連携強化を踏まえ、効果的な実地検査などを行うことにより、更なる制度の適正化を図っていくとともに、技能実習計画の認定申請手続等について、令和7年末までにオンラインで実施できるよう、引き続き検討を行う。</p> <p>また、地方出入国在留管理局での取組や外国人技能実習機構における組織改編が実効性のあるものとなるよう、引き続き技能実習制度の適正化に取り組む。</p>
98	<p>我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けの、特定技能外国人の受入れ分野(12分野)等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材の活用方法等を関係省庁、業界団体等に対して周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援する。視聴覚教材については、これまでに、日本語を含む14言語で作成したところである。なお、令和4年度(2022年度)は技能講習補助教材の一部について、14言語に対応できるように拡大する予定である。</p> <p>あわせて、危険有害業務に係る補助教材等の活用の充実を図るなど、外国人労働者の労働災害の防止対策のためのツールを周知する。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号98》</p>	厚生労働省	<p>これまでに作成した視聴覚教材等の普及啓発を図っている。</p>	<p>これまで作成した視聴覚教材等を活用し、外国人労働者を雇用する事業者等に対して、労働安全衛生管理セミナーを開催し、外国人労働者の労働災害防止を図る。</p> <p>また、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の見える化のための安全表示の開発を促進する。</p>
99	<p>都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14言語(日本語を含む。)に対応しており、引き続き相談対応の確実な運営の実施を図る。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号99》</p>	厚生労働省	<p>都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14か国語(日本語を含む。)に対応している。</p>	<p>引き続き、各相談窓口において14か国語での相談対応の確実な運営を行う。</p>
100	<p>都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号100》</p>	厚生労働省	<p>雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、13か国語(日本語を除く)の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」を設置・活用し多言語対応を図っている。</p>	<p>引き続き、雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、13か国語(日本語を除く)の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」を活用する。</p>
101	<p>事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号101》</p>	厚生労働省	<p>外国人労働者の労働災害の原因、傾向等を分析し、労働災害防止対策に活用している。</p>	<p>外国人労働者の労働災害の原因、傾向等を分析し、労働災害防止対策に活用していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
102	<p>特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、国内でのマッチングイベント、海外説明会等を開催する。新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ実施する。</p> <p>それらの実施状況も踏まえつつ、「特定技能」の在留資格での就労を希望する国内外の外国人の意向と、中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい受入れ機関のニーズの更なるマッチングの促進を図るため、関係省庁が連携して、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法を検討し、実施するとともに、出入国在留管理庁においては、「特定技能」の在留資格での就労を希望する国内外の外国人や受入れを希望する機関に対し、特定技能制度について分かりやすくきめ細かな周知・広報を行うための取組の実施を検討する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕《施策番号102》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p> <p>農林水産省</p>	<p>出入国在留管理庁においては、オンライン及び対面による国内向けのマッチングイベントやオンラインによる海外説明会を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対しては、本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において就労できるよう在留資格「特定活動」を付与していたところ、新型コロナウイルス感染症の国内外における感染状況や、水際対策の緩和による外国人出入国者数の着実な増加に鑑み、同措置を令和4年11月1日をもって終了した。</p> <p>介護分野においては、令和元年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護分野の特定技能の在留資格により日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対して、必要な経費を助成している。</p> <p>経済産業省においては、国内外向けのセミナーや、日本での就労を希望する外国人材と特定技能外国人材の受入れを希望する事業者との交流会をオンラインで開催した。</p> <p>建設分野においては、特定技能外国人受入事業実施法人「(一社)建設技能人材機構」において、無料職業紹介(求人求職マッチング)を継続的に実施。また、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、説明会を実施した。</p> <p>造船・船用工業分野においては、出入国在留管理庁主催の海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントを特定技能外国人の受入れ企業等に周知することにより、イベントへの参加を促した。</p> <p>自動車整備分野においては、更なるマッチングの促進を図るため、自動車整備事業者に対して、海外ジョブフェア及び国内マッチングイベント等の周知を自動車整備分野特定技能協議会を通じて行った。</p> <p>航空分野においては、出入国在留管理庁が主催するマッチングイベントや海外ジョブフェアについて、関係事業者に周知した。</p> <p>宿泊分野においては、出入国在留管理庁が主催する海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントについて、宿泊事業者に周知した。</p> <p>農業分野では、出入国在留管理庁主催のマッチングイベントの周知や、農業技能測定試験合格者に対して求人情報を提供した。</p> <p>農業分野・食料品製造業・外食業の3分野共同で、外国人及び外国人を受け入れる事業者向けの相談窓口(8か国語)を設置した。</p> <p>漁業分野では、出入国在留管理庁が主催のマッチングイベントについて、特定技能協議会の構成員である業界団体への周知を実施した。</p> <p>食料品製造業・外食業の2分野共同で、受入れ・環境整備及び人材育成等の優良事例の情報を提供した。また、コロナ禍により解雇・帰国困難となった等の理由により他分野の外国人多数が食料品製造業分野及び外食業分野の特定技能試験の受験を要望したため、国内試験の席数を増やして対応した(食料品製造業分野:2万8,000席、外食業分野:1万6,000席)。</p>	<p>今後も各事業を適切に運用していくほか、特定技能総合支援サイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。</p> <p>引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。</p> <p>引き続き、制度所管省庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>建設分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管省庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>造船・船用工業分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>自動車整備分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>航空分野では、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>宿泊分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し、必要に応じ取組を実施する。</p> <p>農業分野では、引き続き、外国人材と受入れ機関のマッチングを推進していく。</p> <p>漁業分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>食料品製造業・外食業におけるマッチングについては、民間の職業紹介事業者の取組を基本としつつ、他分野の事例も踏まえ、必要に応じて支援を検討する。</p>
103	<p>新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、「高度外国人材活躍推進ポータル」に設置した特設サイトにおいて、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信や関連省庁と連携したイベントを実施するとともに、平時とは異なる企業の課題に積極的に対応し、きめ細かな支援を提供すべく、引き続き、専門家による支援を行う。</p> <p>〔経済産業省(法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省等関係省庁)〕《施策番号103》</p>	<p>経済産業省</p> <p>法務省</p> <p>外務省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>関係省庁と連携の下ポータルサイトにおいて、新型コロナウイルス関連情報の発信を行うとともに関連セミナー等を開催し、企業及び外国人向けの情報提供等による支援を継続している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、「高度外国人材活躍推進ポータル」に設置した特設サイトにおいて、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信への協力を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、「高度外国人材活躍推進ポータル」に設置した特設サイトにおいて、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信への協力を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、「高度外国人材活躍推進ポータル」と協力しながら、JASSOが運営する「日本留学情報サイト」のHPにて、外国人留学生の国内での就職状況等に関する情報提供や、留学生向け就職イベント実施への協力を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、「高度外国人材活躍推進ポータル」に設置した特設サイトにおいて、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信への協力を行っている。</p>	<p>引き続き、関係省庁と連携の下ポータルサイトにおいて、新型コロナウイルス関連情報の発信を行うとともに関連セミナー等を開催し、企業及び外国人向けの情報提供等による支援を継続していく。</p> <p>引き続き、関係省庁との連携の下、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信を図っていく。</p> <p>引き続き、関係省庁との連携の下、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信を図っていく。</p> <p>引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、留学生の就職のための情報発信を行う。</p> <p>引き続き、関係省庁との連携の下、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信を図っていく。</p>
104	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人を雇用する事業所の雇用維持支援及び離職を余儀なくされた外国人労働者に対する就職支援等のため、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に外国人労働者に係る相談支援を引き続き行う。また、困窮する留学生等を支援しているNPO法人等の関係機関とハローワークが連携して丁寧な就職支援を行う取組を促進するとともに、アルバイト先の紹介等も含めたハローワークが行う就職支援の内容について、コミュニティに向けた広報活動や外国人支援団体等を通じた情報発信を行うなど、対応の充実を図る。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号104》</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等により、安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を行った。</p> <p>また、NPO法人等の関係機関と連携した丁寧な就職支援を行うとともに、ハローワークが行う就職支援の内容について、コミュニティに向けた広報活動等を行った。</p>	<p>引き続き、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に、外国人求職者の安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を実施していくほか、NPO法人等との連携に努めるとともに、コミュニティに向けた広報活動等に取り組む。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
105	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け離職した外国人を含む外国人材の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での就職を希望する場合には、在留資格の特例措置等の実施状況も踏まえつつ、地域のハローワークにおいて、多言語対応(14言語)により、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報の提供を行うなど、できる限り本人の希望に沿った就職が可能となるよう支援を行う。</p> <p>【厚生労働省】《施策番号105》</p>	厚生労働省	<p>外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等により、安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を行った。また、通訳員の配置や14言語に対応した多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器の活用等により、外国人求職者に対する多言語による職業相談を実施している。【再掲】施策番号103、104で記載</p>	<p>引き続き、ハローワークにおける多言語相談支援体制の整備に努めながら、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に、外国人求職者の安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を実施していく。</p>
106	<p>就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう、統計調査等を引き続き実施する。</p> <p>【厚生労働省、法務省】《施策番号106》</p>	<p>厚生労働省</p> <p>法務省</p>	<p>【厚生労働省、法務省】 技能実習生の賃金等については、農林漁業分野も把握できるよう令和元年度より実施状況報告書の見直しを行い、令和2年度分の集計結果を令和4年7月に外国人技能実習機構において公表した。</p> <p>【厚生労働省】 農林漁業以外の産業については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において、外国人労働者の賃金等を把握できるよう、令和元年調査より「在留資格」の項目を追加する調査計画の変更を行い、その結果を公表している。</p>	<p>【厚生労働省、法務省】 今後も引き続き、適切に実態の把握に努める。</p> <p>【厚生労働省】 今後の調査においても、引き続き実施していく。</p>
107	<p>外国人が「高齢期」を迎えたときに年金を受給できるよう年金制度の周知を図るため、多言語によるパンフレットの配布、日本年金機構ホームページ及び出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトへの掲載等、現在実施している外国人向け周知・広報を継続するとともに、更なる充実の検討を進める。また、周知・広報の実効性をより高めるため、周知・広報の機会の拡大の検討を進める。</p> <p>【厚生労働省】《施策番号107》【ロードマップ63】</p>	厚生労働省	<p>日本年金機構においては、パンフレットの多言語化を進め、また日本語版にはフリガナを付すなど充実を図っており、日本年金機構ホームページへの掲載に加え、同ホームページを外国人技能実習機構及び国際人材協力機構ホームページのリンク先として掲載する等、外国人向け周知・広報を継続して実施している。また、年金の受給につながるよう更なる充実を図るため、出入国在留管理庁が作成している「生活・就労ガイドブック」の年金制度に関する説明ページにおいて、任意加入制度や国民年金の付加保険料に関する説明を追加することとし、令和5年3月に出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトで更新、公表されている。</p>	<p>引き続き、現在実施している外国人向け周知・広報を継続するとともに、更なる内容の充実や機会の拡大の検討を進め、必要に応じて関係機関への協力を依頼した上で、可能なものから順次実施していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
108	特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子どもの教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。 〔内閣府（子ども・子育て）、消費者庁、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号108》【ロードマップ64】	内閣府（子ども・子育て）	令和元年度予算において、利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金）で多言語対応に関する加算を創設し、令和4年度においても引き続き外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進している。 （参考） 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算する。 ・平成31年3月29日付けで多言語対応加算を反映させた実施要綱を発出した。 ・地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、多言語対応加算について周知した。	引き続き、利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金）で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。 地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、引き続き多言語対応加算について周知していく。
		消費者庁	「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口の整備等に積極的に取り組む地方公共団体を支援した。	引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備等を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。
		法務省	・各府省庁が多言語ややさしい日本語で発信している情報を収集し、外国人生活支援ポータルサイトに掲載するため、各府省庁への照会を実施している。また、生活・就労ガイドブックについて、関係府省庁との連携の下に、多言語版、やさしい日本語版を作成し、外国人生活支援ポータルサイトに情報を掲載した。 ・令和4年7月から、全国の地方公共団体の行政窓口を対象に、多言語対応の電話による通訳支援事業の試行を実施している。	・引き続き、関係府省庁との連携の下に、生活・就労ガイドブック及び外国人生活支援ポータルサイトに情報を掲載する。 ・通訳支援試行事業の利用状況等を踏まえ、今後の通訳支援の実施を検討する。
		総務省	電話通訳センターを介した三者間同時通訳については、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる。外国人のいる救急現場での活動等を支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入状況は、令和5年1月1日現在で723本部中683本部（94.5%）となっており、平成29年4月から提供を開始し年々増加している。【再掲】施策番号47で記載	引き続き、あらゆる機会を通じて導入事例等を紹介しながら、導入の促進を図っていく。 なお、外国人のいる救急現場での活動等を支援する多言語音声翻訳アプリについては、引き続き、導入・活用状況等を把握し、全国の消防本部へ導入することを推進する。【再掲】施策番号47で記載
		厚生労働省	介護保険制度に関するリーフレットについて、令和元年度に多言語翻訳（10か国語）を実施し、厚労省ホームページに掲載した。 社会保険の意義を理解してもらうパンフレットを作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施している。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施している。	多言語対応版リーフレットによる情報提供・発信を継続するとともに、必要に応じて当該リーフレットの更新等を検討する。 引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。
		文部科学省	多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」（委託事業）にて先進地域での実践（多言語のものを含む教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。 外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会が就学案内等を行うに当たっては、外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮する旨、示している。 来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう令和2年度に作成した多言語での動画コンテンツについて、令和4年度には8言語追加して作成するとともに、引き続き、「かすたねっと」の運営を行うほか、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて、母語支援員の配置や多言語翻訳システムの導入など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。	引き続き、多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」（委託事業）にて来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等についての多言語での動画コンテンツの掲載、先進地域での実践（多言語のものを含む教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行う。 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて、母語支援員の配置や多言語翻訳システムの導入など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。
国土交通省	気象庁ホームページにおいて、防災・気象情報に関する15言語の多言語辞書の公開や、それら情報についてリアルタイムで情報提供を実施している。 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等のツールについて、国土交通省ホームページへの掲載、不動産事業者等を対象とした研修会での周知、日本語教育機関への周知を行うとともに、不動産事業者に向けて外国人の入居受入れに関するセミナーを実施している。	関係省庁で連携して、民間事業者・関係団体等への周知を行う。 不動産関係団体等とも協力しながら、引き続きガイドライン等のツールの周知・普及を図る。		
109	都道府県が公表する病院等及び薬局に関する情報について、令和2年度（2020年度）まで実施した調査研究事業の結果を踏まえ、全国統一的な検索サイトを構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号109》	厚生労働省	病院等や薬局に関する情報について、令和3年度補正予算において、全国統一的な検索サイトの構築を行っている。	令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（令和元年6月21日閣議決定）に基づき、令和6年度を前に新システムに移行・運用する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
110	外国人についても、引き続き、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、風しんに関する追加的な対策の対象とする。また、我が国に中長期滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語(13言語)で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進める。 〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号110》	厚生労働省	(風しんの追加的対策について) 国内に居住する外国人について、風しんの追加的対策の対象としている。 (多言語(13か国語)での周知について) 自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を周知するため、13か国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語)の啓発資料を作成した。 (結核) 入国前結核スクリーニングについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、外務省、出入国在留管理庁など関係省庁と連携して準備を進めている。	(風しんの追加的対策) 引き続き、外国人を風しんの追加的対策の対象に含めていく。 (多言語(13か国語)での周知について) 啓発資料による周知方法について検討していく。 (結核) 各国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始する予定である。
		法務省	入国前結核スクリーニングについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、外務省、厚生労働省など関係省庁と連携して準備を進めている。	各国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始する予定である。
		外務省	(結核) 入国前結核スクリーニングについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、厚生労働省、出入国在留管理庁など関係省庁と連携して準備を進めている。	(結核) 各国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始する予定である。
111	訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。 〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号111》	国土交通省	観光庁や日本政府観光局(JNTO)等のホームページや、JNTOの海外事務所を通じて旅行保険加入に関する情報を発信するとともに、空港において、入国後も加入可能な旅行保険への加入に関する動画やポスターを掲示した。	観光庁や日本政府観光局(JNTO)等のホームページや、JNTOの海外事務所等を通じて旅行保険加入に関する情報を発信するとともに、空港等において、入国後も加入可能な旅行保険への加入に関する動画やポスター等を掲示することで、引き続き旅行保険への加入を促進する。
		金融庁	観光庁や日本政府観光局(JNTO)等のホームページや、JNTOの海外事務所を通じて旅行保険加入に関する情報を発信するとともに、空港において、入国後も加入可能な旅行保険への加入に関する動画やポスターを掲示した。	観光庁や日本政府観光局(JNTO)等のホームページや、JNTOの海外事務所等を通じて旅行保険加入に関する情報を発信するとともに、空港等において、入国後も加入可能な旅行保険への加入に関する動画やポスター等を掲示することで、引き続き旅行保険への加入を促進する。
		法務省	観光庁からの依頼に基づき、空港において、入国後も加入可能な旅行保険への加入に関する動画やポスターを掲示している。	左記の取組を継続して実施する。
		外務省	観光庁が作成した旅行保険への加入に関する動画やポスターを各在外公館にて掲示や配置を行うとともに、ホームページ等を通じて旅行保険加入に関する情報を発信した。	観光庁が作成した旅行保険への加入に関する動画・ポスターを各在外公館にて掲示・配置を行うとともに、ホームページ等を通じて旅行保険加入に関する情報を発信し、引き続き旅行保険への加入を促進する。
112	関係機関との連携の下、交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。 外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓発活動を充実する。 また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等について、地域の実情等に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。 あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成する。 さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。 〔警察庁〕《施策番号112》	警察庁	・訪日外国人等に対する交通ルール周知活動等のほか、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体の活用等により、我が国の交通事情や交通ルール等の理解の促進を図った。 ・警察庁ウェブサイトに「ウクライナ避難民の方でウクライナの運転免許から日本の運転免許への切替えを希望する方へ(ウクライナ語版)」を掲載した。 ・運転免許学科試験問題例及び運転免許試験の一部免除手続に係る知識確認問題例を新規に各5言語(ウクライナ語、シンハラ語、ウルドゥー語、アラビア語及びヒンディー語)作成し、各都道府県警察に送付するとともに、外国語の運転免許学科試験等の更なる導入を検討するよう指示した。 ・外国の運転免許制度に係る情報収集(調査委託等)を実施し、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案の防止を図った。	・訪日外国人等に対する交通ルール周知活動や、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体の活用等により、我が国の交通事情や交通ルール等の理解の促進を図る。 ・外国語の運転免許学科試験等の更なる導入について、あらゆる機会を通じて引き続き各都道府県警察に要請する。 ・運転免許学科試験等の多言語化を引き続き推進する。 ・外国の運転免許制度に係る情報収集を引き続き推進する。
113	外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を活用する。また、外国語による対応が可能な職員の配置や語学研修等の教養の実施に引き続き努めるほか、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の促進を引き続き図る。さらに、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。 〔警察庁、法務省〕《施策番号113》	警察庁	・日本語を解さない外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、各都道府県警察において、通報者、通信指令担当者及び通訳担当者との三者通話を行っている。 ・外国人とのコミュニケーションの一層の円滑化を図るため、都道府県警察宛ての通達等により、多言語翻訳機能を有する装備資機材の積極活用及び操作の習熟を図るよう指示し、取組の更なる促進を図った。 ・外国人が刑事手続の当事者となった場合において、刑事訴訟手続、公的弁護制度等に関する教示を円滑に行うため、適切な通訳の確保を図っている。	・引き続き三者通話システムの活用を推進していくほか、多言語翻訳機能を有する装備資機材の積極活用及び操作の習熟を図るよう指示し、取組の促進を図る。 ・引き続き外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図る。 ・令和5年(2023年)3月から段階的に全国移行する遺失物システムにおいて、都道府県の独自実施としていた多言語化を、統一的に展開していく(10府県で運用開始)。
		法務省	全国各地において、外国人が刑事手続の当事者となった場合においては、適切な通訳の確保を図っている。	引き続き、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図る。
114	通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施等防犯対策の充実を図り、関係行政機関等とも連携しつつ、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。 〔警察庁〕《施策番号114》	警察庁	各都道府県警察において、外国人世帯等に対する通訳人を同行した巡回連絡、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、外国人が参加する自主防犯団体との合同パトロール等を実施している。	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
115	<p>外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう、全国の居住支援協議会による在留外国人への支援活動をサポートするとともに、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組等、共生社会の実現に向けた施策を不動産関係団体と協力して引き続き積極的に推進する。</p> <p>このため、14言語で多言語対応している賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や、外国人向けの日本での部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続等を内容とする「部屋探しのガイドブック」、やさしい日本語で対応している日本で部屋探しをする際に活用できる基本的な情報等をまとめた外国人向けの「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等について、ホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、共生社会の重要性と併せて引き続き広く周知普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービス等を利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証業者登録制度等の周知を行う。</p> <p>さらに、不動産関係団体において作成した、特定技能制度や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入居する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックについて、登録支援機関、不動産所有者等に対して引き続き周知、普及を図るとともに、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談を引き続き実施する。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。</p> <p>〔国土交通省〕《施策番号115》</p>	国土交通省	<p>「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等のツールについて、国土交通省ホームページへの掲載、不動産事業者等を対象とした研修会での周知、日本語教育機関への周知を行うとともに、不動産事業者に向けて外国人の入居受入れに関するセミナーを実施している。【再掲】施策番号108で記載</p> <p>不動産関係団体においてガイドブックを公開するとともに、無料相談を実施している。</p> <p>住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等を内容とするセーフティネット住宅登録制度について、各種会議において周知をしている。</p> <p>登録された住宅の情報については、「セーフティネット住宅情報提供システム」において随時情報提供を行っている。</p> <p>全ての居住支援協議会に対し、令和2年7月14日付で外国人の受入れ等について協力を要請する通知を发出した。</p> <p>平成31年3月15日より、国土交通省HPにおいて、外国語対応の可能な登録家賃債務保証業者について、対応言語、サービスの内容等の情報を掲載している。</p> <p>多文化共生総合相談ワンストップセンター等に対して、平成31年4月23日付で出入国在留管理庁と連名で通知を发出し、居住支援協議会等との連携を要請している。</p>	<p>不動産関係団体等とも協力しながら、引き続きガイドライン等のツールの周知・普及を図る。【再掲】施策番号108で記載</p> <p>引き続き、セーフティネット住宅登録制度の周知・普及を図るための取組を推進するとともに、「セーフティネット住宅情報提供システム」において、登録された住宅の情報提供を実施する。</p>
116	<p>公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。</p> <p>都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組(外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等)を推進する。</p> <p>〔国土交通省〕《施策番号116》</p>	国土交通省	<p>公営住宅に関しては、都道府県・政令市に対し、平成30年12月25日付けで通知を发出し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っている。</p> <p>都市再生機構の賃貸住宅については、左記の取組を引き続き実施している。また、都市再生機構における外国人との共生の取組事例集を業界団体を通じ民間賃貸住宅事業者等に対して周知している。</p>	<p>公営住宅に関し、左記要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を引き続き推進する。</p> <p>都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組を引き続き推進する。</p>
117	<p>関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む14言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。</p> <p>また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。</p> <p>さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。</p> <p>〔金融庁〕《施策番号117》</p>	金融庁	<p>・金融機関に対し、外国人顧客対応にかかる留意事項・取組事例も活用しながら、現場の顧客ニーズや課題を把握した上でPDCAを回して創意工夫を行うよう、要請を行った。</p> <p>・金融機関へのモニタリングを通して、在留期間の管理を行い、帰国時の口座の売買等を防ぐなど、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理を促したほか、令和4年8月、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」を改訂し、顧客として在留外国人を受け入れている場合、在留期間の更新の特例期間等に配慮することを明記して、金融機関への取組みを促した。</p>	<p>・金融機関及び受入れ企業等に対して、外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施する。</p> <p>・引き続き、マネー・ローンダリング対策等に係る外国人顧客対応について、適切な措置がなされるよう金融機関に対して促していく。</p>
118	<p>受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。</p> <p>〔法務省〕《施策番号118》</p>	法務省	<p>外国人技能実習機構ホームページの監理団体及び実習実施者向けページにおいて、金融庁作成のパンフレット「外国人の預貯金口座・送金利用について(外国人の受入れに関わる方に知っていただきたい事項)」を一般的な注意事項として掲載しており、監理団体及び実習実施者に向けた周知を行った。</p>	<p>技能実習生の口座開設が円滑に行われるよう、引き続き、外国人技能実習機構を通じて監理団体及び実習実施者に向けた周知を行う。</p>
119	<p>資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和4年度(2022年度)のできるだけ早期の制度化を図る。</p> <p>〔内閣府(地方創生)、厚生労働省、金融庁〕《施策番号119》</p>	<p>内閣府(地方創生)</p> <p>厚生労働省</p> <p>金融庁</p>	<p>【内閣府(地方創生)、厚生労働省、金融庁】</p> <p>令和4年11月28日に労働基準法施行規則の一部を改正し、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払を可能とすることとした(令和5年4月1日施行)。</p>	<p>労働者及び使用者の正しい理解のもと資金移動業者の口座への賃金支払いが実施されるよう、ホームページや各種周知資料等を活用し、制度の周知・広報を図る。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
120	在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、日本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、携帯電話事業者等における多言語対応に向けた取組及び在留カードによる本人確認手続の円滑化に資する取組の推進に引き続き取り組む。 〔総務省〕《施策番号120》	総務省	これまでに携帯電話事業者・業界団体等に対しヒアリングを実施し、在留外国人の携帯電話の契約及び利用等における多言語対応及び本人確認手続について現状を把握している。平成31年3月27日に携帯電話事業者等に対し、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう、業界団体を通じて要請した。その際、在留カードによる本人確認が可能である旨についても周知を実施した。	携帯電話事業者・業界団体等における取組について適時フォローアップを行う。
121	社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市区町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。 〔厚生労働省〕《施策番号121》	厚生労働省	国民健康保険について、市町村の取組に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度において、離職時等に、年金被保険者情報を活用しながら行う加入促進の取組を行っている市町村を評価対象としている。 令和元年6月以降、出入国在留管理庁から提供を受けている特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。	国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組について、引き続き周知していく。 引き続き、出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。
122	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。 〔厚生労働省〕《施策番号122》	厚生労働省	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用について、特別調整交付金による財政支援を実施している。	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用について、特別調整交付金による財政支援を実施し、国民健康保険制度への加入促進に引き続き取り組む。
123	地方出入国在留管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。 このため、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況等を適切に確認し、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めない。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の特定技能外国人に係る法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることについて引き続き検討する。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号123》	法務省	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを、特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として規定した上で、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」において、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とする旨を明記するとともに、地方出入国在留管理官署では、在留諸申請において、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とすることとしている。また、特定技能制度については、社会保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について協議し、厚生労働省へ必要な情報提供を行っている。 さらに、その他の在留資格を有する外国人について、令和2年12月18日に通知を发出し、地方自治体において国民健康保険料の特に悪質な滞納者と判断された者について、地方出入国在留管理官署に通報し、被通報者の在留期間更新申請等に国民健康保険料(税)を納付したことを示す資料(以下「納付証明書」という。)の提出を求め、納付証明書の提出がない場合は、在留資格変更許可申請等を許可する相当性がないものとして、原則として不許可処分とする運用を試行している。	引き続き、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、厚生労働省に対し必要な情報提供を行うなどして、社会保険制度上の義務の確実な履行の確保を図る。 また、その他の在留資格を有する外国人について、令和2年12月に開始した通報スキームについて、複数の自治体とスキームを構築しているが今後も調整を継続する。自治体との実施状況を見つつ、当該スキームの一般化について検討を進めていく。
		厚生労働省	法務省において、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした特定技能所属機関については受入れを認めないことや、国民健康保険・国民年金保険料を一定程度滞納した特定技能外国人からの在留資格更新等許可申請を不許可とすることとしており、厚生労働省として、保険料納付状況を確認するための書類交付について連携・協力を行っている。 国民健康保険においては、引き続き、特定技能外国人に係る法務省との情報連携について取りまとめを行い、特定技能外国人の国民健康保険の加入促進に取り組んでいる。 また、令和元年6月以降、出入国在留管理庁から提供を受けている特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。	法務省において、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした特定技能所属機関については受入れを認めないことや、国民健康保険・国民年金保険料を一定程度滞納した特定技能外国人からの在留資格更新等許可申請を不許可とすることとしており、厚生労働省として、保険料納付状況を確認するための書類交付について連携・協力を行う。 国民健康保険においては、引き続き、特定技能外国人の国民健康保険の加入促進に取り組む。 また、引き続き、出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。
124	各府省庁の外国人への生活支援等の情報や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意事項について、外国人生活支援ポータルサイトに集約して掲載することで、引き続き周知・徹底を図る。 また、技能実習生については、監理団体・実習実施者等の技能実習関係者に対し、技能実習生の状況も踏まえ、生活支援、在留資格、感染予防等に関する情報について、外国人技能実習機構を通じて引き続き周知・徹底を図る。 さらに、外国人留学生については、高等教育機関・日本語教育機関に対し、新型コロナウイルス感染症の最新状況、感染防止・予防に資する情報や資料提供等を行い、周知を改めて徹底する。 〔法務省、厚生労働省、文部科学省等関係省庁〕《施策番号124》	法務省	【法務省】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項について、厚生労働省のホームページ掲載の情報を多言語ややさしい日本語で外国人生活支援ポータルサイトに掲載しているほか、適宜SNS等を通じて周知・徹底を図っている。	【法務省】 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要な事項について、外国人生活支援ポータルサイトやSNS等を通じて周知を図っていく。
		厚生労働省	【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構のホームページにおいて、実習実施者及び監理団体に向けて、技能実習の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項を掲載し、技能実習生に向けても、感染予防のための注意事項に係るリーフレット(8か国語)を掲載する等、広く周知を図った。	【法務省、厚生労働省】 今後の状況に応じて、感染拡大を防止するための内容を随時充実させるとともに、引き続き、外国人技能実習機構を通じて周知を徹底する。
		文部科学省	高等教育機関・日本語教育機関に対し、外国人留学生の入国に係る新型コロナウイルス感染症の最新状況、感染防止・予防に資する情報や資料提供等を随時、行っている。	引き続き、高等教育機関・日本語教育機関に対し、情報提供を行う。
125	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底について、労使団体に要請するとともに、都道府県労働局・労働基準監督署が事業場と接する機会を活用し、事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」の実施状況を確認の上、職場での実践例なども活用して取組を働きかける。また、外国人労働者が事業場の取組内容を理解し、労使が協力して感染防止対策を徹底することが重要であることから、関係資料を多言語化し、周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号125》	厚生労働省	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底について、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を用いて、労使団体に累次の要請をするとともに、都道府県労働局・労働基準監督署が事業場と接する機会を活用し、取組実施状況の確認、実践例等を活用した取組促進を行った。また、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語に翻訳し、ホームページ掲載した。	引き続き、左記の取組を推進していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
126	<p>留学生が多く在籍する日本語教育機関や専門学校等においては、健康観察アプリも活用し、軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者)に対する抗原定性検査キットの活用を奨励する。また、外国人を雇用する職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。</p> <p>〔厚生労働省、文部科学省、内閣官房(新型コロナウイルス等感染症対策推進室)、法務省〕《施策番号126》</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣官房 (新型コロナウイルス等感染症対策推進室)</p> <p>文部科学省</p> <p>法務省</p>	<p>【厚生労働省、内閣官房(新型コロナウイルス等感染症対策推進室)】 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日(令和4年11月25日変更))において、「職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査を実施するよう促す」とされたことを踏まえ、「職場における積極的な検査等の実施手順(第3版)について」(令和4年10月19日付け事務連絡)を新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員の関係省庁等に発出し、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、職場(外国人を雇用する職場を含む。)において、健康観察アプリも活用し、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査を実施すること等を促した。</p> <p>日本語教育機関に対し、健康観察アプリを活用した留学生の健康状態の把握・管理について周知した。</p> <p>日本語教育機関に対し、健康観察アプリを活用した留学生の健康状態の把握・管理について周知した。</p>	<p>新型コロナについては、政府対策本部において、特段の事情が生じない限り、5月8日から、「新型インフルエンザ等感染症」から外し、5類感染症に位置づけることを決定しており、教育機関や職場における検査の在り方等についても検討を行っているところ。</p> <p>今後の感染状況等を踏まえ、必要な対応を行う。</p> <p>今後の感染状況等を踏まえ、必要な対応を行う。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
127	<p>特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での企業PR活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供(12分野) 企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催(12分野) 分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施(12分野) 地方における技能評価試験の実施(12分野) 特定技能外国人として就労を希望する者と特定技能外国人の雇用を希望する企業のマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対する必要な経費の助成(介護分野) 介護分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援、相談窓口等の支援を実施(介護分野) 技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関から徴収する費用の引上げ(ビルクリーニング分野) 特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人において、全国の求人求職情報の集約等のマッチングの実施。また、都市部と地方の間で着しい待遇の格差が生じないよう、同法人において、地方における求人の発掘を積極的に行うとともに、受入れ企業に対する求人条件の見直しなどの助言・指導の実施(建設分野) 地域における事業者間連携による自律的取組の発掘・支援(自動車整備分野) 特定技能外国人の雇用を希望するホテル、旅館等の求人情報について業界団体や試験実施機関のホームページへの掲載。ホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度の広報等を行い受入れ環境を整備(宿泊分野) <p>〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕 《施策番号127》【ロードマップ91、92、93、94】</p>	厚生労働省	<p>介護分野においては、令和元年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護分野の特定技能の在留資格により日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対して、必要な経費を助成している。</p> <p>「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査事業」において作成した啓発資料等を厚生労働省ホームページにおいて周知するほか、令和4年度の同事業において、特定技能外国人の採用を検討している事業者等を対象としたオンラインセミナーを開催した。また、出入国在留管理庁等より提供される特定技能制度関連のイベント情報等は協議会構成員に随時周知している。なお、ビルクリーニング分野における特定技能外国人は徐々に増加しているところであり、技能評価試験合格証明書の発行手数料の扱いなどの制度設計について検討しているものの、特定の地域に集中している状況にはなっていないため、引き上げには至っていない。</p>	<p>引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。</p> <p>引き続き、協議会等において、特定技能外国人の受入れに係る優良事例等の周知を行うとともに、地域別の人手不足の状況の把握・分析等による大都市圏等への集中回避に係る対応策等の検討を行う。また、ビルクリーニング分野において特定技能労働者数が増加し、過度集中地域が生じた場合は、協議会等において、当該地域における合格証明書の発行に要する費用の引上げを検討する。</p>
		経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 製造業特定技能外国人材受入れ・協議連絡会において、受入れ企業の優れた取組の紹介や特定技能外国人材制度を制度趣旨に沿って活用する旨の呼びかけを実施した。 受入れ企業や登録支援機関等を対象とした国内外向けのセミナーを、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえてオンラインで開催した。 引き抜き防止に向け、協議・連絡会構成員に対して呼びかけを行った。 製造分野特定技能1号評価試験(国内試験)について、令和4年度はこれまで全国15か所で試験を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、製造業特定技能外国人材・受入れ協議・連絡会において、必要な情報の発信を行う。 セミナーについては、今後も制度改正の状況等を鑑み、必要なタイミングで開催していく。 引き抜き防止に向けた指導に関しては、状況を注視し、必要に応じて追加での対応を行う。 製造分野特定技能1号評価試験の国内試験については、これまでの実績を踏まえ、効率的に実施できるよう検討を進める。
		国土交通省	<p>(建設分野) 建設分野においては、以下を実施 ○特定技能外国人受入事業実施法人である「(一社)建設技能人材機構」において、 ・令和2年8月より本格開始した無料職業紹介(求人求職マッチング)を継続実施 ・47都道府県を対象に説明会を実施し、制度及び事業周知の促進 ・会員向けの説明会等を通じた行動規範(悪質な引抜き行為を含む)の遵守を徹底 ・地方を含む複数都市で特定技能評価試験を実施(福岡、広島、大阪、愛知、静岡、千葉、東京、宮城、北海道)。 ○建設分野特定技能協議会を実施 (造船・船用工業分野) ・受入れ企業に対して、特定技能外国人受入れに関する優良事例集を配布し情報提供を行った。 ・特定技能外国人の受入れ企業等の遵守事項として造船・船用工業分野特定技能協議会規約にて大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するための規定を定めている。 ・令和4年10月までに実施した18回の技能評価試験は、すべて地方で実施した(北海道・埼玉県・三重県・岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・佐賀県・長崎県)。 (自動車整備分野) ・自動車整備分野においては、大都市圏での受入れの自粛要請に従うことを自動車整備分野特定技能協議会の遵守事項として定めた。 ・自動車整備事業者に対し、各地域における事業者間の自律的な連携・協調を促すとともに、好事例をモデル事業として全国へ周知している。 ・自動車整備分野の国内試験については、全国において試験を実施している。 (航空分野) ・大都市圏等での受入れ自粛要請に従うことや、引き抜き行為を行わないことを、特定技能所属機関が航空分野特定技能協議会に入会する際の遵守事項として定めている。 ・令和4年度に実施した「特定技能外国人整備士の受入れ拡大に関する調査」により報告された特定技能外国人の養成及び活用に係るモデルプランの提案等について事業者へ周知を図った。 (宿泊分野) ・特定技能所属機関が宿泊分野特定技能協議会に入会するにあたり、協議会による大都市圏での受入れ自粛要請決議に対する尊重を求めている。 ・地方を含む複数都市で技能試験を実施した(東京都、愛知県、大阪府、福岡県、沖縄県)。 ・日本ホテル協会、全日本ホテル連盟、日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の業界4団体にて、それぞれウェブサイトにおいて求人情報を掲載している。 ・ホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度及び受入施設の環境等の周知を図った。</p>	<p>(建設分野) 新たに、円滑な特定技能外国人の受入れを実現するため、建設特定技能受入計画の申請及び認定円滑化に向けた実態調査を行い、当調査を踏まえた支援セミナーの開催等を進める。 そして、特定技能外国人受入事業実施法人である「(一社)建設技能人材機構」において、入会時や会員向けの説明会等の充実を図るとともに、引き続き求人求職マッチング推進、試験実施拡大等の対応を進める。 (造船・船用工業分野) 引き続き、地方において技能評価試験を実施するなど、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止等するための対策を講ずる。 (自動車整備) 引き続き、各地域における事業者間の自律的な連携・協調を促すとともに、好事例をモデル事業として全国へ周知する。また、国内試験について、引き続き全国にて実施していく。 (航空分野) 引き続き、航空分野特定技能協議会において、必要な情報の発信を行うとともに、遵守事項の周知徹底に努めることとする。 (宿泊分野) 地方を含む複数都市でホテルや旅館を対象としたセミナーを開催し、制度周知セミナー及び外国人材と宿泊事業者を対象としたマッチングを開催し、外国人材の受入れ促進を引き続き進める。</p>
農林水産省	<p>農業分野では、以下の取組を実施した。 ・優良事例を収集し、令和4年度に受入機関や関係団体等に対して周知した。 ・農業現場の課題等に対応した農業版外国人材受入れマニュアルを作成し、本年度内に受入れ機関や関係団体等に対して周知した。 ・令和4年度内に受入機関等を対象とした、全国9地区での説明会を実施した。 ・国内については全国47都道府県約140都市において試験を実施した。 また、農業分野・飲食品製造業・外食業の3分野共同で、外国人及び外国人を受け入れる事業者向けの相談窓口(8か国語)を設置した。</p> <p>漁業分野では、以下の取組を実施した。 外国人材受入総合支援事業において、外国人が働きやすい環境の整備に取り組む漁協への支援を実施した。 優良な特定技能外国人材の受入れ事例について関係者への情報共有を実施した。 特定技能協議会において、引き抜き防止に関する申合せを実施済み。 国内の技能測定試験は、全国47都道府県約140都市を対象に実施した。</p> <p>飲食品製造業・外食業の2分野共同で、以下の取組を実施した。 ・受入れ・環境整備及び人材育成等の優良事例の情報を提供【再掲】施策番号102。優良事例についてはHPでの紹介のほか、動画配信も実施。 ・外国人を受け入れる事業者向けにオンラインセミナーを実施(各分野とも10月及び12月に実施) ・国内では全国16都道府県の延べ34都市において試験を実施。</p>	<p>農業分野における優良事例や外国人材受入れマニュアル、相談窓口、オンラインセミナーの開催について、受入れ機関や関係団体等に周知を行っていく。国内試験においても、引き続き実施していく。</p> <p>漁業分野では、他分野の事例等を踏まえ、必要に応じ取組を実施する。</p> <p>飲食品製造業・外食業の2分野共同で、優良事例やオンラインセミナーの開催について、受入れ機関や関係団体等に周知を行っていく。国内試験においても、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、引き続き実施していく。</p>		

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
128	外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携する「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を実施し、優良事例や効果を検証する。 〔厚生労働省〕《施策番号128》	厚生労働省	北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県の5つの道県を「モデル地域」として選定し、令和2年10月下旬より事業を開始している。新型コロナの影響により、本事業でマッチングした外国人材の入国ができなかったところ、令和4年4月から9月にかけて受入れが進み、労働局、自治体、事業受託者が連携しながら定着の取組を実施し、事業報告書のとりまとめを行っている。	事業は令和4年度で終了するが、本事業の定着実績や効果的な支援内容等の成果を今後各地で活用できるよう報告書や、事業主が活用できる手引き等をまとめ、周知を図る。
129	特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、必要な措置を講じるに当たっては、分野所管省庁等に特定技能外国人に係る在留数等必要な情報を提供していく。また、就労を希望する外国人等に対し、受入れ機関の情報を提供していく仕組みを構築するとともに、地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析機能の強化を行う。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号129》	法務省	特定技能在留外国人数については、3か月ごとに都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供している。	引き続き、特定技能在留外国人数について、3か月ごとに都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供していく。
		厚生労働省	分野所管省庁等に特定技能外国人受入分野の四半期ごとの分野別有効求人倍率を提供している。	引き続き、分野所管省庁等に特定技能外国人受入分野の四半期ごとの分野別有効求人倍率を提供する。
130	地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進する。 〔法務省〕《施策番号130》	法務省	出入国在留管理庁ホームページに、地方で就労することのメリットに関する資料を掲載するとともに、国内向けのマッチングイベント等の各種取組を地方公共団体に共有し、制度の周知等に努めている。一元的相談窓口でウクライナ避難民への情報提供・相談対応のために特別な対応をする場合に要する経費（運営事業）について、外国人受入環境整備交付金の限度額を超えて交付決定を行う特例措置を講じる等、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援している。	今後も出入国在留管理庁ホームページに、地方で就労することのメリットに関する資料を掲載するとともに、各種取組を地方公共団体に共有し、制度の周知等に努めていく。引き続き、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援する。
131	以下の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。 ・住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃低廉化補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施 ・元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進 〔厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会〕《施策番号131》	厚生労働省	介護職員の処遇改善については、令和元年10月から満年度で公費1,000億円を投じ、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を行っている。	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について取得促進を行うため、事業所へ専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣を行う。
		国土交通省	居住支援法人等による支援活動に対し財政支援を実施している。セーフティネット住宅登録制度に基づき登録された住宅（セーフティネット登録住宅）に対する家賃低廉化・家賃債務保証料等低廉化の支援を実施している。	引き続き、居住支援法人等による支援活動に対し財政支援を実施する。またセーフティネット登録住宅に対する家賃低廉化・家賃債務保証料等低廉化の支援も引き続き実施する。
		経済産業省	・中小企業の取引実態等をヒアリングする下請Gメンを、令和4年4月からは120名から248名に倍増。1月より300名体制へ増強した。 ・中小企業が価格交渉・価格転嫁できるよう、昨年9月の「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査結果を踏まえ、複数の親事業者に対して、下請振興法に基づく事業所管大臣による指導・助言を実施した。また、3月の「月間」では、業界団体（約1,700団体）を通じて親事業者へ経産大臣名で要請した。更に、経産大臣からの情報発信等、広報等を重点的に実施した。	令和5年1月から300人体制に拡充された下請Gメンに加え、3月と9月の「価格交渉促進月間」とフォローアップ調査、その結果を踏まえた指導・助言の実施などの取組を通じて、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。
		公正取引委員会	下請法の厳正な執行に努める等、親事業者（元請）及び下請事業者の取引の適正化に向けた取組を実施している。	引き続き、左記の取組を実施していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
132	<p>特定技能制度における技能試験及び日本語試験を国内外で円滑に実施する観点から、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内及びMOC作成国における技能試験及び日本語試験の実施を推進する。技能試験について、分野所管省庁等と連携の上、海外は、試験実施国・試験実施回数を拡大、国内は、地方都市での実施・試験実施回数を拡大していくとともに、日本語試験について、技能試験の実施状況や人材受け入れニーズ等を踏まえて実施を推進する。国外試験・国内試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する。なお、特定技能外国人として我が国での就労を希望する者の技能試験及び日本語試験の受験を促進するための取組を推進する。 「日本語教育の参照枠」によって、各試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、出入国在留管理庁において作成・公開するガイドラインに基づき、必要に応じて、分野所管省庁において、新たな日本語試験の活用を検討するとともに、出入国在留管理庁において、制度所管省庁等と連携の上、1号特定技能外国人の日本語能力を測る試験としての試験水準や不正防止策などにより、当該試験の適正性を確認するなど適切な検討を行う。 <p>〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省〕(施策番号132)</p>	<p>法務省 外務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省 文部科学省</p>	<p>【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省】 日本国内での実施のほか、海外試験実施国政府からの要請も踏まえ、分野所管省庁の協力の下、令和3年度末までに試験を実施済みの11か国(フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、インドネシア、タイ、ベトナム、スリランカ、インド、ウズベキスタン)に加えて、令和5年2月から新たにバングラデシュにおける試験実施を開始した。</p> <p>「1号特定技能外国人の日本語能力を測る試験等追加のためのガイドライン」を作成し、出入国在留管理庁ホームページで公開している。</p> <p>また、特定技能試験の受験者の金銭的負担を軽減させるため、試験実施主体に「特定技能試験実施費補助金」を支給し、受験を促進している。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の収束を見据えつつ、分野所管省庁と連携し、引き続き試験実施国・分野等の拡大を推進する。</p> <p>・今後も分野所管省庁において、新たな日本語試験の活用を検討するとともに、出入国在留管理庁においても、制度所管省庁等と連携の上、検討を進めていく。</p> <p>・また、今後も「特定技能試験実施費補助金」の活用を推進していく。</p>
		<p>外務省</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)については、平成31年4月の開始から令和5年3月末までに、モンゴル、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ネパール、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ及び日本国内で実施した。(令和5年3月末時点の受験者数累計は10万2,781人、合格者数累計は4万2,666人)</p> <p>日本語能力試験(JLPT)については、令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の状況に照らしつつ、可能な限り実施することとし、7月試験と12月試験を実施。7月試験は海外52の国・地域、141都市、国内47都道府県で実施し、合計35万6,505人の受験者があった。また、12月試験は海外81の国・地域、193都市、国内47都道府県で実施し、合計43万1,449人の受験者があった(JLPTの国内実施については、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が所管)。なお、JLPTの不正対策については、従前より、海外実施については国際交流基金が定める実施要領に基づき、現地試験実施機関が対応を行っており、国内実施についてはJEESが対応を行っている。</p>	<p>JFT-Basicについては、今後も、既実施国に加え、試験実施環境が整った国において順次実施する。JLPTについても、引き続き対応を行う。</p>
		<p>厚生労働省</p>	<p>ビルクリーニング分野においては、令和4年度は4月及び10月～11月及び1月に、計8都道府県において技能試験を実施した。また、要請に基づき述べ6回の出張試験も実施している。</p> <p>さらに、インドネシアでは、7月～8月及び1月～2月に、フィリピンでは3月にそれぞれ技能試験を実施した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮しながら、引き続き国内で技能試験を実施する予定である。また、国外試験については、試験実施対象国における新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、実施可能な状況になれば速やかに実施する。</p>
		<p>経済産業省</p>	<p>製造業分野においては、溶接区分以外の18区分の試験は10都市(仙台、水戸、東京、浜松、岐阜、名古屋、金沢、大阪、広島、福岡)において実施し、溶接区分の試験は5都市(川崎、名古屋、大阪、広島、北九州)で実施した。また、海外では、昨年度に引き続き、インドネシア、フィリピン、タイ、ネパールの4か国で実施した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の状況や過去の受験者数や候補国における需要を考慮しながら、引き続き着実に試験を実施していく。</p>
		<p>国土交通省</p>	<p>(建設分野) 地方都市での試験実施拡大を検討し、複数都市で特定技能評価試験を実施(福岡、広島、大阪、愛知、静岡、千葉、東京、宮城、北海道)。【再掲】施策番号127で記載 水際措置の緩和に伴い、海外試験の実施に向けた現地調査等を進めている。</p> <p>(造船・船用工業分野) ・令和4年度は令和3年度に引き続き、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国や新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上での試験実施の検討を進めている。</p> <p>・特定技能2号試験問題(溶接)等の作成が完了し、現在、関係省庁間で試験実施要領についての調整を行っており、終了次第試験を実施する。</p> <p>(自動車整備分野) 自動車整備分野の国内試験については、全国において試験を実施している。国外試験については、フィリピンで継続実施している。</p> <p>(航空分野) 令和4年度は、航空分野において制度導入後初めて東京以外の地域での特定技能試験(国内)を実施した。</p> <p>(宿泊分野) 国内試験については、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で試験実施を進め、国外試験については、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮した上で、試験実施国を決定し、試験を実施した。</p>	<p>(建設分野) 建設分野では、国内試験においては引き続き試験実施を拡大し、海外試験については、令和5年度以降、候補国における需要も考慮しながら、順次技能試験を実施していく。</p> <p>(造船・船用工業分野) 造船・船用工業分野においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、受け入れニーズも踏まえ、2号試験も含め海外及び国内で技能試験を実施していく。</p> <p>(自動車整備分野) 自動車整備分野では、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、受け入れニーズも踏まえて試験国の拡大を検討していくとともに、国内試験においても、引き続き全国にて実施していく。</p> <p>(航空分野) 航空分野では、新型コロナウイルスの感染状況及び人材受け入れニーズを考慮しながら、引き続き海外及び国内での評価試験を実施していく。引き続き、地方において技能評価試験を実施するなど、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止等するための対策を講ずる。</p> <p>(宿泊分野) 宿泊分野では、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、国内及び海外試験を実施していく。</p>
		<p>農林水産省</p>	<p>農業分野では、国外ではフィリピン、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、ネパール、モンゴル、ウズベキスタン、スリランカ、インド、バングラデシュで実施した。また、国内では全国47都道府県約140都市において試験を実施した。</p> <p>漁業分野では、漁業者等の要望を踏まえ、インドネシアにおける試験実施回数を昨年度の6回から7回に拡大し、実施した。国内については、地方都市を含む試験実施期間を昨年度より拡大し、実施した。</p> <p>飲食料品製造業・外食業の2分野ともに、国内試験は、コロナ対策を十分に施し、全国16都道府県の延べ34都市において試験を実施【再掲】施策番号129で記載。国外試験は、飲食料品製造業分野において引き続きフィリピン、インドネシアで実施、外食業においては、引き続きカンボジア、タイ、インドネシア、フィリピン、ネパール、ミャンマー、スリランカで実施。</p>	<p>農業分野では、受け入れニーズも踏まえて試験国の拡大を検討していくとともに、国内試験においても、引き続き全国47都道府県約140都市にて実施していく。</p> <p>漁業分野では、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、国内外における特定技能試験を実施していく。</p> <p>飲食料品製造業・外食業の2分野とも、受け入れニーズも踏まえて試験国の拡大を検討していくとともに、国内試験においても、引き続き全国10か所以上で実施していく。</p>
		<p>文部科学省</p>	<p>・海外試験実施国政府からの要請も踏まえ、分野所管省庁の協力の下、令和3年度末までに試験を実施済みの11か国(フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、インドネシア、タイ、ベトナム、スリランカ、インド、ウズベキスタン)に加えて、新たにバングラデシュにおける令和5年初頭の試験実施に向けて調整した。</p> <p>・「1号特定技能外国人の日本語能力を測る試験等追加のためのガイドライン」を作成し、出入国在留管理庁ホームページで公開している。</p> <p>また、特定技能試験の受験者の金銭的負担を軽減させるため、試験実施主体に「特定技能試験実施費補助金」を支給し、受験を促進している。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の収束を見据えつつ、分野所管省庁と連携し、引き続き試験実施国・分野等の拡大を推進する。</p> <p>・今後も分野所管省庁において、新たな日本語試験の活用を検討するとともに、出入国在留管理庁においても、制度所管省庁等と連携の上、検討を進めていく。</p> <p>また、今後も「特定技能試験実施費補助金」の活用を推進していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
133	法務省ホームページにおいて特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を多言語で一元的に提供していく。試験情報に係る関係機関のホームページの多言語化を進めるなど、外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させる。 〔法務省〕《施策番号133》	法務省	ホームページやツイッター、フェイスブックに特定技能に係る最新情報の掲載を行った。 特定技能総合支援サイトに、特定技能試験及び日本語試験の開催予定等の情報を多言語で掲載している。	引き続きホームページ等へ掲載を行っていく。 今後も特定技能試験及び日本語試験の開催予定等の情報の周知を図っていく。
134	適正かつ円滑な送出し及び受入れの確保のため、MOC作成国等と定期又は随時に協議を行うための体制構築を行う。 〔法務省、外務省〕《施策番号134》	法務省 外務省	【法務省、外務省】 特定技能MOC作成国とのオンライン及び対面による協議を開催し、特定技能制度の運用状況等について協議を行う体制を構築した。	今後も、特定技能MOC作成国等との情報連携及び協議を着実に進める。
135	日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報酬が増えていくことを示すことや、帰国後にどのような活躍ができるのかなど、分野別の協議会等において、積極的にキャリアパスの明確化を図る。 〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕 《施策番号135》【ロードマップ91、92、93、94】	厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省	引き続き「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査事業」を実施しており、本事業において、ビルクリーニング分野における特定技能外国人のキャリアパスの明確化を図る手段等の検討を行うために必要な基礎資料を作成しているところである。 受入れ企業の取組状況を収集し、セミナーやポータルサイト等を通して周知を行っている。 (建設分野) 建設分野においては、報酬等について記載した受入計画の認定制度を導入しているとともに、「優秀外国人建設就労者表彰」によりベストプラクティスを普及させるべく、建設技能人材機構を通じ業界へ周知等を行っている。 (造船・船用工業分野) 造船・船用工業分野においては、特定技能外国人等の受け入れを行っている企業が実施している取組及びキャリアパスの事例を造船・船用工業分野特定技能協議会において周知することにより、外国人材のキャリアパスの明確化を図っている。 (自動車整備分野) 自動車整備分野においては、外国人材のキャリアパスの明確化を図るため、自動車整備事業者に対し、自動車整備分野特定技能協議会による特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨の周知等を行っている。 (航空分野) 航空分野においては、令和4年度に実施した「特定技能外国人整備士の受入れ拡大に関する調査」で航空事業者へのヒアリングにより得られた情報や事例を踏まえて、報告された特定技能外国人に係るキャリアパスの明確化などについて、協議会において検討を行った。 (宿泊分野) 宿泊分野においては、外国人材のキャリアパスについて、宿泊事業者及び特定技能外国人材に対するヒアリング等を実施し、報告書にまとめ横展開を図っている。	本委託調査事業でまとめた基礎資料に基づき、協議会等においてビルクリーニング分野における特定技能外国人のキャリアパスの明確化を図る手段等の検討を進めることとしている。 引き続き、情報収集の結果を集約・検討し、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会での周知を行う。 (建設分野) 外国人材技能者から就業先として選ばれる国であり続けるために、日本で働く魅力を発信するなど特定技能外国人定着に向けた調査を新たに行う。 また、新たに、円滑な特定技能外国人受入れを実現するため、建設特定技能受入計画の申請及び認定円滑化に向けた実態調査を行い、当調査を踏まえた支援セミナーの開催等を進める。 引き続き、情報収集に努め、(一社)建設技能人材機構を通じ、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 (造船・船用工業分野) 引き続き、造船・船用工業分野特定技能協議会において、情報収集を努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 (自動車整備分野) 引き続き、自動車整備分野特定技能協議会において、情報収集に努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 (航空分野) 引き続き、航空分野特定技能協議会において、情報収集に努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 (宿泊分野) 引き続き、宿泊事業者及び特定技能外国人材に対するヒアリング等による情報収集、ポータルサイト等を通じた周知に努め、キャリアパスの明確化を図る。
136	建設分野における特定技能外国人の適正就労監理について、「建設キャリアアップシステム等を活用して、外国人建設就労者の適正就労等を推進する」(「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定))との方針に基づき、適切に対応する。 〔国土交通省〕《施策番号136》	国土交通省	令和元年度に特定技能外国人への建設キャリアアップシステム登録義務付けを実施(国土交通省告示第269号)。令和2年度に元請出力帳票(作業員名簿)へ在留資格の表示欄を設けたことで、システムによる適正就労監理インフラを整備している。	対応済み。
137	介護分野においては、経済連携協定(EPA)、技能実習、在留資格「介護」、特定技能等、様々な受入れ方法があることから、引き続き、各制度の要件、関係性、キャリアパス等の周知に努めるほか、外国人介護人材の育成やキャリア支援についての実態を把握し、好事例の周知を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号137》	厚生労働省	平成30年度に「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」を作成し、厚生労働省のホームページで公表し、当該ガイドブックの周知に努めている。	引き続き、「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」の周知に努める。
138	受入れ機関による在留諸申請等が円滑になされるよう、引き続き誤記入例やよくある疑問点等を的確に把握・分析した上で、申請書の記載例や留意点をより分かりやすいものに充実させて周知するなど、受入れ機関や登録支援機関にとって分かりやすい申請手続に努める。 〔法務省〕《施策番号138》	法務省	地方出入国在留管理官署等に寄せられる特定技能に関する問合せの内容等を踏まえ、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類に係る案内の充実・改善を随時行っている。	引き続き、提出書類に係る案内の充実・改善を行うことなどにより、受入れ機関等にとって分かりやすい申請手続に努める。 引き続きホームページ等へ掲載を行っていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
139	<p>特定技能制度に係る受入れ分野の追加については、分野所管省庁において、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示し、法務省等の制度所管省庁において適切な検討を行う。</p> <p>特定技能2号については、現在、対象となっている建設及び造船・船用工業の2分野において、特定技能2号試験の実施に向けた検討を推進する。その他の分野においては、特定技能制度施行後3年を経過し、在留者数も約6万5,000人(令和4年(2022年)3月末現在、速報値)に上っていることから、今後、分野所管省庁において、特定技能2号の対象分野の追加について、現場の意向や業界団体等の意見を踏まえつつ、引き続き検討を進める。</p> <p>また、建設分野及び素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の業務区分の整理について、検討を進める。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による、大きな経済情勢の変化が生じているものと考えられることから、全特定産業分野の受入れ見込数の見直しを検討し、必要な対応を行う。</p> <p>さらに、法務省は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)附則第18条第2項及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)附則第2条に基づき、特定技能制度及び技能実習制度に関する在り方の見直しに当たっては、両制度に係る幅広い関係者の多様な御意見・御指摘や両制度の実施状況等に関する情報収集・分析結果等を踏まえ、他の制度所管省庁及び分野所管省庁とともに、総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p> <p>〔法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省〕《施策番号139》</p>	<p>法務省</p> <p>警察庁</p> <p>外務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>農林水産省</p> <p>国土交通省</p>	<p>【法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>建設分野及び素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野については、制度を運用する上で生じた要望・ニーズを踏まえ、従来19に細分化されていた業務区分をそれぞれ3区分に統合する改正を行った(令和4年8月30日閣議決定)。</p> <p>受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り1号特定技能外国人の受入れの上限として運用しているところ、コロナ禍という特異な状況が大きな経済情勢の変化を生じさせ、全特定産業分野に影響を与えているものと考えられたことから、各特定産業分野の実情を踏まえ、受入れ見込数の見直しを行った(令和4年8月30日閣議決定)。</p> <p>建設及び造船・船用工業分野においては、特定技能2号試験の円滑な実施に向けて、試験問題等の作成や制度所管省庁、試験実施機関との必要な調整を進めている。</p> <p>特定技能制度及び技能実習制度の在り方の検討については、令和4年2月から同年7月まで、古川元法務大臣の下、各界の有識者から御意見を幅広く伺い、問題点を把握するための「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を開催し、同年7月29日、同勉強会を通じて把握された論点等に関して、古川元法務大臣の所感が公表された。</p> <p>また、令和4年11月22日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の開催が決定され、同年12月以降、同会議において議論が行われている。</p>	<p>新たな特定産業分野の追加について、分野所管省庁から法務省に申入れがなされた場合には、関係省庁と連携し、適切に対応する。</p> <p>特定技能2号の対象分野の追加については、現在、分野所管省庁において検討を行っており、法務省としても、今後、関係省庁とともに検討を行う。</p> <p>建設及び造船・船用工業分野においては、特定技能2号試験の実施に向けて、引き続き、制度所管省庁や試験実施機関等と必要な調整や検討を進め、可能な限り早期の試験実施を目指す。</p> <p>有識者会議は、可能な限り、おおむね月1回程度開催し、令和5年の春頃に中間取りまとめの報告書を、同年秋頃に最終報告書を「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」に提出していただくような日程感で御議論いただくことを想定している。</p> <p>今後は、同会議での御議論を見据えつつ、関係省庁とも連携しながら、両制度の在り方について政府全体で総合的に検討を進めていく。</p>
140	<p>特定技能外国人等受入(予定)施設等に対して、特定技能外国人等が介護現場で日本人職員や利用者と同様にコミュニケーションを図るために必要な取組や介護福祉士資格を取得するために必要な学習支援に関する取組等について、必要な経費の助成を可能とする。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号140》</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>令和2年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、都道府県が外国人介護人材とのコミュニケーション支援や介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援等を実施する外国人介護人材受入れ施設等に対し、必要な経費を助成するための事業を創設し、引き続き必要な支援を行っている。</p>	<p>引き続き、外国人介護人材の受入れ環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。</p>
141	<p>ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成や日本語教育に係るボランティア事業等を通じ、送出し機関を補完するための支援、日本の資格認定制度を念頭にいた人材育成支援並びに特定技能及び技能実習制度の紹介を実施する。</p> <p>〔外務省〕《施策番号141》</p>	<p>外務省</p>	<p>カンボジア、ベトナム、ラオス、ミャンマー、モンゴル、キルギスに設置された日本人材開発センター(通称:日本センター)を通じ、日本での就労に関心を持つ方々に日本での生活やビジネス環境に関する正しい情報を提供し、就労に向けた準備を支援する取り組みを進めている。</p> <p>このうち、モンゴル日本センターでは、日本へ渡航するモンゴル人材へのキャリア開発支援を進めており、茨城県と連携して茨城県内企業の現地企業、高専視察の支援をしたほか、日本留学・就労経験をもつ方々を集めたトークイベントを開催。来日前の人材に対しては、日本企業で働くための研修を準備中である。また、キルギス、カザフスタン、モンゴルの3センター合同で「内陸アジア遊牧文化圏日本センター合同事業 日本留学後の高度人材就職セミナー」を開催、281名の若者が参加し、日本・日本企業での高度人材としてのキャリアパスに高い関心が示された。</p> <p>また、各国の日本センターでは、外国人材が日本での生活、仕事やキャリアについての理解を深められることを目的とし、在留資格、日本の生活、ビジネス習慣、キャリア支援、外国人材採用のポイント等について、外国人材や企業の方のインタビューを交えて紹介するE-Learning教材を制作しYoutubeにて公開した。</p> <p>そのほか、インドネシアから日本への労働者送出国拡大のニーズを踏まえ、JICAでは、今後の協力の検討のための情報収集調査を厚労省・入管庁と合同で実施(令和4年6月)。各分野の協力全体を統括するJICA個別専門家派遣を進めている。</p>	<p>令和5年度も引き続き各国の日本人材開発センター(通称:日本センター)において、日本での就労に関心を持つ方々への日本での生活やビジネス環境に関する正しい情報を提供し、就労に向けた準備を支援する取り組みを継続する。</p> <p>インドネシアの外国人材送出国拡大における各分野の協力可能性について、JICA個別専門家と連携しつつ具体的に検討予定。</p>
142	<p>特定技能制度の円滑な運用のため、人材受入れのニーズの高い国の言語による広報動画及びパンフレットの作成等を行い、送出し国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。</p> <p>〔法務省、外務省、厚生労働省〕《施策番号142》</p>	<p>法務省</p> <p>外務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>国内外の外国人に向け、特定技能総合支援サイトにて13言語で制度の周知を図っている。</p> <p>二国間協力覚書を作成済みの国の現地公用語の字幕を付した多言語による制度広報動画を追加制作し、外務省の特定技能広報用多言語対応特設ウェブサイト及び動画共有サービスの外務省チャンネルにて公開するとともに、対象国ごとのSNS広告による潜在的な制度利用関心層へのピンポイントでの周知徹底等の広報事業を実施した。</p> <p>特定技能総合支援サイトにて13言語で制度の周知を図っている。</p>	<p>今後も特定技能総合支援サイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。</p> <p>「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における特定技能制度見直しに係る議論の結果等も踏まえつつ、事業実施の時点で最も適切かつ効果的なコンテンツによる制度広報を企画・実施する。</p> <p>今後も特定技能総合支援サイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。</p>
143	<p>就労を希望する外国人や外国人の雇用を希望する企業に対して、効果的に特定技能制度を周知する観点から、在外公館と連携しつつ、海外(地方都市を含む。)において、外国人本人や送出し機関等を対象に特定技能制度に係る説明会を分野所管省庁とともに実施する。</p> <p>〔法務省、外務省〕《施策番号143》</p>	<p>法務省</p> <p>外務省</p>	<p>【法務省、外務省】</p> <p>出入国在留管理庁において、特定技能制度活用促進策として、特定技能総合支援サイトの運営のほか、外務省を通じて在外公館との広報面での連携を図りつつ、オンラインによる海外説明会や、オンライン及び対面による国内向けマッチングイベントを行っている。</p>	<p>今後も各事業を適切に運用していくほか、特定技能総合支援サイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
144	技能実習の在留資格について、不適切な送出し機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めの作成に至っていない中国等の送出国について、引き続き協議を進め早期の作成に努める。 〔法務省、厚生労働省、外務省〕《施策番号144》	法務省 厚生労働省 外務省	【法務省、厚生労働省、外務省】 中国、ネパール等との間の二国間取決めについては、可能な限り早期の作成を目指して、現在、鋭意、協議を進めている。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を踏まえつつ、中国、ネパール等との間の二国間取決めについて、可能な限り早期に作成する。
145	「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。 〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号145》	外務省 法務省 厚生労働省 警察庁	【外務省、法務省、厚生労働省、警察庁】 特定技能MOCに基づき、保証金の徴収や違約金の設定などを行っている疑いのある仲介事業者等を把握した際には、相手国政府との間で問題解決のために必要・有益な情報を共有している。 また、特定技能制度の運用状況等について、オンライン及び対面による協議を行うなど、特定技能MOC作成国との間で着実に情報連携及び協議を進めている。 さらに、マレーシア及びブラオスとの交渉に取り組み、それぞれ令和4年5月及び同年7月に、特定技能MOCを作成するとともに、バングラデシュとの間で、双方の約束事項の追加に係る書簡を交換した。	今後も、諸問題を把握した際には、遅滞なく送出国に対して通報するとともに、特定技能MOC作成国との情報連携及び協議を着実に進める。 特定技能MOCの作成に至っていない交渉中の国については、署名に向けて、引き続き交渉を進める。
146	技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについても、政府間文書を作成した国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書の作成に至っていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。 〔外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省〕《施策番号146》	外務省	法務省から在留資格認定証明書交付等の機会に把握される外国の悪質な仲介業者関連の情報提供を待っている状況であるところ、当該提供がなされた場合には、当該国政府に通知、必要に応じた申入れを実施することとしている。	法務省からの情報提供を受け、当該国政府に通知、必要に応じた申入れを実施する。
		法務省	悪質な仲介事業者（ブローカー）を排除し、適切な外国人の受入れがなされるよう、当該事業者の情報を把握するため、令和3年3月10日に特定活動等に係る在留資格認定証明書交付申請書において新たに仲介事業者欄を設けると共に、留学に係る在留資格認定証明書交付申請書において日本語教育機関のみならず、全ての教育機関への留学予定者に対して仲介事業者を把握する記載に修正するといった入管法施行規則の一部を改正する省令を施行したており、改正した申請書の情報を活用し、悪質な仲介事業者の把握に努めている。	引き続き、申請書の情報を活用し、悪質な仲介事業者の把握に努めるとともに、引き続き、関係省庁と連携し、適切に対応していく。
		厚生労働省	関係省庁との連携体制を構築している。	引き続き、関係省庁と連携し、適切に対応する。
		文部科学省	関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。	引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。
147	留学生について、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するため、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者等を当該国の政府に通知するとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合には我が国においてその通知を受ける仕組みの構築に向けた取組等を進める。加えて、不法滞在者や資格外活動違反者等が多く利用していた仲介事業者を利用している場合は、在留資格認定証明書交付申請における審査に当たり、日本語能力や経費支弁能力等に係る書類の提出を求めるほか、必要に応じて高校卒業事実の確認のため、関係国の協力を得て、卒業証明書に公的機関の認証を求めるなど、審査の厳格化を検討する。また、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者を当該国の政府に通知し、必要に応じ当該事業者への対応がなされるよう申入れを行う。 〔法務省、外務省〕《施策番号147》	法務省	在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請書(所属機関等作成用2)の「9 仲介業者又は仲介者」欄の記載を基に、仲介業者等の把握に努めている。	引き続き、不法残留者等を多数発生させている悪質な仲介業者等の把握に努めるとともに、外国政府との情報連携の仕組みの構築に向けた取組や、悪質な仲介業者等を利用している場合の在留資格認定証明書交付申請に係る審査の厳格化について検討を行う。
		外務省	法務省から在留資格認定証明書交付等の機会に把握される外国の悪質な仲介業者関連の情報提供を待っている状況であるところ、当該提供がなされた場合には、当該国政府に通知、必要に応じた申入れを実施することとしている。	法務省からの情報提供を受け、当該国政府に通知、必要に応じた申入れを実施する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
148	<p>法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。 〔法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省〕《施策番号148》</p>	<p>法務省</p> <p>警察庁</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>外務省</p>	<p>【法務省、警察庁】 技能実習制度においては、外国人技能実習機構と都道府県警察及び地方出入国在留管理局の間で相互通報制度を構築し、必要な情報共有を行っている。また、外務省と連携し、国内外の悪質な仲介事業者等の情報を、送出国政府からの情報提供等により把握した場合は、外国人技能実習機構に提供している。 特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関又は契約により支援の委託を受けた登録支援機関が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認するとともに、在留申請時に判明した職業安定法違反の疑いが認められる事案について、令和5年2月28日に厚生労働省との間で情報連携を行う枠組を構築した。</p> <p>技能実習制度においては、外国人技能実習機構と都道府県警察及び地方出入国在留管理局の間で相互通報制度を構築し、必要な情報共有を行っている。また、外務省と連携し、国内外の悪質な仲介事業者等の情報を、送出国政府からの情報提供等により把握した場合は、外国人技能実習機構に提供している。</p> <p>関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。 【再掲】施策番号146で記載</p> <p>在外公館が入手した悪質な仲介事業者に関する情報等を関係省庁及び外国人技能実習機構に提供している。</p>	<p>技能実習制度においては、引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用するとともに、情報連携の枠組みを活用し、相手国政府や関係省庁と連携して悪質な仲介事業者等の排除に努めていく。 特定技能制度においては、引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用していくとともに、関係省庁と連携して悪質な仲介事業者の排除に努める。</p> <p>引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用するとともに、情報連携の枠組みを活用し、相手国政府や関係省庁と連携して悪質な仲介事業者等の排除に努めていく。</p> <p>引き続き、関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っていく。</p> <p>引き続き、関連情報を得た場合には、関係省庁及び外国人技能実習機構に提供する。</p>
149	<p>法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申し入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。 法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。 〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕《施策番号149》</p>	<p>外務省</p> <p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁</p> <p>文部科学省</p>	<p>悪質な仲介事業者等の情報を入手した場合には、在外公館を通じて相手国政府に対して情報提供を行い、対応の申し入れを行うこととしている。</p> <p>【法務省、厚生労働省、警察庁】 技能実習制度においては、これまでに相手国政府に対して、二国間取決めにに基づき、不適切な行為の疑いのある送出国機関について通報し、厳正な処分を申し入れ、送出国により認定送出国機関からの除外などの対応が取られている。また、相手国から監理団体等の不適切な行為について通報を受けた場合には、審査や実地調査に役立てている。また、外国人技能実習機構において実地検査等の取組を継続して行っており、検査の結果、重大・悪質な違反が認められた場合は、主務省庁において監理団体に対する行政処分を行うなど厳正に対処している。 【法務省、警察庁】 留学生の受入れに当たり、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めが作成された場合は、当該取決めにに基づき、悪質な仲介事業者又は仲介者等に関する情報共有を行っている。 特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関又は契約により支援の委託を受けた登録支援機関が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認するとともに、在留申請時に判明した職業安定法違反の疑いが認められる事案について、令和5年2月28日に厚生労働省との間で情報連携を行う枠組を構築した。</p> <p>関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。 【再掲】施策番号146で記載</p>	<p>引き続き、必要に応じて相手国への申し入れや情報交換を行う。</p> <p>【法務省】 引き続き、二国間取決めの枠組みを通じ、不適正な送出国機関の情報提供を行い、相手国政府による厳正な対応を求めていく。 また、各種規定に基づき、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な運用を行っていく。</p> <p>【厚生労働省、警察庁】 引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用していくとともに、関係省庁と連携して国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努める。 引き続き、国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、留学生の適正な受入れに努める。</p> <p>引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っていく。</p>
150	<p>外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組や外国人との共生社会の実現のための受入れ環境整備等に関して情報共有・意見交換をするため、国際会議を開催するなど、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図る。 〔法務省〕《施策番号150》</p>	<p>法務省</p>	<p>関係各国・地域の入管等関連当局が一堂に会して出入国在留管理上のベストプラクティスや直面する課題に係る情報共有・意見交換・協力関係構築を行うため、令和3年度に引き続き、令和4年12月に第2回東京イミグレーション・フォーラムを東京で開催した。また、関係国等との連携強化を図るため、二国間等での情報共有・意見交換を実施した。</p>	<p>令和5年度にも開催される予定の第3回東京イミグレーション・フォーラムのほか、引き続き、二国間での情報共有・意見交換により関係国等との連携強化を進める。</p>
151	<p>技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。 〔法務省〕《施策番号151》</p>	<p>法務省</p>	<p>在留資格「技能実習」に係る在留資格認定証明書交付申請の審査においては、悪質な仲介事業者の関与が認められた場合には、外国人技能実習機構とも情報共有しつつ、厳格な審査を実施している。</p>	<p>各種規定に基づき、外国人技能実習機構とも連携して、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。</p>
152	<p>職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。 〔厚生労働省〕《施策番号152》</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>職業安定法に基づく指針において、職業紹介事業者は自らの紹介により就職した者に対し、就職した日から2年間転職の勧奨を行ってはならないこと等を定め、周知啓発を行っており、それらに違反が認められた場合には厳正に指導を行うこととしている。</p>	<p>引き続き左記の施策を継続し、違反が認められた場合には厳正に指導を行う等、適切に対応する。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
153	<p>在留外国人の5割以上が開発途上国出身者であることを踏まえ、開発途上国における労働政策を所掌する府省に対する技術協力を通じて、開発途上国の関係機関と日本側関係省庁、地方公共団体、関係団体等との連携を強化するとともに、送出国の実態把握・法令等の調査を含めて開発途上国の送出し機関の監督能力向上を図り、適切な受入れ手続を促進する。また、こうした技術協力等を通じて得た知見やネットワークを活用し、地方公共団体や関係団体等が日本国内において進める取組の側面支援を行う。</p> <p>〔外務省〕《施策番号153》</p>	外務省	<p>ベトナム人海外就労者(技能実習・特定技能等)が十分な情報を基に送出国機関を選定し、ベトナム国内法令にのっとり海外就労が促進されることを目指すJICA技術協力「ベトナム人海外就労希望者の求人情報へのアクセス支援プロジェクト」について、プロジェクトの概要と方向性について先方政府と基本合意。また、JICA技術協力としてネパールにおいて日本での滞在を経た還流人材に対し、メンタリングや情報アクセス強化を通じてキャリア開発や起業を支援する「海外就労者・キャリア開発・起業家支援プロジェクト」の協力概要について、先方政府との間で合意した。JICAが共同事務局となる「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」の活動として、外国人労働者への正しい情報発信を行うとともに声を聞くためのJP-MIRAIポータルサイトの立ち上げ、相談・救済窓口の設置に向けたパイロット事業への取組を開始した。これらを通じ、多くの関係者と連携し適切な受入れ環境整備の側面支援を行っている。また、諸外国のビジネスと人権に関する取組や受入れ制度の研究会・セミナーや、自治体と連携した勉強会を実施し、日本国内における適切な外国人材受入れの取組を促進している。</p>	<p>ベトナムでの求人システム開設に関する技術協力を引き続き準備・実施する他、インドネシア、ネパールなどにて、就労希望者の情報アクセス向上や適切な受入れ手続きの促進にかかる協力等を実施予定。</p> <p>「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」で運用するポータルサイトのコンテンツ充実化、国内外での情報発信を強化し、適切な外国人材受入れの取組を促進する。</p>
154	<p>国際協力機構(JICA)が実施する日系社会に対する日本語やビジネスマナー等の講座の開設、カリキュラムやテストの作成、講師派遣等の支援により、「日系四世の更なる受入制度」の活用を促進し、来日した日系人が日本社会に受け入れられやすくとともに、帰国後の日系人と日本との連携を強化する。</p> <p>〔外務省、法務省〕《施策番号154》</p>	<p>外務省</p> <p>法務省</p>	<p>JICAは、日系社会における人材育成、日本との人材還流、日系連携強化を念頭に置き、法務省が定める「日系四世の更なる受入制度」での受入要件となり得る日本語能力習得のための講座を現地日本語学校と連携しながら開始する予定であったが、コロナ後も「日系四世の更なる受入制度」での申請数が非常に少なく、日本語講座開設などの支援活動の効果が極めて限定的となる状況から進捗していない。</p> <p>より一層の制度の利用促進を図るため、令和3年3月29日に特定活動告示及び指針を改正し、入国時等における日本語能力要件の緩和を実施した。</p>	<p>「日系四世の更なる受入制度」の利用状況・今後の見込みも踏まえつつ、左記支援活動の実施を検討する。</p> <p>引き続き、条件緩和による当該制度の利用状況を注視しつつ、制度の活用に努める。</p>
155	<p>外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進していくため、「外国人との共生に係る啓発月間(仮称)」を創設し、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを実施することについて検討する。</p> <p>また、各地の外国人在留支援に関係する機関が実施するイベントにおいて、外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)に関する広報活動や、当該イベントについて、FRESCにおける周知・協力等を行うなど、地域における啓発活動を推進し、共生社会の実現に向けた意識を醸成する。</p> <p>〔法務省〕《施策番号155》【ロードマップ67】</p>	法務省	<p>令和5年度に「啓発月間」を創設した上で、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを実施する方向で調整を進めている(「啓発月間」の名称等は検討中)。</p> <p>また、他機関が開催した研修・講演、政府広報等で外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)に関する広報活動を計8回行ったほか、令和4年10月に「グローバルフェスタJAPAN2022」及び「大新宿区まつり協賛四谷大好き祭り2022inコモレ四谷」(以下、「四谷大好き祭り」という)、同年11月に「ユリノキテラス」の計3回のイベントに参加し、外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)の取組について広報・周知活動を行うとともに、同センター内においても、四谷大好き祭り及びユリノキテラスの広報・周知を行った。</p>	<p>「啓発月間」を創設し、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベント等を実施に向けた準備を進める。</p> <p>また、今年度の活動結果を踏まえ、各地の外国人在留支援に係る機関が実施するイベントのうち、FRESCの取組に関する広報活動が可能なものについて、当該イベントにおける広報・周知の方法・内容や、当該イベントのFRESCにおける効果的な周知方法等について検討する。</p>
156	<p>政府における外国人に関する共生施策について、外国人や国民の理解を得ながら、既存施策の改善や新たな施策の企画・立案を行っていくため、共生施策の実施状況を白書として取りまとめ、公表することを検討する。</p> <p>〔法務省〕《施策番号156》【ロードマップ68(再掲:77)】</p>	法務省	<p>令和4年度においては、「外国人との共生に関する白書(仮称)」の作成、公表について検討とされているところ、外国人や国民に外国人に関する共生施策の理解を得ながら新たな施策の企画、立案を行っていくことは重要であり、共生施策の実施状況について、簡易かつ分かりやすい内容で外国人や国民に周知することを検討した。</p>	<p>「外国人との共生に関する白書(仮称)」の作成・公表における令和4年度の検討結果を踏まえ、令和5年度末までに白書の作成に向けて準備を進める。</p>
157	<p>法務省の人権擁護機関において、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現を図るため、各種人権啓発活動を実施する。</p> <p>〔法務省〕《施策番号157》【ロードマップ69】</p>	法務省	<p>「心のバリアフリー」に向けた人権啓発活動を推進するため、地方公共団体に委託して実施している人権啓発活動地方委託事業により、「外国人の人権」をテーマの一つとした講演会やミニフェスティバルの開催等の人権啓発活動を行った。</p> <p>また、地方公共団体の人権啓発に携わる職員向けに開催する研修において、「外国人の人権」をテーマとする講義を実施した。</p>	<p>引き続き、「心のバリアフリー」に向けた人権啓発活動を推進するため、地方公共団体に委託して実施している人権啓発活動地方委託事業等により、「外国人の人権」をテーマの一つとした講演会やミニフェスティバルの開催等の人権啓発活動を行っている。</p> <p>また、地方公共団体の人権啓発に携わる職員向けに開催する研修において、「外国人の人権」をテーマとする講義を盛り込む。</p>
158	<p>外務省においては、国際移住機関(IOM)等との共催による「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。</p> <p>〔外務省〕《施策番号158》【ロードマップ70】</p>	外務省	<p>「外国人住民への生活支援」をテーマに、令和5年2月22日に有観客かつオンライン配信の形式で先進事例の紹介やパネルディスカッションを実施。聴講者は会場とオンラインでの参加を合わせて500人を超えた。</p>	引き続き、来年度の開催へ向けての準備を進める。
159	<p>政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」(毎年6月)において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。</p> <p>〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号159》</p>	法務省	<p>外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、従来、毎年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定めて広報活動を行ってきたが、令和4年度は、「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」を主題として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、不法就労防止対策のほか、外国人労働者を受け入れるに当たっての留意点等の啓発活動を行った。</p>	同取組については、来年度以降も継続して実施する予定。
		厚生労働省	<p>令和4年6月に「外国人労働者問題啓発月間」を実施し、外国人雇用に関するパンフレットの作成・配布や個々の事業所への訪問指導等を通じ、外国人労働者の雇用維持や雇用管理改善の促進等を行った。</p>	引き続き、外国人労働者の雇用管理改善等に関する周知啓発等を行うとともに、同月間については令和5年度以降も継続して実施する。
		警察庁	<p>出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、外国人雇用企業・団体等に対する広報・啓発活動を推進している。</p>	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。
160	<p>日本語を含めて11言語で多言語対応している法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、多言語による広報を展開し、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。</p> <p>〔法務省〕《施策番号160》</p>	法務省	<p>法務省の人権擁護機関では、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国語インターネット人権相談受付窓口」の設置に加え、全国の法務局において、対面でも人権相談を受け付けている。</p> <p>「外国語人権相談ダイヤル」や「外国語インターネット人権相談受付窓口」では、10の言語に対応しているほか、対面による相談では約80の言語に対応し、外国人をめぐるさまざまな人権問題に適切に対処している。</p> <p>また、ポスターやリーフレットなどを用いて、相談窓口の広報活動も行っている。</p>	引き続き、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国語インターネット人権相談受付窓口」等において、人権相談を受け付け、調査救済活動を行うほか、多言語による広報活動を行い、当該窓口の周知を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
161	外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等を図るために社会的ニーズの調査方法等について検討する。 〔法務省〕《施策番号161》【ロードマップ74】	法務省	当庁が保有する行政記録情報の活用方法等について、個別に有識者から意見を聴取し、次年度以降に行うニーズ調査の方法等について検討を行った。	各府省庁に対し当庁が公表する統計情報の利活用状況、要望等を照会し、当庁が保有する行政記録情報の活用の在り方を調査する。
162	外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、我が国内外における労働移動等の実態を適切に把握するための統計の整備を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号162》【ロードマップ75】	厚生労働省	令和5年度からの調査開始に向けて「外国人の雇用状況に係る統計調査の新設に関する研究会」を設置し、既存統計で把握される雇用労働状況と外国人の雇用労働状況の比較や、職種別、産業別、在留資格別に外国人労働者の労働条件等の把握・分析が可能となる公的な統計調査の新設に向けた検討を行い、統計法に基づく一般統計調査として総務省から承認を得た。	引き続き、令和5年度の統計調査の開始を念頭に、統計実施の準備を進めていく。
163	外国人について業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握するため、在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書等の記載事項の見直しを行ったことから、今後、外国人雇用状況届出情報とともに、外国人の就職状況をシームレスに把握し、外国人の就労に関する統計の充実・活用を図る。 〔法務省〕《施策番号163》	法務省	特定技能以外の就労系の在留資格全般の申請書に統一の職種・業種欄の設置について、令和3年2月26日に入管法施行規則の改正に係る公布を行い、同年3月10日に施行済みのところ、変更となった申請書から入手できる職種・業種情報を元に、外国人の就職状況をシームレスに把握できるよう外国人の就労に関する統計の充実・活用の検討を進めた。	引き続き、外国人の就職状況をシームレスに把握できるよう外国人の就労に関する統計の充実・活用を検討していく。
164	在留支援業務に従事する職員向け研修(令和3年度(2021年度)新設)を継続実施し、事例及び知見を蓄積しつつ、専門性の高い職員を育成し、外国人の支援や受入れ環境整備を促進する。 〔法務省〕《施策番号164》【ロードマップ79】	法務省	令和4年6月13日から同月17日までの間、受入環境調整担当官等に対する研修を実施した。	引き続き、受入環境調整担当官等に対する研修を実施していく。
165	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る情報を含め、各種情報を外国人に対してきめ細かく伝達するため、法務省は、引き続き、関係省庁がそれぞれ把握しているNPO・NGO等の民間支援団体、キーパーソンやインフルエンサー等の情報を集約し、当該情報を関係省庁に共有するとともに、民間支援団体等が外国人に対して行うアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業を実施し、当該試行実施状況の分析・検証を行うなど、情報発信等の充実・強化に向けた取組を推進する。 〔法務省、外務省、厚生労働省、総務省等関係省庁〕《施策番号165》【ロードマップ80】	法務省	法務省において、内閣官房、総務省、外務省及び厚生労働省が把握しているNPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサーに係る情報を集約し、令和4年4月に引き続き10月に関係省庁に対して当該情報を共有したほか、法務省においては、当該情報を活用して民間支援団体等に対して情報発信している。また、令和4年10月から、国や地方公共団体による統一的な情報発信や相談窓口における相談対応にアクセスしない又はできない在留外国人を主な対象として、民間支援団体を通じて、情報発信・情報提供する等のアウトリーチ支援の試行事業も実施している。	定期的に内閣官房、総務省、外務省及び厚生労働省が把握しているNPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサーに係る情報を更新の上、関係省庁に対して情報共有し、また、アウトリーチ支援の実施結果を踏まえ検証を行うなど、引き続き、情報発信の充実・強化に向けた取組を行う。さらに、民間支援団体から、在留外国人への情報発信・情報提供などのアウトリーチ支援の取組状況について定期的に報告を受けており、令和5年度の実施に向け、分析を行う予定である。
		外務省	法務省と当該情報の共有を図った。	引き続き、共有を行う。
		厚生労働省	法務省から提供のあったNPO等の情報を省内で共有した。	引き続き、省内で把握しているNPO等の情報があれば法務省に提供し、情報集約に協力していく。
		総務省	NPO・NGO等の民間支援団体、キーパーソンやインフルエンサー等の情報について、法務省に提供するとともに、同省がとりまとめた当該情報(他の関係省庁分を含む)について、地方公共団体に周知した。	引き続き、関係省庁と協力し、外国人への情報発信等の充実・強化に向けた取組を行う。
166	外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携を促進するとともに、出入国在留管理庁において関係機関間の連携強化の方策について検討する。また、外国人在留総合インフォメーションセンターにおける相談機能の強化に向けた検討を行う。 〔法務省、厚生労働省、文部科学省、総務省〕《施策番号166》【ロードマップ81、87】	法務省	・地方公共団体の要望を踏まえて相談業務等を担当する地方出入国在留管理官署職員を一元的相談窓口等に派遣するなどして連携を促進している。 ・外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、相談機能の強化に向けた検討を行っている。	・引き続き、外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう努めるとともに、一元的相談窓口等に地方出入国在留管理官署職員を派遣し、連携を促進する。 ・引き続き、外国人在留総合インフォメーションセンターにおける相談機能の強化に向けた検討を行う。
		厚生労働省	社会保険の意義を理解してもらうパンフレットを作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施している。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施している。	引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。
		文部科学省	文部科学省と地方公共団体等が運営する相談窓口間での連携を図るため、必要な情報共有等を実施している。	引き続き、必要な情報提供等を実施し、文部科学省と地方公共団体等が運営する相談窓口の連携を図る。
		総務省	全国50か所の総務省行政相談センターにおいて、各々、管内の地方公共団体、国際交流協会等の外国人支援機関との連携及び継続的な協力関係の維持を図った。また、本省においては、外国人向けの英語メールによる行政相談の対応を行うに当たり、必要に応じて外国人在留支援センター(FRESCO/フレスク)と連携することで、外国人相談者の困りごとに迅速に対処した。	引き続き、本省・各行政相談センターにおいて、外国人支援機関との連携・協力関係の維持を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
167	法改正及び関係機関との必要な調整等を通じて、出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討を行う。 〔法務省〕《施策番号167》【ロードマップ82】	法務省	出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するため、関係省庁との調整に着手し、検討を進めた。	引き続き、法改正及び関係機関との必要な調整等を通じて、出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討を進める。
168	永住許可申請や在留カード有効期間更新申請等の外国人に係る在留手続のオンライン化について、令和5年度(2023年度)までの運用を目指して検討する。また、所属機関等の職員によるオンライン申請について、GビズIDの活用や、郵送や窓口で手続を行う必要がある在留申請オンラインシステムの利用申出・定期報告のオンライン化について、令和5年度(2023年度)までの運用を目指して検討する。 加えて、オンライン申請時において、申請人がマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みについて、令和5年度(2023年度)までの運用を目指して検討する。 〔法務省〕《施策番号168》【ロードマップ83】	法務省	オンライン申請時において、申請人がマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みについて、令和5年度(2023年度)までの運用を目指してシステム整備を進めている。 加えて、永住許可申請や在留カード有効期間更新申請等の外国人に係る在留手続のオンライン化や所属機関等の職員によるオンライン申請に係るGビズIDの活用や、郵送や窓口で手続を行う必要がある在留申請オンラインシステムの利用申出・定期報告のオンライン化について検討を進めた。	オンライン申請時において、申請人がマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みについて、令和5年度(2023年度)までの運用を目指して、引き続き、システム整備を進めていく。 加えて、オンライン化の対象となっていない永住許可申請や在留カード有効期間更新申請等の在留外国人に係る在留手続や所属機関等の職員によるオンライン申請に係るGビズIDの活用のほか、エンドツーエンドでのデジタル完結を実現するため、在留申請オンラインシステムの利用申出や定期報告のオンライン化に向けて引き続き検討を進める。
169	新生児の住民票作成時において、住民票作成手続等と一体的にマイナンバーカードの取得促進を図ることにより、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境を整備する。引越しの際の転入時にも、住民票作成手続等と併せて確実にマイナンバーカードの書換え手続等を行う。 在留カードとマイナンバーカードとの一体化について令和7年度(2025年度)から一体化したカードの交付開始を目指して、関係府省庁において、法改正やシステム開発等、必要な措置について検討を進めることにより、在留外国人がより高い利便性を得られるものとするための検討を更に深める。 〔総務省、法務省、デジタル庁〕《施策番号169》【ロードマップ85】	総務省	【総務省】 転入等の行政手続の際には、当該手続の担当課から来庁者に対してマイナンバーカードの申請勧奨及び申請窓口への誘導を実施し、この際、交付申請者の本人確認ができる場合には、申請時来庁方式によるマイナンバーカードの交付申請の受付を実施するよう「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について(依頼)」(令和元年6月28日付け府番第41号、総行住第34号)にて、市区町村に対し依頼済みであるところ、市区町村が当該取組を着実に実施するよう取り組んでいる。	【総務省】 引き続き、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境の整備に取り組む。 【総務省、法務省、デジタル庁】 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日)を踏まえ、関係府省庁において法令等の整備及びシステム改修を経て、令和7年度から一体化したカードの交付開始を目指す。
		法務省	【総務省、法務省、デジタル庁】 マイナンバーカードと在留カードとの一体カードについて、マイナンバー法と入管法等における手続を整合させることにより中長期在留外国人がより高い利便性を得られるものとするための検討を更に深めた。	
		デジタル庁		
170	「地域経済分析システム(RESAS)」を参考に、各地方公共団体における外国人に関する基礎統計の把握を通じて重点的な受入れ環境整備につなげるほか、各地方公共団体のデータを「見える化」するなど、外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータの提供の在り方に関する検討を行う。 〔法務省〕《施策番号170》【ロードマップ88】	法務省	令和4年度においては、RESAS等の利用及び搭載する情報等の検討を行うとともに、令和4年度から5年度までに、「情報の搭載の在り方について、関係省庁と検討、結論」を得るとされているところ、令和4年度においては、RESAS等の利用や搭載する情報の検討を行うとともに、RESASの現状について、関係省庁から情報提供を受けた。	RESAS等に搭載する情報等の検討を進める。令和5年度末までに、情報の搭載の在り方について、関係省庁と検討、結論を得る。また、搭載する情報等の収集に着手する。
171	地方公共団体において外国人との共生施策を更に推進するため、住民基本台帳情報の適切な活用を促進するための周知を図る。 〔法務省〕《施策番号171》	法務省	令和4年7月20日に、「外国人の受入れ環境整備の推進に資する住民基本台帳情報の適切な提供について」の文書を出し、外国人の受入れ環境整備を推進する目的で情報開示の請求等があった場合は、住民基本台帳法等の関係法令及び各地方公共団体が定める個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に情報開示を行うよう各都道府県及び各市区町村に依頼した。	地方公共団体において外国人との共生施策を更に推進するため、住民基本台帳情報の適切な活用を促進するための周知を図る。
172	在留外国人の増加等に対応した外国人材の受入れ政策や多文化共生施策の推進のため、それら政策・施策に関する研究・情報の効率的な集約・分析等の在り方について引き続き検討する。 〔法務省〕《施策番号172》	法務省	出入国在留管理庁の所管に係る諸課題につき、職員に一定期間専門的な調査・研究に従事させる「入管政策課題研究」を実施している。 令和4年度については、前期後期に分け2回実施した。	引き続き、入管政策課題研究を通じて出入国在留管理庁の所管に係る諸課題についての調査・研究を行う。
173	総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、総合的対応策も踏まえつつ、令和2年(2020年)に改訂を行い、地方公共団体における多文化共生の推進に関する計画の策定の更なる促進及び着実な施策の推進を図る。また、総務省において、「多文化共生事例集(令和3年度版)」や、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」を通じて、地域における多文化共生の優良事例等について、全国の地方公共団体等に展開することで、地域における多文化共生の推進に向けた取組を更に促進する。各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。 〔総務省、法務省〕《施策番号173》	総務省	「多文化共生地域会議」を地域ブロックごとに開催し、「多文化共生事例集(令和3年度版)」や「多文化共生アドバイザー制度」の更なる活用等について周知するとともに、各地域の実情に応じた多文化共生施策の優良事例の共有を行い、幅広い取組を促すことで、地域における多文化共生施策を更に推進している。	引き続き、左記により、地域における多文化共生の推進に向けた取組を推進する。 ・引き続き、都道府県が共生社会の実現に向けた会議を設置することを積極的に促進するとともに、地域の多文化共生施策等を地方公共団体へ展開することによって、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。 ・地方公共団体等の地域の関係機関・団体との会議等の機会を捉えて現状や要望等について意見交換・聴取するなどの取組を引き続き継続して行うとともに、こうした会議等に積極的に参加すること等を通じ、外国人支援者等や地域における国の関係機関等との連携・協力を図る。
		法務省	・令和4年6月に、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官に対し、外国人支援者等や地域における国の関係機関等との連携・協力の推進に努めるよう指示した。 ・令和4年11月及び令和5年1月に、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官が地方公共団体等を往訪し情報収集した地域の多文化共生施策等について、地方公共団体へ展開した。	
174	在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。 〔総務省〕《施策番号174》	総務省	外国人住民に係る住民基本台帳制度等について、市区町村の担当者向けの説明会を随時開催している。 総務省ウェブサイトの外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するページについて日本語を含め11言語に対応している。 外国人住民に係る住民基本台帳の正確性を確保するため、「外国人住民に係る住民基本台帳制度の適正な運用について(通知)」(平成31年3月25日付け総行外第2号)を発出し住民基本台帳担当部局と福祉関係部局、税務担当部局、教育委員会等の関係部局との間で密接な連携を図るよう、周知している。	外国人住民に係る住民基本台帳制度等に関する市区町村の担当者向けの説明会については、今後も引き続き実施する。 総務省ウェブサイトの外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するページについて、対応言語の増加を検討する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
175	<p>国内居住者が国内の保険医療機関を受診した場合に保険給付を行うという健康保険制度の基本的な考えに立ち返り、海外の医療機関を受診した場合の給付は例外であることの徹底や、適正な認定事務の確保のため、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)により、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、国籍を問わず原則として国内に居住しているという要件が導入されており、円滑に制度が運用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、国民健康保険については、市区町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する仕組みが適切に実施されるよう、引き続き取り組んでいく。国民健康保険の資格管理の適正化の観点から、健康保険法等の改正により、市区町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報が明確化されたことを受けて、着実に適正化を図る。</p> <p>さらに、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要な書類の統一化を図り、審査の厳格化を行うよう通知を发出しており、海外療養費における不正受給対策と併せて、引き続き実施を図る。</p> <p>加えて、他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができること、その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないことなど、本人確認を実施する場合の方法に関する通知を发出しており、適切な運用を図っていく。また、医療機関等におけるオンライン資格確認については令和3年(2021年)10月に本格運用を開始し、マイナンバーカードによる本人確認及び被保険者資格の即時の有効性確認が可能となっている。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号175》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度は、平成31年1月7日から本格的に運用が開始されており、当該通知制度が適切に実施されるよう厚生労働省と連携して取り組んでいる。</p> <p>健康保険の被扶養者認定や国民年金第3号被保険者の認定における国内居住要件について、円滑に制度が運用されるよう取り組んでいる。</p> <p>国民健康保険においては、市町村から法務省に通知する仕組みについて、通知対象を拡大する通知を平成31年1月7日に发出している。また、令和元年5月15日に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を明確化している(令和元年5月22日施行)。</p> <p>平成31年4月1日发出の通知を踏まえ、海外出産に係る出産育児一時金について、海外療養費における対応も踏まえつつ、支給の適正化に向けた対策等の周知を行っている。</p> <p>マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用を令和3年10月に開始した。</p>	<p>今後も引き続き厚生労働省と連携しながら適切に取り組んでいく。</p> <p>国民健康保険における資格管理や支給の適正化について、引き続き周知していく。</p>
176	<p>地方出入国在留管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。</p> <p>また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うほか、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることを引き続き検討する。</p> <p>〔法務省(財務省、総務省)〕《施策番号176》</p>	<p>法務省</p> <p>財務省</p> <p>総務省</p>	<p>特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、国税当局に対し必要な情報提供を行うなどして、納税義務の確実な履行の確保を図る。</p> <p>その他の在留資格を有する者についても、納税義務を履行しない者に対して在留諸申請においてとり得る措置についての検討を進めた。</p> <p>情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、平成31年3月、法務当局との協議を了し、当局間で内容を確認した。</p> <p>情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、平成31年3月、法務当局との協議を了し、当局間で内容を確認した。</p>	<p>特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、国税当局に対し必要な情報提供を行うなどして、納税義務の確実な履行の確保を図っている。</p> <p>その他の在留資格を有する者についても、引き続き、納税義務を履行しない者に対して在留諸申請においてとり得る措置についての検討を進める。</p> <p>法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。</p> <p>法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。</p>
177	<p>受入れ機関は、1号特定技能外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援を実施することとし、出入国在留管理庁は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。</p> <p>〔法務省〕《施策番号177》</p>	<p>法務省</p>	<p>平成31年3月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関又は契約により支援の委託を受けた登録支援機関が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能である旨の情報提供を行うよう明記している。また、特定技能所属機関又は登録支援機関からの届出情報を通じて、特定技能所属機関又は登録支援機関が、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や、納税管理人制度の利用が可能である旨の情報提供を行っていることを確認しており、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行を図っている。1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行が行われていない特定技能所属機関等を認知した場合には、速やかに指導等を行うこととしている。</p>	<p>引き続き、特定技能所属機関又は登録支援機関からの届出情報を通じて、特定技能所属機関又は登録支援機関が、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や、納税管理人制度の利用が可能である旨の情報提供を行っていることを確認するとともに、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行が確保されていない特定技能所属機関等に対しては、適切な指導等を行うため、同機関の情報が入手できるよう関係省庁や地方自治体との連携に努める。</p>
178	<p>個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。</p> <p>また、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度について、引き続き、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。</p> <p>〔総務省〕《施策番号178》</p>	<p>総務省</p>	<p>特別徴収の推進、一括徴収制度及び納税管理人制度の推進について、地方公共団体宛事務連絡に記載し、これら施策の推進を依頼した。</p> <p>また、これらの施策については、「生活・就労ガイドブック」にも記載済みである。</p> <p>このほか、新たに在留外国人に対する個人住民税の制度周知用多言語パンフレット及び賦課徴収に関する多言語フレーズ集を作成して全国の地方公共団体や、地方出入国在留管理局・支局、地方労働局へ配布し、周知を依頼したほか、当該パンフレット等について、総務省HPに掲載済みである。</p>	<p>地方公共団体に対して制度の周知を図るとともに、必要に応じて、外国人労働者本人が個人住民税の仕組みを理解し、適切に納付できるよう、その周知方法を検討していく。</p>
179	<p>在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料について、収入印紙だけでなく、電子納付を可能とする等、外国人等の利便性向上を図る施策について検討する。</p> <p>〔法務省〕《施策番号179》</p>	<p>法務省</p>	<p>在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料について、収入印紙だけでなく、電子納付を可能とする等のシステム整備について検討を進めた。</p>	<p>在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料について、収入印紙だけでなく、電子納付を可能とする等のシステム整備について引き続き検討を行う。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
180	地方出入国在留管理官署における在留申請について、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間(2週間から1か月)内の処理を励行する。特に、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するため、特定技能外国人が地域において速やかに就労を開始できるよう、地方出入国在留管理官署においては、「特定技能」の在留資格に係る在留申請及び登録支援機関登録申請に係る標準処理期間内の処理を励行し、迅速な処理を行う。 〔法務省〕《施策番号180》	法務省	地方出入国在留管理官署に対し、特定技能外国人の在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については標準処理期間内の処理を励行し、また転職を目的とした1号特定技能外国人に対する在留資格変更許可申請については、迅速な処理を行うよう指示している。	引き続き、迅速な審査を行うことで、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。
181	特定技能外国人が地域において速やかに就労できるよう、「特定技能」の在留資格に係る在留申請における提出書類について、これまでに実施した提出書類の簡素化の実施状況を踏まえつつ、更なる簡素化等の検討を不断に行うとともに、引き続き、出入国在留管理庁ホームページ等において分かりやすい手続の案内・周知を行っていく。 〔法務省〕《施策番号181》	法務省	令和4年5月に提出書類の枚数削減に係る取組を実施し、同年8月には、一定の事業規模があり、過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関については、書類の提出を大幅に省略することとした。また、地方出入国在留管理官署等に寄せられる特定技能に関する問合せの内容等を踏まえ、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類に係る案内の充実・改善を随時行っている。	引き続き、更なる簡素化等の検討を行い、提出書類に係る案内の充実・改善を行うことなどにより、申請手続の簡便化を図る。
182	現状、紙媒体で交付している在留資格認定証明書について、電子ファイルなど電磁的記録による交付を可能とすることにより、外国人等の利便性向上を図るとともに、上陸審査手続や在留審査手続の円滑化を促進することを検討する。 〔法務省〕《施策番号182》	法務省	在留資格認定証明書について、電子ファイルなど電磁的記録による交付を可能とするためのシステム整備を進めている。	在留資格認定証明書について、電子ファイルなど電磁的記録による交付を可能とするためのシステム整備を進めており、令和5年3月に運用を開始した。
183	出入国在留管理庁において、外国人の円滑な受入れやその受入れ環境の整備に関する業務を適切に遂行するため、その職員に対する研修の充実や、必要な出入国管理システムの改修を含め人的・物的体制の整備を図る。 〔法務省〕《施策番号183》	法務省	令和4年度増員要求においては、出入国在留管理庁全体で285人の増員措置が認められ、令和4年度予算要求においては、研修体制の強化に必要な経費として3万4,460千円、システム関連経費として67万5,918千円が認められた。職員に対する研修については、令和4年6月に受入環境調整担当官等を対象とした研修を実施したほか、若手職員向けの研修においても、受入環境調整に関する講義を実施した。	引き続き、受入環境調整担当官や若手職員等に対する研修の充実のほか、必要な人的・物的体制の整備について検討する。
184	介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生の介護福祉士養成施設等の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的として、学費や生活費などについて、奨学金の給付等の支援を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号184》【ロードマップ90】	厚生労働省	平成30年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成することにより、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的とした事業を創設し、必要な支援を行っている。	引き続き、外国人介護人材の受入れ環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。
185	地方公共団体における多文化共生関連業務を円滑に実施することができるよう、JICA海外協力隊経験者等、国際経験の豊かな人材の積極的なルートに向けJICAと連携する。また、地方公共団体やNPO等が実施する共生社会の構築に向けた取組を、JICAが全国に配置している国際協力推進員や国内拠点との連携を通じて推進する。さらに、社会参加に意欲のある外国人及び多文化共生に理解のある日本人の育成、外国人と地域コミュニティ、地方公共団体等との橋渡し、外国人向けの日本理解を促進する講座や日本語教育の支援などにより、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築も支援する。 JICAによる研修員の受入事業等を通じて、開発途上国の親日外国人材(日系人を含む。)に地方公共団体等での研修機会を提供するとともに、JICAがODAを通じて構築した開発途上国の関係機関とのネットワークを活用し、これら機関と日本の関係機関や外国人支援者間のネットワークの強化及び外国人の支援に携わる団体・個人への研修等、多文化共生推進に向けた日本と開発途上国間の学びあいを推進する。 〔外務省〕《施策番号185》【ロードマップ95】	外務省	地方公共団体との連携およびJICA国際協力推進員や国内拠点の連携取組については、施策内容に沿った取組を実施中。具体的には、令和4年6月以降同年10月迄に7団体の地方公共団体・関係団体を対象とした研修等を実施。令和4年6月以降令和5年3月末までに新規に20名の国際協力推進員を配置、全国で活躍中。 JICAは、開発途上国の親日外国人材と地方公共団体等との橋渡し及び開発途上国と日本の関係機関・外国人支援者間のネットワークの強化に関しては、令和4年度案件開始の草の根技術協力事業「宮崎-バングラデシュ-ICT人材育成事業(B-MEET)」にてバングラデシュ側での受皿人材(宮崎県内企業のビジネスパートナーとなる人材)の育成体制及び両国経済団体の交流体制の構築を支援。その他、宮崎とバングラデシュのICT企業の経済交流を深めることにより、両地域間のICT人材、モノ、サービスの循環促進を図る。また、日系人・日系社会に関して、日系サポーター(日系社会研修)を遠隔で実施中。令和4年度は合計147名の日系社会研修員を受入れ予定。うち、16名は「日系サポーター」として日本国内の日系人集住都市に受入れ、保育園、幼稚園、小中学校、自治体、NGO、企業などで研修を実施中。また、コミュニティでの日本語/母国語サポーター、ソーシャルワーカー、相談役といった在日日系人のサポートや国際交流促進の経験を積むことも視野に入れ、日系人集住都市の多文化共生・地方創生に貢献する取組を実施中。	引き続き、異文化コミュニケーション・多文化共生に理解のあるJICA海外協力隊事業を通じた人材育成及び帰国隊員の活動、および国内外の多文化共生に精通した国際協力推進員等の活動を推進する。また、社会参加に意欲のある外国人及び多文化共生の理解のある日本人の育成、外国人と地域コミュニティ、地方公共団体等と連携した研修等などにより、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築も支援する。
186	デジタル分野をはじめとした高度外国人材を含む外国人材の受入支援や共生支援などの優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。 〔内閣府(地方創生)、内閣官房(デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)〕《施策番号186》【ロードマップ96】	内閣府(地方創生)	令和4年度地方創生推進交付金(第1回・第2回)において、地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援した(令和4年度交付対象関連事業:63事業(交付決定時点))	引き続き、優良事例等の収集・横展開を行い、デジタル田園都市国家構想交付金(※)による支援を行う。 (※)地方創生推進交付金を改め、デジタル田園都市国家構想交付金を創設した。
		内閣官房(デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)	令和4年度地方創生推進交付金(第1回・第2回)において、地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援した(令和4年度交付対象関連事業:63事業(交付決定時点))	引き続き、優良事例等の収集・横展開を行い、デジタル田園都市国家構想交付金(※)による支援を行う。 (※)地方創生推進交付金を改め、デジタル田園都市国家構想交付金を創設した。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
187	国家戦略特別区域制度により、令和3年(2021年)7月に措置された「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」について、国家戦略特別区域内における活用の促進を図る。 〔内閣府(地方創生)、法務省、厚生労働省〕《施策番号187》【ロードマップ97】	内閣府 (地方創生) 法務省 厚生労働省	【内閣府(地方創生推進事務局)、法務省、厚生労働省】 国家戦略特別区域外国人美容師育成事業を活用する東京都において、外国人美容師の受入機関となる育成機関を監理する「監理実施機関」を決定し、順次育成計画を認定した。	日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進を図るべく、外国人美容師数の増加等に向けて特例の活用を促進していく。
188	地方公共団体等のニーズを踏まえ、我が国で活躍したいと望む海外の外国人材と地方公共団体等との円滑なマッチングが行われるように、在外公館等における外国人材への広報を行うなど適確なマッチングの支援を進める。また、地方公共団体等において、外国人材が柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となる包括的な資格外活動許可の活用を周知し、外国人材の活躍を促進する。 〔内閣官房(デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、外務省、法務省)〕《施策番号188》	内閣官房 (デジタル田園都市構想 実現会議事務局) 外務省 法務省	【内閣官房(デジタル田園都市構想実現会議事務局)、外務省、法務省】 マッチング支援については、令和4年5～6月に地方公共団体に対して希望調査を行い、1件の希望があった。10月末まで求人公募への広報支援(マッチング支援)を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響もあり、本制度を直接的に活用したマッチングには至らなかったものの、併せて行われた他制度による国内における募集によって1名の採用に至った。 また、包括的な資格外活動許可制度の活用周知については、令和5年3月に地方公共団体に対して本制度の周知・広報を行った。	国内外の新型コロナウイルスの感染拡大等の影響による国際的な人の往来制限等を踏まえつつ、令和5年度も引き続き実施予定である。
189	「永住者」の在り方について、その許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等について、諸外国の制度及び許可後の状況調査を参考としつつ見直しについて必要な検討を行っていく。 〔法務省〕《施策番号189》【ロードマップ98】	法務省	令和5年3月末時点において、永住許可に関する諸外国の制度調査を実施し、調査結果を踏まえて見直しの検討を行っている。	引き続き、許可後の状況調査及び見直しの検討を進めていく。
190	出入国在留管理庁では、難民該当性に関する規範的要素の明確化、難民調査官の能力向上及び出身国情報の充実を3つの柱とし、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)等の協力も得ながら、難民認定制度の運用の一層の適正化を図る。 〔法務省〕《施策番号190》【ロードマップ101】	法務省	①「難民該当性に関する規範的要素の明確化」については、難民認定制度の透明性向上の観点から、我が国及び諸外国での実務上の先例等を参考としつつ検討を進め、「難民該当性判断の手引」を策定・公表した。 ②「難民調査官の能力向上」については、UNHCRの協力等も得ながら担当職員に対する研修を実施している。 ③「出身国情報の充実」については、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携しながら、最新の情報を積極的に収集している。これに加えて、難民を多数受け入れている諸外国との情報交換も順次実施している。 ④難民認定制度の運用の一層の適正化に向けた取組を加速させるため、令和2年7月に出入国在留管理庁とUNHCRとの間で協力関係を一層発展させるための覚書を交換し、新たな協力として、難民調査官の調査の在り方についてのケース・スタディ等を順次実施している。	①については、引き続き明確化について不断に検討していく。 ②については、引き続き研修等を通じて審査の質の更なる向上に努めていく。 ③については、引き続き各取組を通じて一層の充実に努めていく。 ④について、引き続き取組を加速させていく。
191	「難民認定制度の運用の更なる見直し」の実施状況を踏まえて、就労等を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請への更なる対策を講じ、難民の迅速な保護を図る。 〔法務省〕《施策番号191》	法務省	引き続き、濫用・誤用的な難民認定申請者に対する就労・在留の制限を行うとともに、必要な法整備について、検討を進めている。	引き続き、法制度・運用の両面から検討を進め、真に庇護を必要とする者を確実に保護していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
192	<p>新規に上陸する中長期在留者に対しては、地方出入国在留管理官署において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行うとともに、在外公館における査証申請時にマイナンバーカード申請書の確認等を通じ再度周知等を行う。また、市区町村での住居地届出義務の案内と併せてマイナンバーカードの取得の周知等を行っているところ、これを継続して実施するとともに、住所地区町村に転入届がなされ住民票を作成する機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進する。</p> <p>既に本邦に在留する中長期在留者に対しては、地方出入国在留管理官署において、在留期間更新許可申請時等に来庁する全ての中長期在留者に、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、市区町村における引越しの際の転入届やその他の手続の機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進する。また、令和元年度(2019年度)に地方出入国在留管理官署と市区町村が連携して実施したモデル事業の結果を踏まえ、市区町村の要請を受けて、マイナンバーカードの申請支援の取組の横展開を行う。</p> <p>これらの対応を行うことにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図る。</p> <p>〔法務省、外務省、総務省〕《施策番号192》</p>	<p>法務省</p> <p>総務省</p>	<p>【法務省・総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格認定証明書交付時等にマイナンバーカードの申請案内を行うための英語リーフレット及び交付申請書記載例を令和元年11月に総務省において作成し、地方出入国在留管理官署等において配布している。 ・新規上陸時において、マイナンバーカードの取得の周知を行うため、住居地届出義務の案内リーフレットにマイナンバーカードの申請について追記済み。 ・令和元年度に一部の地域において試行的に実施したモデル事業の結果を踏まえ、令和2年度以降は「地方出入国在留管理官署におけるマイナンバーカード申請サポート事業」として対象を全国に拡大するため、令和2年10月に、本事業の実施方法をまとめたガイドブックを作成し各市区町村宛てに発出済みである。 ・令和4年度については、地方出入国在留管理官署及び市区町村を対象に、外国人へのマイナンバーカード普及促進に関するオンラインの説明会及び事務連絡協議会を開催して普及促進に係る各取組について改めて周知し、在留資格認定証明書交付時や市区町村転入時等の各機会を通じて、マイナンバーカードの交付申請に係る案内や申請受付等を行い取得を促進した。その際、マイナンバーカードやマイナポイントに係る多言語の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁ホームページの特設サイトに掲載するとともに地方出入国在留管理官署において在留期間更新許可申請時等に配布した。 ・また、令和元年度(2019年度)のモデル事業の結果を踏まえ、全国の地方出入国在留管理官署と市区町村が連携して官署における出張申請サポート窓口を設置し、マイナンバーカード申請支援の取組の横展開を行った。 ・また、地方出入国在留管理官署と市区町村が連携して留学生が多く在籍する大学において出張申請サポート窓口を設置し、マイナンバーカードの申請受付を実施した。 <p>これらの対応を行うことにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図った。</p>	<p>引き続き、在留資格認定証明書交付時や在留期間更新許可申請時、市区町村転入時等の各機会を通じて、マイナンバーカードの交付申請に係る案内や申請受付等を行うことで取得を促進する。</p> <p>また、地方出入国在留管理官署と市区町村が連携して、官署内外を問わず外国人が多く集まる場所において出張申請サポート窓口を設置し、マイナンバーカードの申請受付等を実施する。</p> <p>これらの対応を行うことにより、中長期在留者のマイナンバーカードの更なる円滑な取得を図る。</p>
		外務省	<p>令和2年3月16日より、在外公館において、日本に中長期滞在予定の査証申請者に対し、マイナンバーカードの交付申請をするよう広報するとともに、申請者が持参するマイナンバーカード交付申請書の確認を在外公館の査証申請窓口で実施している。</p> <p>具体的には、交付申請書に氏名、生年月日、性別の記載及び顔写真の貼付があることを確認し、これが行われていない場合は指導する。また、交付申請書の提示のない者に対しては、マイナンバーカードの取得に関する多言語広報リーフレット(英語、中国語、ベトナム語)及び交付申請書を配布し、日本入国後の申請を促している。</p>	<p>引き続き、在外公館において、日本に中長期滞在予定の査証申請者に対するマイナンバーカードの取得を促進する。</p>
193	<p>出入国在留管理庁は、中長期在留者に行政サービス、支援が確実に行き届くよう、届出上の住居地に居住実態のない中長期在留者について、関係省庁及び地方公共団体等の協力を得て把握した上で、適切に届出を行わせることにより引き続き中長期在留者の住居地に関する情報の整備を図る。</p> <p>〔法務省等関係省庁〕《施策番号193》</p>	法務省	<p>失念や法の不知などのために住居地届出を適切に行っていない可能性のある在留外国人を出入国在留管理庁の保有データを利用して定期的に抽出した上で、当該外国人に対して、届出を適切に行うよう指導している。</p> <p>また、令和3年7月1日に発出した事務連絡(「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券の送付に際して宛先不明で返戻された外国人の住所等の情報提供について(依頼)」)に基づき、令和4年9月末までに同接種券が未達となった在留外国人に係る情報提供を地方公共団体から受けた上で、当該外国人に連絡を取り、住居地の届出を適切に行うよう指導した。【再掲】 施策番号46で記載</p>	<p>在留外国人が現在の住居地を正確に届け出ることができるよう、引き続き調査、指導等を行う。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
194	在留資格の要件として日本語能力を課している場合、立証資料として日本語能力試験(JLPT)等の証明書の提出を求めているが、出入国在留管理庁と関係省庁等との情報連携により真偽判定を一括して行い、在留審査を適切に実施する。 〔法務省、外務省〕《施策番号194》	法務省	日本語能力試験(JLPT)の実施団体である公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金との間で、証明書の一括照会による真偽確認を行う枠組みに基づき、在留審査を適切に実施した。	引き続き、構築した枠組みを活用して、在留審査を適切に実施していく。
		外務省	JLPT海外受験者の証明書の確認については、個人情報保護に留意しつつ、国際交流基金がシステムを構築し令和3年3月より運用を開始した。なお、日本国内受験者分については、公益財団法人日本国際教育支援協会が同様のシステムを構築し、国際交流基金と同時期に運用を開始した。国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の判定結果通知書の確認については、国際交流基金により真偽確認ができる方策を提供している。	引き続き、出入国在留管理庁との連携により、偽変造対策を行う。
195	機微技術流出防止の重要性が高まっており、関係機関と連携し、留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化に取り組む。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号195》	法務省	留学生・研究者等の受入れ審査強化の観点から、引き続き、在留資格認定証明書交付申請について、必要に応じて過去の実績や具体的な研究内容等に関する資料等を求める取扱いを実施中。	引き続き、関係府省と連携を図りながら、留学生・研究者等の受入れの審査強化に取り組む。
196	令和元年(2019年)に見直しを行った在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料及び地方出入国在留管理局における日本語教育機関の適正性判断について、まずは確実かつ厳格な運用に努める。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号196》	法務省	地方出入国在留管理局において、令和元年見直し後の提出資料に基づき、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請について適正な審査を実施している。また、日本語教育機関の適正性を確認するため、地方出入国在留管理局において、日本語教育機関の告示基準の適合性に係る実地調査を実施している。	引き続き、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の適正な運用及び日本語教育機関の告示基準の適正性の判断のための調査等を着実に実施する。
		文部科学省	地方出入国在留管理局において、令和元年見直し後の提出資料に基づき、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請について適正な審査を実施している。また、日本語教育機関の適正性を確認するため、地方出入国在留管理局において、日本語教育機関の告示基準の適合性に係る実地調査を実施している。	引き続き、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の適正な運用及び日本語教育機関の告示基準の適正性の判断のための調査等を着実に実施する。
197	日本語教育機関の告示基準の改正により、告示基準適合性についての定期的な点検及び点検結果の報告等の義務付けや告示から日本語教育機関を抹消する基準の追加等が行われたことから、地方出入国在留管理官署において、日本語教育機関に対し実地調査等を行い、告示基準適合性に係る点検結果報告の適正性について確認し、必要な指導を行い、なお改善がみられない場合等は、告示から抹消する等の厳格な処分等を行い日本語教育機関の適正化を図る。また、当該調査においては、ICTにより記録された出席率等を基に、その適正性についての確かな判断を行う。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号197》	法務省	地方出入国在留管理局において、日本語教育機関からの告示基準の適合性に係る報告等を基に実地調査を実施し、当該機関における留学生の在籍管理状況等に応じて必要な指導を行っている。また、日本語教育機関からの告示基準の適合性の定期的な点検に必要な報告等については、予算措置を受けてシステムを開発し、オンラインでの報告を可能にするとともに、当該報告等の内容についてICTを活用して把握している。	引き続き、改正後の告示基準に基づき、ICTを活用して把握した報告等の内容を活用しながら、日本語教育機関の適正性についての確かな判断を行う。
		文部科学省	地方出入国在留管理局における審査等の中で、当省に確認を要する事項があれば連携して対応することとしている。	引き続き、出入国在留管理庁と連携して、改正した告示基準に基づき、日本語教育機関の適正性についての確かに判断していく。
198	検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。 〔警察庁、法務省、外務省〕《施策番号198》	警察庁	検挙された留学生に係る日本語教育機関に関する情報を法務省等関係省庁に提供している。	引き続き、日本語教育機関に関する情報を関係省庁に提供予定である。
		法務省	外務省から提供された情報(査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報)を活用して在留資格認定証明書交付申請に係る厳格な審査を行い、その審査結果について外務省に共有することとしている。また、警察庁から提供された情報(検挙された留学生が在籍していた日本語教育機関の情報)を活用して在留諸申請に係る厳格な審査や日本語教育機関に対する調査を行っている。	引き続き、外務省及び警察庁から提供された情報を活用して厳格な審査等を行うとともに、当該審査等の結果に基づいて本取組の見直しや改善を行い、もって悪質な日本語教育機関を排除する。
		外務省	当該日本語教育機関の情報は在外公館における査証審査の参考として活用するようにしている。また、在ベトナム大使館においては不適切な留学あっせん機関の査証申請受付を一定期間停止しており、係る情報を法務省等に提供した。また、提供を受けた情報について、査証審査に活用すべく在外公館に情報提供を行った。	今後も関係機関との連携を密にする。
199	留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、各大学、高等専門学校、専修学校に対して留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとともに、出入国在留管理庁と情報共有の上、在籍管理が不十分な大学等に対し、連携して実態調査及び指導を実施することで、留学生の在籍管理について更なる徹底を図る。 〔文部科学省〕《施策番号199》	文部科学省	出入国在留管理庁と情報共有を図りつつ、通知(令和4年4月1日付け4高学留第1号)を発出し、全国の大学、高等専門学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を引き続き要請している。「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について(通知)」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm あわせて、令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知しているところ、引き続き、当該対応方針の通り、出入国在留管理庁と連携しつつ、各大学等における留学生の在籍管理の徹底を図っている。「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(通知)」 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm	引き続き、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針の通り、出入国在留管理庁と連携しつつ、各大学等における留学生の在籍管理の徹底を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
200	留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を行う。また、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等については、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図る。 あわせて、在籍管理の適正を欠く大学等に対する私学助成の減額・不交付措置や大学等名の公表等の制裁を強化する。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号200》	法務省	在籍管理の適正を欠く大学等について、在籍管理状況の改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与を停止する仕組みの構築について、文部科学省と協議して検討を進めるとともに、留学生の在籍管理状況が適正ではないと疑われる大学等については、文部科学省と情報共有を行っている。また、令和元年見直し後の教育機関の選定方法を的確に運用し、各大学等の在籍管理状況について適切に判断している。	引き続き、文部科学省と協議して検討を進め、令和5年度内をめぐり省令改正等所要の措置を講じる。
201	専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関の告示基準に準じた基準を作成し、当該基準への適合性の確認を受けている留学生別科のみ留学生の受入れを認める仕組みを構築する。加えて、非正規生等について、大学学部進学のための予備教育に受け入れる場合には、留学生別科に係る新基準によるものを除き、在留資格を認めない仕組みを構築する。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号201》	文部科学省	日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議における議論を踏まえ、令和4年8月31日付で「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準(ガイドライン)」を策定・公表し、各大学の別科等における教育の水準の向上を図るためのフォローアップ等を行っている。 また、新たに制度化が検討されている日本語教育機関の認定の仕組みに関して、留学生別科についてもその特性や現状と課題などを踏まえた上で、認定の対象とすることについて「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」等において、必要な検討を行っている。	引き続き、法務省と協議して令和5年度内の基準策定を目指し、検討を進める、所要の措置を講じる。
202	文部科学省、地方出入国在留管理官署及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の仕組みを構築する。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号202》	文部科学省	地方出入国在留管理官署及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の対応を実施している。	引き続き、地方出入国在留管理官署及び都道府県と連携して対応予定。
203	各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理官署提出専用の証明書を作成する仕組みのほか、各試験団体が地方出入国在留管理官署からの照会に応じるなどの仕組みを構築し、厳格な審査を実施する。 〔法務省〕《施策番号203》	法務省	在籍管理の適正を欠く専門学校について、在籍管理状況の改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与を停止する仕組みの構築について、文部科学省と協議して検討を進めるとともに、留学生の在籍管理状況が適正ではないと疑われる専門学校については、都道府県及び文部科学省と連携して所要の調査を実施している。また、令和元年見直し後の教育機関の選定方法を的確に運用し、各専門学校の在籍管理状況について適切に判断している。	引き続き、都道府県及び文部科学省と連携し、留学生の在籍管理上の問題を有する専門学校に対して適切な措置を講じる。
204	各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理官署提出専用の証明書を作成する仕組みのほか、各試験団体が地方出入国在留管理官署からの照会に応じるなどの仕組みを構築し、厳格な審査を実施する。 〔法務省〕《施策番号203》	法務省	各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理局提出用の証明書を作成する仕組みや、各試験団体が地方出入国在留管理局からの照会に応じる仕組みを構築した。また、これらの仕組みを活用し、試験結果について照会するなどして、厳格な審査を実施している。	引き続き、これらの仕組みを活用して、厳格な審査を行う。
204	介護等に携わる人材が、日本国内での生活・就労・技能実習に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた日本語テストのより円滑な運用方法を検討する。 〔内閣官房(健康・医療戦略室)〕《施策番号204》	内閣官房(健康・医療戦略室)	介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた日本語テストのより円滑な運用方法を検討するため、「介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテスト(介護のための日本語テスト)の運用・審査に関する検討会」を有識者を交えて実施した。	検討結果を踏まえ、介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた日本語テストをより円滑に運用する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
205	<p>実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号205》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 施策内容を受け、外国人技能実習機構において実地検査等の取組を継続して行っており、検査の結果、法令違反等を把握した場合には、必要な指導等を行って改善を図らせているところであり、法令違反の態様が重大・悪質である場合は、主務省庁において実習実施者等に対する行政処分等を行うなど厳正に対処している。 実地検査や行政処分等の状況については、外国人技能実習機構の「業務統計」や厚生労働省のホームページにおいて公表している。</p> <p>【厚生労働省】 外国人技能実習生の実習実施者に対する令和3年の監督指導等の状況は以下のとおり。 ○ 9,036事業場に監督指導を実施。うち、労働基準関係法令違反が認められたのは6,556事業場。 ○ 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報したのは483件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報されたのは1,882件。 ○ 技能実習生に対する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は25件。</p> <p>出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等についても取締りを推進している。</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 今後も引き続き、外国人技能実習機構における実地検査時の取組を適切に実施し、労働関係法令違反等を把握した場合における指導や行政処分等の措置を厳正に行う。</p> <p>【厚生労働省】 引き続き、関係機関から外国人技能実習生の実習実施者に関する通報を受けた場合を含め、労働基準関係法令違反の疑いがある場合には監督指導を行い、労働基準関係法令違反があれば是正を図らせる。</p> <p>左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。</p>
206	<p>依然として多くの技能実習生が来日後に失踪している現状に鑑み、失踪者数を減少させるため、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームで示された改善方策を着実に実施すべく、技能実習生の失踪率に着目するなどして実習実施者等に対する実地検査を強化するとともに、送出国側とも連携して失踪者を多く発生させている送出国からの新規受入れを停止するなど、失踪技能実習生を減少させるための各種措置を講じる。また、国籍別、職種別、都道府県別の失踪技能実習生数の公表、失踪を発生させないために配慮すべき事項をまとめたリーフレットの周知等を通じて、関係機関と協力した取組を進める。</p> <p>〔法務省〕《施策番号206》</p>	<p>法務省</p>	<p>令和元年11月に公表した失踪対策のうち、現在実施している失踪率に着目した実習実施者等に対する実地検査について、調査対象を増やすなど実地検査の強化に取り組んでいる。また、失踪者の発生が著しい送出国からの技能実習生の新規受入れ停止措置について、まずはベトナムとの間で5機関を通報し、うち4機関について、令和3年8月から少なくとも6か月間、新規の受入れを認めない取扱いを開始したほか、ベトナム以外の国における送出国機関について、同様の取扱いを検討している。そのほか、地域協議会、事業協議会や各種セミナーにおいて、失踪技能実習生に関する国籍別、職種別、都道府県別のデータやリーフレットを活用しながら、地方自治体、事業所管省庁や業界団体等に対して失踪防止に向けた取組の周知、協力依頼を行っている。</p>	<p>今後も引き続き、各種の取組を適切に実施していく。</p>
207	<p>失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨規定した省令に基づき、実習実施者側の不適正な取扱いに起因する技能実習生の失踪の防止を図る。また、実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨規定した省令に基づき、技能実習生に対する報酬額及びその支払を適切に確認することで、実習実施者による賃金に関する不正行為等の発生を抑制する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号207》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 ①「失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨規定した省令」、②「実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨規定した省令」を、令和2年4月に施行したところ、監理団体、実習実施者への周知や適正な運用に取り組んでいる。</p>	<p>今後も引き続き、適正な運用に取り組んでいく。</p>
208	<p>技能実習制度においては、一部の实習実施者等による長時間労働や賃金不払といった労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定時や実地検査時に、実習時間、日本人との同等報酬や人権侵害行為の有無等について確認を徹底するほか、平成31年(2019年)4月より順次施行されている働き方改革関連法についても遵守するよう周知・徹底する。こうした取組に加え、技能実習生の保護を図るため、新たに緊急の相談に対応する窓口を設置し、支援を必要とする技能実習生に対し、一時宿泊先の提供を含む保護を確実に実施する。さらに、人権侵害があるなどやむを得ない場合には実習先の変更が可能であること、不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性があること、外国人技能実習機構の母国語相談窓口等について、日本語を含む10か国語で作成された広報用動画を監理団体や送出国機関を通じて個々の技能実習生等に直接周知する。</p> <p>また、失踪の原因の一つとして、高額な保証金や手数料等が指摘されているところ、技能実習生の費用負担に関する実態把握に努めるとともに、これらを未然に防止するため、来日前の技能実習生候補者を含めた技能実習生に対して、上記動画の活用等により失踪防止に向けた積極的な周知・啓発活動を実施する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号208》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構における技能実習計画の認定時や実地検査時において、実習実施者等による労働関係法令違反や人権侵害行為の有無等の確認を徹底している。また、外国人技能実習機構ホームページや外国人労働者問題啓発月間の広報活動を通じて、平成31年4月より順次施行されている働き方改革関連法に関し、技能実習を行う上で必要な内容について周知し、実習実施者等が遵守するよう徹底を図っている。</p> <p>また、技能実習開始後、技能実習生の責任ではない様々な事情により実習の継続が困難になった場合に、実習先の変更ができることや各種相談先等を個々の技能実習生全員に周知する方策として、令和3年度までに制作・開発した技能実習生向けの啓発動画やアプリを各種ホームページやSNS等で発信したほか、送出国政府に対して周知依頼等を行った。</p> <p>さらに、技能実習生の費用負担の実態を把握するため、外国人技能実習機構や地方出入国在留管理局が行う実地検査等の機会を捉えて実態調査を実施し、令和4年7月に公表した。</p>	<p>今後も引き続き、左記の取組を適切に実施していく。</p>
209	<p>解雇された技能実習生に対し、監理団体が転籍支援等を行うよう指導するほか、技能実習生の置かれている状況を継続的に把握し着実に適切な転職支援等につなげていく。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号209》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構では、実習生の転籍支援を行う監理団体に向けて、外国人技能実習機構ホームページに「実習先変更支援サイト」を設け、必要な情報提供を行うとともに、監理団体による十分な支援がなされるよう、必要に応じて監理団体への指導を行っている。</p> <p>また、技能実習の継続が困難となった場合に監理団体等から外国人技能実習機構へ提出する必要がある技能実習実施困難時届出書の内容により実習生の雇用の状況を把握するとともに、転籍状況や生活の状況等について継続的な把握をしている。</p>	<p>今後も引き続き、左記の取組を適切に実施していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
210	技能実習生がより健康で快適な実習生活を送り、技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するよう、実習実施者が技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保した場合の、実習実施者等に対する優遇措置として、令和3年(2021年)8月に、第3号技能実習生の受入れや受入れ人数枠の倍増等の対象となる「優良な実習実施者」等の認定基準に係る配点表において個室のある宿泊施設を確保した場合に加点を行う措置を講じたところ、引き続き同措置を適切に運用していく。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号210》	法務省 厚生労働省	【法務省、厚生労働省】 3号技能実習生の受入れや受入れ人数枠の倍増等の優遇措置の対象となる「優良な実習実施者」及び「優良な監理団体」の認定基準に係る配点表において、本人のみが利用する個室のある宿泊施設を確保した場合等に加点を行う運用を令和3年8月に開始したところ、監理団体、実習実施者への周知や適正な運用に取り組んでいる。	今後も引き続き、左記の運用について、実習実施者や監理団体への周知、適正な運用に取り組んでいく。
211	法務省は、摘発体制の整備を図るとともに、関係機関との協力関係を強化し、情報共有の緊密化・迅速化を図ることにより、一層の摘発を行う。また、インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報や令和3年(2021年)3月からオンラインで得られるようになった外国人雇用状況届出情報をはじめ、デジタル化が進む社会の状況に応じて、情報の収集・分析機能を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発を行う。 不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方出入国在留管理官署は、警察や地方労働局等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方出入国在留管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。 〔法務省、警察庁、厚生労働省〕《施策番号211》【ロードマップ99、100】	法務省	不法就労外国人対策等関係局長連絡会議において、「不法就労等外国人対策の推進(改訂)」を策定するなど、関係機関との更なる連携強化に取り組み、より緊密に情報共有を図るよう努めている。また、不法就労先のあっせん、偽変造在留カードの売買等に関する情報を収集・分析するなどして、効果的かつ効率的な摘発の推進に努めるとともに、事業主に対する啓発活動にも取り組んだ。	引き続き、関係機関と情報共有の上、緊密に連携し、不法滞在者の縮減に向けた取組を行っていく。
		警察庁	出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯についても取締りを推進している。【再掲】施策番号205で記載	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。【再掲】施策番号205で記載
		厚生労働省	令和4年6月に警察庁、法務省(出入国在留管理庁)とともに不法就労防止等について経営者団体に協力を要請した。また、ハローワークにおいて、外国人雇用事業所への雇用管理指導等を実施する中で入管法違反の疑いがある事案を把握した場合の情報提供の徹底について、平成31年3月に各労働局へ発出した通知に基づき、引き続き適切に対応している。	引き続き、不法就労防止に向けて、ハローワークにおいて、外国人雇用状況届出の履行の徹底を求めるなど事業主への指導・啓発を行う。
212	偽装滞在者に対する厳格な在留管理の実現のため、外国人雇用状況届出情報を活用するとともに、中長期在留者の所属機関に係る電子届出システムの普及拡大等による届出情報処理の迅速化を引き続き図り、偽装滞在者に対する在留資格取消手続を積極的に進めていく。 〔法務省〕《施策番号212》	法務省	令和2年7月以降、外国人雇用状況届出情報を利用して在留資格取消対象者を特定・抽出したリストを作成し、各地方出入国在留管理局に送付して積極的な対応を求めているところ、令和4年9月、新たなデータの抽出方法やリストを作成し、従前のリストに加えて送付を開始した。 また、電子届出システムの普及拡大による届出情報処理の迅速化を図るため、令和4年4月、同年10月及び令和5年2月、所属機関による届出を提出する義務(努力義務)のある主要な機関である教育機関、令和4年6月、外国人技能実習機構を經由して技能実習生が所属する監理団体に対し、電子届出システムの利用を促す案内文書を送付した。	届出情報処理の迅速化による在留資格取消手続を図るため、引き続き、電子届出システムの普及拡大に資する広報活動を実施する。
213	地方出入国在留管理官署は、関係機関と緊密に連携し、偽変造在留カードの利用に対する取締りを図り、悪質な利用については厳格に対応する。特に、偽造在留カード密造拠点の発見、摘発等により、偽造在留カードの流通実態の把握に努める。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号213》	法務省	警察等関係機関と連携し、偽造在留カード行使事案の積極的な取締りを図るとともに、偽造在留カードのプロカーに係る調査にも努めた結果、令和4年9月に千葉県内において、国内最大規模となる偽造在留カードの製造・販売拠点を摘発した。 また、偽変造在留カードの入手経路等に係る調査をより効果的に行うことができよう、スマートフォン等の電子機器に保存された情報の解析機器の導入を進めている。	関係機関とより緊密な連携を図りながら、引き続き偽変造在留カード関係事案の積極的な取締りに努めるとともに、同カードの密造拠点の発見、摘発及び流通実態の把握に取り組む。
214	退去強制令書の発付を受け仮放免された後速やかに出国しない外国人について、仮放免の条件(指定居住地での居住や就労禁止等)の遵守状況や仮放免継続の必要性等を確認・把握するため、当該者の居住実態や就労事実、仮放免継続事由の存否等に関する適正かつ厳格な動静監視を実施する。調査の結果、条件違反や仮放免事由の消滅等が確認された者については、違反の程度その他の情状を考慮し相当と認める場合に仮放免を取消し、あるいは仮放免期間を延長不許可とした上で再収容する。 また、仮放免中の逃亡により所在不明となる者が近年増加傾向であることを踏まえ、被退令仮放免者の逃亡等をより効果的に防止するための対応を行っていく。 その上で、仮放免制度の在り方について、「収容・送還に関する専門部会」の提言を踏まえ、法整備を含め早期に必要な対応を行っていく。 〔法務省〕《施策番号214》	法務省	被退令仮放免者である外国人について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じつつ、適正かつ厳格な動静監視を実施するとともに、調査の結果、条件違反などが確認された者は、必要に応じて、仮放免を取り消すなどして再収容している。 また、コロナ禍において、生活困窮となった被仮放免者に対して、できるだけきめ細かく対応することとしており、被退令仮放免者の逃亡等をより効果的に防止できるように努めている。	引き続き、被退令仮放免者に対する厳格な動静監視とその結果に基づく適切な再収容の実施により、仮放免制度の適正な運用に努める。 また、仮放免制度の在り方について、「収容・送還に関する専門部会」の提言を踏まえ、必要な検討を行っていく。
215	新型コロナウイルス感染症の影響により、帰国が困難となっている被退去強制者の送還をより一層充実させる。また、送還忌避者の更なる送還促進に向け、個別送還、小規模の集団送還、保安要員を付しての送還及びチャーター便による集団送還等、事案に応じた形態での送還を一層充実させるとし、このための体制整備を図る。あわせて、国際移住機関(IOM)による自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの活用を推進し、これらの送還忌避者を翻意させ自主的出国を促進するための取組も充実させる。さらに、送還忌避・長期収容問題の抜本的解決を図るべく、退去強制手続の一層の適正化のための法整備を早期に行う。 〔法務省〕《施策番号215》	法務省	送還忌避者の送還については、個別送還や小規模の集団送還を積極的に実施するなどし、前年度上半期の約13倍実施(前年度:4件、今年度:51件)した。また、各地方官署及び国際移住機関(IOM)と連携し、送還忌避者に対する自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの積極的な実施を促し、IOM職員による帰国支援に向けたカウンセリング実施件数は令和4年度上半期で既に前年度の件数を上回っている(令和3年度件数:30人、令和4年度上半期:39人)。 また、法整備については、令和5年3月7日に送還忌避・長期収容問題を解決するため、入管法等改正法案が閣議決定された。	引き続き、在京大使館、航空会社、国際移住機関等の関係機関と緊密に調整を行い、送還忌避者の縮減に努めるとともに、送還忌避者縮減に向け、必要な体制整備を検討する。
216	帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国が存在することにより、退去強制令書の執行に困難が生じているところ、こうした国について、二国間協議や送還忌避者の身柄引取りに特化したハイレベルな交渉の場等を通じて、身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていく。 〔法務省、外務省〕《施策番号216》	法務省	帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国は現在、イランであるところ、外務省を通じて、帰国用臨時旅券又はこれに代わる渡航文書の発給を依頼するとともに、身柄引取りに協力するよう同国との交渉を進めている(令和5年1月、イランにおいてハイレベルな交渉を実施した)。	引き続き、外務省の協力を得ながらイランと協議を行い、送還の支障となる事由の解決・解消に努める。
		外務省	法務省と共に、イラン人送還忌避者の受入れを求めてイラン政府との間で随時交渉を行ってきている。	引き続き法務省と協力しつつ、イラン政府との間では送還忌避者の受入れを強く求めて交渉していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
217	外国人材の受入れに関して、「特定技能」の在留資格については、法務省令において、「退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること」と規定されていることから、被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、在留資格認定証明書を交付しない。また、その他の在留資格についても、被退去強制者を引き取らない国の国民に対しては、在留資格認定証明書交付申請に対する審査及び入国審査に際して、厳格な審査を実施する。 〔法務省〕《施策番号217》	法務省	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第一条に定める地域の権限ある機関を定める件」において、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域を規定し、当該国・地域の外国人の受入れは認めない旨を定めている。 また、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、当該国・地域の外国人でないことを厳格に審査することとしており、その他の在留資格についても、当該国・地域の外国人については厳格に審査している。 被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、より効果的に厳格な上陸審査を実施するため、所要の調査・分析を実施中である。	左記規定に基づき引き続き、適正かつ円滑な運用を行っていく。 左記調査・分析結果を踏まえ、全国の空海港において、厳格な上陸審査を実施する。
218	外国人を収容する施設等においては、引き続き通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。 〔法務省〕《施策番号218》	法務省	<p>国際対策室が設置されている刑事施設に国際専門官や民間通訳人を配置・契約して、希少言語も含めて通訳・通訳業務を実施しているほか、その他の矯正施設においても必要時に国際対策室による通訳、テレビ遠隔通信システムによる通訳の共助等を実施している。</p> <p>保護観察の対象となる者やその引受人等が日本語での意思疎通が困難である場合、通訳者の協力を得て、保護観察及び生活環境の調整を実施している。 また、保護観察の対象となる者やその引受人等が日本語での意思疎通が困難である場合、外国語で記載された保護観察等説明書を活用し、適切な処遇等を実施している。</p> <p>医療観察対象者やその家族等が、日本語での意思疎通が困難である場合、通訳者の協力を得たり、外国語で記載された説明書を活用したりして、医療観察制度に基づく地域社会における処遇等を適切に実施している。</p> <p>令和4年度第2次補正予算において、医療用機器の整備に必要な経費が認められたことから、必要な医療用機器の購入を進めている。 また、大阪局収容区域内監視カメラの更新及び増設に必要な経費も認められており、被収容者の動静把握の強化等にも取り組んでいる。</p>	<p>引き続き、収容状況に応じた通訳・翻訳体制の在り方について検討を進めていく。</p> <p>今後も左記の取組を実施していく。</p> <p>今後も左記の取組を実施していく。</p> <p>引き続き、医療体制の更なる強化に取り組むなど、被収容者処遇の充実に努める。</p>